



平成26年 第6回定例会

会 議 録

(平成26年9月5日～10月1日)

枕崎市議会

平成 26 年
枕崎市議会第 6 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27日間（9月5日～10月1日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
9月 5日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第24号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算及び決算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第25号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙について 14 報告(日程第27号－第29号) 15 散 会
9月 6日 (土)	休 会			
9月 7日 (日)	休 会			
9月 8日 (月)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 一般質問(4名) 3 議案上程(日程第2号) 4 表 決 5 散 会
9月 9日 (火)	休 会	委員会	前 9:24	1 産業厚生委員会
9月10日 (水)	休 会	委員会	前 9:25	1 総務文教委員会
9月11日 (木)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算及び決算特別委員会(補正)
9月12日 (金)	休 会	委員会	前 9:27	1 予算及び決算特別委員会(決算)

9月13日(土)	休会			
9月14日(日)	休会			
9月15日(月)	休会			
9月16日(火)	休会	委員会	前 9:25	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月17日(水)	休会	委員会	前 9:25	1 予算及び決算特別委員会(決算)
9月18日(木)	休会			
9月19日(金)	休会			
9月20日(土)	休会			
9月21日(日)	休会			
9月22日(月)	休会	委員会	前 9:17	1 議会運営委員会
9月23日(火)	休会			
9月24日(水)	休会			
9月25日(木)	本会議		前 9:30	1 再開 2 議案上程(日程第1号、第2号) 3 委員長報告 4 質疑、表決 5 議案上程(日程第3号-第8号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号-第14号) 9 質疑、表決 10 散会
9月26日(金)	休会			
9月27日(土)	休会			
9月28日(日)	休会			

9月29日(月)	休 会	委員会	前 9:20	1 議会運営委員会
9月30日(火)	休 会			
10月 1日(水)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議員派遣について 6 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成26年9月5日)

平成26年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第1号）

平成26年9月5日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	59	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予算及 び決算 特別委
5	60	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
6	61	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
7	62	平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
8	63	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
9	64	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
10	65	枕崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	総文
11	66	枕崎市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
12	67	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の制定について	〃
13	68	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について	〃
14	69	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	〃
15	70	枕崎市畜産センター条例を廃止する条例の制定について	〃

1 6	認 1	平成25年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	予算及 び決算 特別委
1 7	認 2	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
1 8	認 3	平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
1 9	認 4	平成25年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
2 0	認 5	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
2 1	認 6	平成25年度枕崎市立病院事業決算	〃
2 2	認 7	平成25年度枕崎市水道事業決算	〃
2 3	陳 1	道路（歩道を含む）のバリアフリー化促進について	産 厚
2 4	陳 2	川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の提出を求める陳情	総 文
2 5	7 1	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
2 6		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
2 7	報 4	専決処分の報告について	
2 8	報 5	健全化判断比率について	
2 9	報 6	資金不足比率について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
原 田 博 明 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
橋之口 寛 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長
牧 野 美 紀 総務課行政係主事

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
味 園 耕 治 選管事務局長
三 島 洋 台 消防長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長
石 場 博 和 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成26年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、3番豊留榮子議員、13番中原重信議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月1日までの27日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、6月、7月及び8月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成26年第5回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第24号までの21件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例6件、人事案件1件、決算7件及び報告事項3件の計23件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く19件について説明を申し上げます。

まず、議案第59号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億3,360万円を追加し、予算総額を102億8,750万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業及び補助災害復旧事業に係る追加並びに南薩地区衛生管理組合負担金ほか9事業及び臨時財政対策債に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、平成25年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積み立て、生活保護費など平成25年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、障害児通所支援事業、病児保育施設整備に係る市立病院負担金、定期予防接種事業、下水処理施設整備に係る過疎対策事業債の借り入れに伴う公共下水道事業特別会計繰出金、消防ポンプ自動車更新事業、防災施設整備事業、補助災害復旧費などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第60号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ31万4,000円を追加し、予算総額を44億7,406万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、一般管理費並びに医療費適正化特別対策事業及び保険事業費の増額であります。

以上の財源として国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰入金の増並びに諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第61号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ236万円を追加し、予算総額を3億2,227万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、平成25年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金及び諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第62号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,877万9,000円を追加し、予算総額を24億6,405万円にしようとするものです。

補正の内容は、地域支援事業、介護給付費準備基金積立金、介護給付費負担金等返納金及び一般会計繰出金の増額であります。

以上の財源として、繰越金、繰入金、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の増で措置いたしました。

次に、議案第63号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ164万3,000円を減額し、予算総額を7億9,708万2,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、一般会計における下水道処理施設整備に係る過疎対策事業債の借り入れに伴う一般会計繰入金の増額及び事業債の減額並びに人事異動等に伴う人件費等の減額であります。

以上の財源として、繰越金の減で措置いたしました。

次に、議案第64号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、医業費用を1,039万6,000円減額し、病児保育一時預かり事業の管理運営費として、附帯事業費用を467万9,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入においては、企業債の減及び一般会計負担金の増に伴い、収入を1,200万8,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する5,899万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんしようとするものです。

次に、議案第65号枕崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営状況に関し任命権者が報告しなければならない事項に職員の休業の状況を加えるものです。

次の議案第66号枕崎市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、次

代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第67号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

次に、議案第68号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第69号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

この2件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、それぞれ家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

次の、議案第70号枕崎市畜産センター条例を廃止する条例の制定につきましては、畜産センターについて、近年の利用状況を考慮し、新たに防災施設として活用を図るため、平成26年9月30日をもって同センターを廃止しようとするものです。

なお、認定事項第1号平成25年度枕崎市一般会計歳入歳出決算、認定事項第2号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第3号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定事項第4号平成25年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定事項第5号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定事項第6号平成25年度枕崎市立病院事業決算、認定事項第7号平成25年度枕崎市水道事業決算についてもそれぞれ認定をお願いしてあります。

これらのうち、認定事項第7号平成25年枕崎市水道事業決算については、剰余金処分計算書案もあわせて提出してあります。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○8番城森史明議員 私は、日程第16号に関して質問をしたいと思います。

財政の主要な指標の中の財政の弾力性を示す経常収支比率は、97.9%から94.1%へ3.8ポイント改善、将来負担比率は、156%から138.9%へ17.1ポイント改善しました。県下19市の中では、まだまだ悪い状況だとは思いますが、このような中で改善したのは、いいことだと思います。改善した理由は何であるのか、主な点のみ具体的にお示しをお願いします。

2番目に、昨年度に比べ人件費が約3億6,000万円減額され、中身については、退職手当が約2億6,000万、その他の職員給与減額措置を含み約1億となっています。経常収支比率のさらなる改善のためには、職員給与をこのレベル以下に保守することが重要であると思います。平成26年度以降、職員給与は平成25年度に比べどのような推移になるのか。平成27年度から加入する県の退職手当組合における各年度ごとの退職手当額は試算されているのか、この2点についてお尋ねします。

3番目に、日程4号について質問します。

地方債に関する調書が掲載されていますが、これによると平成26年度末見込額が約104億6,500万であり、平成25年度末見込額が約105億5,100万と、昨年度に比べ減少幅が著しく少なくなっています。これは財政指標4指標に大きく影響してくるものと思われます。過疎債と関連しているのか、なぜこうなっているのかお示しをお願いします。以上です。

○本田親行財政課長 まず、主要財政指標の改善状況ということで、経常収支比率の改善につきましては、比率を求める算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額は、前年

度に比べて、約226万9,000円の減となったところですけれども、分子となります経常経費充当一般財源が退職手当の減や国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた職員給料減額措置の拡大、それから公債費の減少などにより、前年度に比べ2億4,399万6,000円の減となったことが要因となっております。

続いて、実質公債費比率の減につきましては、地方債残高の減に伴いまして単年度の実質公債費比率が4年連続で改善したことによります。

将来負担比率の減につきましては、将来負担額を構成するすべての項目が減となったことが要因となっております。

また、地方債残高の減少額がこれまでと比べて減少したことにつきましては、過疎債の発行と密接に関係があるところで、過疎債につきましては、充当率が100%でございます。例えば100万のものについて、充当率が90%であれば90万借りることになりますけれども、充当率100%であるということは、100万の借り入れ。それから、下水道施設の整備に対しても、過疎債の借り入れが認められているところでございます。これまで下水道整備にかかわる地方債につきましては、下水道事業会計が直接借り入れを行ってございましたけれども、今回、補正でお願いしておりますけれども、過疎債については、一般会計が借り入れを行って、借り入れを行った額を下水道事業に繰り出しを行うというような予算措置をしているところでございます。

これまでの地方債残高の減少の大きな要因としましては、平成5、6年の水害対策等を受けました災害対策にかかわる地方債の減少が大きかったところですけれども、それから道路整備等、それあたりの減少が小さくなってきていることも要因でございますけれども、地方債そのものの残高の減少は、幅が小さくなくても過疎債等に振りかわっていくことで、交付税措置を踏まえた実質的な地方債残高については、減少していつているものと考えております。

○永留秀一総務課長 まず、人件費についての職員給与の推移についてでございますが、平成21年度から25年度までの決算を見ますと、平成25年度につきましては、消防組合の職員が42名ふえたということで、人件費全体としてはふえているわけですが、消防組合に在籍した職員を除いたとした場合の人件費の計算をしてみますと、退職手当については、各年度ばらつきがありますので、退職手当の変動を除いた数字で比較しますと、平成21年度から25年度まで職員数が少しずつ定数を減らしてきておりますので、それに応じて人件費についても毎年度減少しているという状況にあります。

それから、退職手当についてですが、県の総合事務組合の退職手当制度に正式に申し込みをしておりますして、総合事務組合のほうに10年間の退職者数と退職手当見込額の試算も提出をしております。

それによりますと、5年間だけ申し上げたいと思いますが、平成27年度からの加入ということでお願いしておりますので、平成27年度の定年退職者数が16名、退職手当額は約3億4,300万円、平成28年度の退職者数が15名、退職手当額は約3億1,000万円、平成29年度の退職者数が11名、退職手当額は約2億3,400万円、平成30年度の定年退職者数が16名、退職手当額は約3億3,400万円、平成31年の定年退職者数が14名、退職手当額は約2億9,500万円ということで試算をしております。

これに対応する負担金につきましては、現在、退手組合のほうと協議してございまして、12月議会に加入の議案が提出される予定でありますので、それまでには、協議をして負担額についても示されるというふうに思っております。以上です。

○8番城森史明議員 最初に過疎債、地方債の件ですけど、過疎債っていうのは、要は財政状況の改善のために導入というか、資格を得たものだとそういう認識があります。

しかしながら、実際にデータを見ますと、要は地方債は余り減ってないわけですよ。そうしたら、実質的な地方債、要は地方債が減ってなかったら財政は改善できないわけですよ。今でも

理由が、地方債のずっと縮減をやってきたということが、大きく財政の改善に貢献してきたわけですね。だから、この過疎債が、することによって、地方債の減少度は減ったよと。そうしたら、この地方債というのは、過疎債を含めた実質的な数字で表示する必要があるんじゃないですか、そういう過疎債はね。その減、含めたかたちでその地方債が……、そうしないと過疎債を導入したのに地方債が下がってないよと、そういう結果になってますよね、その辺がどうなのか。

それともう一つ、退職手当組合ですけども、これはたぶん10年間で平均額を毎年払っていくものと、そういう認識でおりますが、5年間は非常に退職金、退職手当は非常に高水準で推移するわけですよ、今までにない連続で。そして5年間でどうなるのか、そうすれば、この平均が減るのか、5年間によって減っていくわけですよ。そのときにその経常収支比率のとか、そういう設計ができるんじゃないかと。

だって、せっかく97.2%から94.2%に下がったわけですよ。その原因は、やはりこういう人件費の、特に経常収支比率によって人件費の削減があったわけですよ、非常に効果があったわけですよ。そうしたら、また来年から経常収支比率は上昇するという事なんですかね。

だから単純に言えば、今考えればそういうことになりますよね。そうしたら、どうその点に対してどう対策を打っているのかその辺はどうするんでしょうか。

○本田親行財政課長 まず、各財政指標と地方債残高の件について申します。

枕崎市自体の地方債残高というものは、県内各市の中でも上位の残高にはなっておりません。しかしながら、各財政指標については高い比率にあるわけですけども、各財政指標を算定する場合には、地方債残高から今後交付税で措置される額を控除した実質的な負担で計算いたします。おっしゃるように、先ほども申しましたけれども、残高そのものは増加しても減少幅が小さくなくても、交付税措置を踏まえた実質的な地方債残高については減少していきますので、比率については、いい影響を及ぼすと考えております。

それから、経常収支比率と退職手当の関係ですけども、おっしゃるように退職手当も経常的な費用ということで算定するわけですけども、当然退職手当が多ければ、年度によっては経常収支が上がる、少なければ減少するというような状況にはございます。しかしながら、退手組合に加入することによって、負担金そのものは10年間基本的に変わりませんので、平準化、退職手当による影響というのは平準化されてくるものと考えております。

○8番城森史明議員 最後に要望しますけども、そういうことで、ことしは財政指標4指標については、非常にすべてのあれが前向きにいったわけですね。そういうことで、これを一つの基準年として、これをもとにですね、これが悪化しないようお願いを最後に要望したいと思います。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算及び決算関係議案については、先例により、各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算及び決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで予算及び決算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前9時58分 休憩

午前10時7分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました予算及び決算特別委員会の委員の選任については、城森史明議員、吉松

幸夫議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、俵積田義信議員、牧信利議員、禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、沢口光広議員、畠野宏之議員、茅野勲議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算及び決算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第25号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第71号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員豊留伸一郎氏は、平成26年10月14日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います、質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○立石幸徳議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第25号固定資産評価審査委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○立石幸徳議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、
順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○立石幸徳議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○立石幸徳議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

- 立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。
- 立石幸徳議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 立石幸徳議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に9番沢口光広議員、10番畠野宏之議員、11番吉松幸夫議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数13票。
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。
そのうち賛成13票、反対0票。
以上のとおり、全員賛成であります。
よって、議案第71号は、同意することに決定いたしました。
次に、日程第26号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
本選挙は、広域連合議会議員のうち、市議会議員区分から選出の議員に2人の欠員が生じたため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員から2人の議員を選出するものです。
本選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。
議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 立石幸徳議長 ただいまの出席議員数は14人であります。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。
まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

- 立石幸徳議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。
- 立石幸徳議長 配付漏れなしと認めます。
次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 立石幸徳議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
- 立石幸徳議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 立石幸徳議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

- 立石幸徳議長 投票漏れはありませんか。

○立石幸徳議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○立石幸徳議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に12番沖園強議員、13番中原重信議員、14番吉嶺周作議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○立石幸徳議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票中、たてやま清孝7票、道上正己5票、下本地隆2票。

以上のとおりであります。

次に、日程第27号から第29号までの3件について市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項3件について報告いたします。

まず、報告事項第4号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

次の報告事項第5号健全化判断比率について及び報告事項第6号資金不足比率につきましては、平成25年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、それぞれ監査委員の意見を付して報告するものです。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時27分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成26年9月8日)

平成26年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第2号）

平成26年9月8日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		一般質問 城森史明 議員（17ページ～26ページ） 禰占通男 議員（27ページ～35ページ） 豊留榮子 議員（35ページ～44ページ） 沢口光広 議員（44ページ～54ページ）	
2	72	枕崎市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日は、牧議員は欠席の届けが出されております。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、一般質問を行います。

質問は、1番城森史明議員、2番禰占通男議員、3番豊留榮子議員、4番沢口光広議員の順に行います。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番城森史明議員 皆様、おはようございます。

本日は、中秋の名月です。

通告に従い一般質問を行わせていただきます。

高齢化社会が進み、本市における高齢化率は、平成27年度には35.2%に達するものと推測されている。また、要介護認定者も年々増加し、平成26年度は20%を突破し20.4%と推計されている。

このような状況の中で、平成24年に介護老人福祉施設を20床増床し合計136床になったにもかかわらず、平成26年5月末の介護老人福祉施設の待機者は、124人と減少することなくふえているのが実情である。

県においては、来年からの高齢者保健福祉計画の中で、医療や介護を一体的に提供する地域包括ケアシステム構築のため、在宅医療・介護の推進に力を入れるとのことである。

24時間地域巡回型訪問サービスは、平成24年度から始まったが、県下19市の中で実施しているのは、鹿児島市、鹿屋市、指宿市の3市だけである。本市では実施されていない。実施されていない理由は何なのか、どのような検討がなされてきたのかをまずお尋ねしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の策定に当たりまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施につきましても検討をいたしました。

サービスを実施するためには、事業を計画に織り込んだ上で、保険料の見込みを推計し、その情報を市民の皆さんに提供する必要があります。

ただ、事業の実施は、民間事業所が行いますので、計画を策定する段階で事業所に対しまして実施意向調査をしましたところ、この事業は、都市型のサービス提供であって、本市においてどの程度利用が見込めるかということについて、24年度からの新しいサービスということもあり、その当時は把握が難しいということで目標量として計画に織り込めなかったと聞いております。

詳しくは、担当課長が答弁いたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成23年度に行われました第5期介護保険事業計画の策定の際には、13人の市民の委員の方々に組織する老人福祉計画・介護保険事業計画検討委員会で協議していただいております。

その中で、平成24年度から新たに始まる定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの実施について御意見があり、先ほど市長が申し上げたとおり事業所に確認いたしました結果、具体的な整備計画、目標量としては掲載できませんでしたが、その必要性は認識しておりましたので、策定方針の文章の中で24時間定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの実施に向けて検討していきますとしていたところです。

最近の事業所の状況を見ても、通常の訪問介護のヘルパーさんの確保にも苦労しているということもあり、この24時間サービスを実施した場合のヘルパー及び看護師の確保について難しいと感じているようです。

近隣でこの事業を実施しております指宿市の状況では、利用者が3人であるということで利用者数が少ない状況にあり、もし事業を実施するに当たりまして、経営的に他のサービス事業所と併設するかたちでの設置とならざるを得ないようなことを聞いております。

ただ、在宅で暮らしていくには、このようなサービスも活用しながら安心して暮らせる環境づくりにも努めていかなければなりませんので、今年度の策定委員会の中で、市民の皆さんや関係者の御意見も伺いながら、次期計画に織り込むかどうかの協議を進めてまいりたいと思っております。

○8番城森史明議員 24年当時は、確かに初めての事業なのでそうかもしれませんけども、もう2年半たってますよね、その2年半の間の検討はどういうふうになされたんですか。

○佐藤祐司福祉課長 現状について今、指宿市の状況を申し上げました。

既に事業を実施している指宿市につきましては、利用者数が3人であるというような状況もありまして、枕崎市で事業を実施した場合、利用者が見込めるのかということで、民間事業者もですね、事業の実施については、ちょっと積極的になっていないような状況を聞いております。

○8番城森史明議員 新しい事業を始めるに関してはですね、計画策定とかいろんなシミュレーションをしなきゃいけないですよ。その指宿市の事情はわかりました。枕崎の事情に合わせたその検討はどういうふうになされたんですか、具体的に。

○佐藤祐司福祉課長 次期事業計画の策定については、これからの作業になります。

先月末に県のほうで事業計画策定の説明会が開催されました。この9月議会終了後に市民の皆様から組織する策定委員会を開催して、具体的な協議を進めてまいりたいと思っております。

○8番城森史明議員 要は、2年半の間長い期間がありますよね、27年度から第6次が始まるというのはわかっていますよね。その間の検討は具体的にどうなされたかというのを聞いているんです。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど申し上げましたように、他市町村の実施状況、今度の4月末現在で全国では、213保険者、474事業所が提供しているサービスと伺っております。全国的には、いまだまだ普及していないサービスと伺っております。そういう状況の中で、民間事業所の方々とお話をする中では、枕崎で実施いたしても厳しいんじゃないかというような反応をいただいているところなんです。

○8番城森史明議員 その辺もあの……、いろんな面からですね、具体的に検討されるべきものだと思っておりますけども、ちょっと話を変えて、さっきこのシステムは、都市型に合っているでしょうと神園市長さんから説明がありました。どういう理由で都市型なんですか。

私は、枕崎市については非常にコンパクトなまちで、枕崎にとっても、だって実際待機者が124人いるわけですよ。そういうことを考えたときに、非常に枕崎には合った制度だと思っておりますけど、その辺はどう考えておられますか。

○佐藤祐司福祉課長 在宅にいらっしゃる方が、夜間・昼間でもコールをしていただいて、そのコールに基づいて看護師等が御自宅を訪問するサービスでございますので、そのサービス提供事業所から基本的には近いところに在宅の方が複数人いらっしゃる方が効率的なサービスを提供する条件かというふうに思っております。

ですから、在宅にいらっしゃる方が御自宅が市内全域に散らばっておりますと、それだけ事業提供の民間事業者も効率的な事業が行えないというようなかたちで考えているのではないかと、私どもも考えているところです。

○8番城森史明議員 それでは、個別に質問をさせていただきますけども、この制度はですね、要介護認定者の認定の差がありますよね、認定度のどの度数の人たちを対象としている事業なんですか。

○佐藤祐司福祉課長 要介護1から要介護5までの方が対象となっております。

○8番城森史明議員 いや具体的にですよ、この事業というのはわかりますよ、当然。重点的にこの制度に合った、目的を合わせてですね、だって要支援1・2っていうのは、今の24時間じゃなくてもサービスはできてますよ。これをあえて24時間にするわけですよ。そのときに、そうしたらどういう目的で、要支援1・2ってする必要ないじゃないですか、実際。いやいやいや、今の訪問24時間ですよ。

私は、思うのはやっぱり、後でまだ施設との関連を伺いますけども、重症度3から5、この対象の人をしなければ意味はないんじゃないか、十分それがシステムがすればできると思いますよ。

そういうことですよ、具体的にこの制度というのは、要は、要支援1から要介護5までの間の中で、どのそれを対象とするのか、それを絞らなければ、具体的に絞っていかなきゃ、制度は、システムは築けないですよ。そういう意味ですよ。だからどの対象……、例えば、1・2でもいいですよ、要支援1・2をするのか、そういうことを聞いているんですよ。

○佐藤祐司福祉課長 私は、先ほど要介護1から要介護5の方が対象になると申し上げました。要支援1・2の方々は対象外です。ですから、要介護1から要介護5まで、それぞれ月額の設定額で決まっております。要介護1の方は、設定額の割合が低い、要介護5の方が設定額の割合が高いということでございます。

○8番城森史明議員 要は、今、介護問題で何が一番問題なのかですよ。そういうことをですね、現状でできている部分とできていない部分があって、当然、それは今度新しく国がその方針を今回そういう、決めたわけであって、何が問題なのか、そしたらどうするのかということを実体的に設計していかないとなかなかできないと思うんですよ。

ですから、ちょっと次に移りますけども、それとその今の介護の問題で一番大きな問題は、やっぱりその介護をされる方にとっては、所得の問題があると思いますよね。高額所得者は、当然余裕を持って高い施設に入れるわけです。養護老人福祉施設がなぜその人気があるかということ、非常に低額で入れると、所得の低い人たちにとっても対応できる施設だということだと思えます。

そういう意味で、平成25年度の要介護認定者の方ですね、所得における分類、特に低所得者層のその辺をどこで、100万以下にするのか、そういう把握はできているんですか。

それとも、そして、現在の介護老人福祉施設の待機者が124人ということですけども、これについても所得の分類、把握はできているんですか。

○佐藤祐司福祉課長 所得の質問につきましては、通告になかったので手元に用意してないところなんですけど、次期介護保険事業計画、第6期の計画につきましては、今、保険料の設定1段階から6段階になっている保険料の設定が、1段階から9段階までになるというふうに聞いております。ですから、より細かい保険料の設定になりますし、所得の低い方につきましては、保険料の公的な軽減策というのでも実施されます。

今、所得の低い1・2段階の方々は基準額の0.5でございますが、基準額の0.3というかたちになりますので、そこら辺の軽減策もとりまして、所得の高い方については、今、基準額の1.5なんですけど、今度の第9段階では、基準額の1.……、ちょっとお待ちください。所得が、基準額の1.7というような設定になると聞いております。現段階で細かい試算はしておりませんので、細かいことについては申し上げられないところです。

○8番城森史明議員 通告は具体的にしてませんが、これは介護の24時間とは関連することなので、それは御了承お願いしたいと思います。

それともう一つ、このサービスをするときにはですね、要介護者の世帯の状況というのが、問題になると思うんですよ。養護老人施設に入れば、当然、介護人は不要ですけど、在宅介護となると重度3から5の場合には当然、介護人というのが必要になってきます。

そういうことで、この辺の、例えばひとり住まいとかそういう状況で今の要介護者の世帯の状

況、この辺は把握できているのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 その点につきまして、今、手元に資料を用意してございませんので答弁できません。

○8番城森史明議員 介護保険状況には、そういうのは説明がありますよね。世帯の状況というのは、これに。なぜ把握できてないんですか、ここに書いてありますけど。

○佐藤祐司福祉課長 今、議員の言われる質問が現状の数字ということだと思いますので、現状の数字は今手元に持ってきていないということでございます。

○8番城森史明議員 じゃあ最新のわかっている状況をお願いします。

○立石幸徳議長 ちょっと時間をとめてください。

○佐藤祐司福祉課長 今、手元に所得階層ごとの人数につきましては用意してございませんので、現状を答弁できないところです。

○8番城森史明議員 最新の、要は、要介護者の世帯の状況ですよね、ひとり住まいなのか夫婦世帯なのか、そういう状況はどうなっているかということです。

○佐藤祐司福祉課長 申し上げてませんが、手元に資料を用意してございませんので、現在答弁できないところでございます。

○8番城森史明議員 ないならしょうがないので、次の質問に移ります。

この制度において、看護師・介護士の確保が最も肝要で、現状では数が不足しているという状況でしたが、例えばこの制度をするに当たって、この介護保険でもしているようにサービス推計量とサービス供給量をシミュレーションをすればその不足数がわかるわけですよ。

現状の訪問介護でも、例えば居宅サービス利用者推計ということで、平成26年は、要介護者が169名で、その居宅サービスの合計が1,187という数字がシミュレーションされているわけですね。そのシミュレーションによって、その不足量がわかると思うんですけども、それをこの24時間に移行するに当たってですね、そのシミュレーションはどうなっているのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 第6期の計画策定の作業につきましては、先ほど申しあげました。

先月末に県のほうから事業計画に関する説明会がございまして、この9月議会終了後に具体的には動き出すという計画であるということございまして、現段階で今後に向けてのシミュレーションについては、まだやってない状況でございます。

○8番城森史明議員 介護保険6期は27年度から始まるんですよ、半年後ですよ。2年半の間全くこれは検討されなかったんですか。副市長、これはどうなっているんですか。

○久木田敏副市長 ただいま福祉課長が述べて説明してきたとおりでございますが、その2年半の間に何もしなかったということじゃなくて、その事業所の情報、それらをいろいろと情報交換しながら収集してきております。

その中で、先ほど答弁ありましたように、県のほうが、そういう説明会を初めて来年度に向けた説明というものを具体的に示してきておりますので、それをもとに今までアンケート調査とか、それから先ほど言いました情報交換、そういうもの等を整理しながら、具体的にはその計画を詰めていくということでございます。

○8番城森史明議員 これは国も推進しているんですよ、一番ね、非常に大事なあれで第5期の福祉計画にも載ってますよ。そして県も力を入れていることなんですよ。それをまずアンケート調査をした上である程度のそういう、例えば看護師不足、介護士が不足しているんだったら、そうしたら何人、そう言ってますよね。何人少ないんですか。何かそれは理由があって、計算した上での話でしょう。何を根拠にそしたら言っている……、そのヘルパーが足りないということ言っておられるんですか。（「福祉課長」と言う者あり）根拠を示してください。

○佐藤祐司福祉課長 ヘルパーが足りないという根拠はですね、事業者の方々からそういう話を聞いているからです。

それから、介護保険法の改正につきましては、6月に介護保険法改正の制度が決まりました、成立いたしました。ですから、具体的にはやはり制度が改正された後に、それに向けて動き出すという流れになろうかなと思います。

確かに、次期計画に向けての動きというのは、非常に遅いかなというふうには考えておりますが、この9月議会終了後に策定委員会を開催いたしまして、随時協議を進めてまいりたいと思っております。

○8番城森史明議員 ですから、私は、枕崎にとっては非常に適した制度ではないかと、非常にコンパクトシティですから、別府に行くのにも車で20分かかるとかかからないぐらいですよ。

そういう意味で離島もないしですね、この辺は進めていってもらいたいと思いますが、次にですね、この運用においては、その事業所だけじゃなくてですね、やはり地域を巻き込んだ地域レベルの連携も必要になると思うんですが、例えばその辺の地域との連携、この辺はどういうふうに考えておられるんですか。

○佐藤祐司福祉課長 通告にない質問ですので、ちょっと考え考え申し上げたいと思いますが、やはり今後の地域包括ケアシステムというのをつくっていくためには、公的な介護保険のような、公的なサービスだけではなくて、みずから健康をつくっていく自助、そして地域の方々と一緒になって取り組む互助という体制もあわせて取り組んでいくことが重要かなと考えております。

そういう中で、在宅福祉アドバイザー、民生委員の方々みたいに、地域の中での見守り体制の構築、そして、今年度から始めましたシルバー人材センターのワンコインサービス、地域での生活支援、こういうかたちも含めまして地域の方々の力もお借りしながら地域包括ケアシステムの構築に向けて、私どもも一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

○8番城森史明議員 通告には確かにないですけども、これは、24時間地域型の訪問サービスについて通告してありますから、これに関連する質問ですから、逆に庁舎で検討されているんですか、されてないから答えられんじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど来申し上げておりますとおり、法律が成立しましたのが6月、そして県のほうから説明会がありましたのが8月末でございましたので、具体的な検討については、今後取り組んでいくということでございます。

○8番城森史明議員 それと先ほども話が出ましたが、事業者に対する、要は24時間型をですね、これを介護報酬っていうのはどういう、現状はどうなっているんですか。

それと、夜間手当っていうのは24時間に移行するに当たって、夜間手当っていうのはどういうふうになっているんですか。

○佐藤祐司福祉課長 先ほど、この定期巡回・随時対応型サービスの介護報酬につきましては、月の定額であるというふうに申し上げました。

それで、介護度1から介護度5まで月額が設定をされております。看護と介護の一体型事業所で申しますと、要介護1の方々の介護報酬単位が9,323単位、金額にしますと9万3,230円でございますが、要介護5の方々に対します介護報酬の単位が3万0,623単位でございます。金額にしますと30万6,230円でございます。

このように、それぞれの介護度に応じまして金額が設定をされておりますし、事業所の体制に対します加算、減算というの、初期加算、サービス提供体制強化加算などそれぞれ290単位、250単位等で設定をされているところです。

○8番城森史明議員 具体的な、非常にあれは得られなかったんですけども、一応、次の6期に向けてこれを構築されていくということなので、ぜひ十分な検討を行ってですね、要望ですがお願いしたいと思います。

ちょっと一つだけ忘れてました。

例えば、私は、要は、特別養護老人ホームとしての代替としてできないかということ考えた

ときにですね、そのときに特別養護老人ホームと今度の24時間対応型の在宅介護、これ比較してその辺のところ、例えば人件費、経費ですね要は、設備費、その辺から考えてですね、具体的にどのような違いがあって、そしてそれが代替可能なのかっていうことをちょっと最後にお聞きしたいと思います。

○佐藤祐司福祉課長 定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、人員として、オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員、随時訪問サービスを行う訪問介護員、看護職員、管理者の確保が必要になります。

オペレーターとそれぞれの訪問介護員の人数については、サービス提供時間帯を通じて、1人以上確保するために必要な人数以上とされており、看護職員については常勤換算で2.5人以上となっています。

設備基準につきましては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることとされており、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならないとされています。

施設サービスのうち介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの人員基準につきましては、医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員などが必要になります。

医師については、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数、介護職員及び看護職員については、入所者3人に対して1人の割合で必要になります。また、栄養士や機能訓練指導員については1人などとなっています。

設備基準につきましては、居室、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂及び機能訓練室などを配置し、一つの居室の定員は1人が基準で、居室面積は1人当たり10.65平米などとなっています。

一方、介護給付費としていたしましては、要介護5の方で計算をいたしますと定期巡回・随時対応型訪問介護看護が一月で29万円程度となっており、介護老人福祉施設のユニット型個室は36万円程度となります。

人数割合の最も多い市民税非課税世帯で収入80万円以下の方の利用負担としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が一月で1万5,000円に食費分が必要となり、介護老人福祉施設のユニット型個室は一月で5万2,000円程度となります。

○8番城森史明議員 その施設サービスと特養とその24時間巡回型を比較した場合のメリット・デメリットというのは、どういうふうになるんですか。

○佐藤祐司福祉課長 国がまとめましたアンケートによりますと、自分が介護が必要になった場合にどのような介護を望むかという問いに対しまして、最も多かったのが、家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたいが46%、次が、自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたいで24%となっておりまして、7割の方が住みなれた自宅での介護を望んでおります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型のサービスは、住み慣れた地域で暮らし続けたいという利用者の希望をかなえられたサービスである。そして、利用者に安心感を与えられるサービスであるということでございます。

そのデメリット、対しましてデメリットと言えるかどうかはわかりませんが、先ほど来申し上げておりますように、サービス料は月ごとの定額でございまして、月に何回利用しても負担額は変わらない反面、月に数回しか利用しない人にとっては、割高になるおそれもあるということでございます。

また、事業を実施した場合に、夜間利用に対しまして事業者のほうヘルパー等を確保できるのかというような問題も存在するというところでございます。

○8番城森史明議員　そういう意味でメリット・デメリットありますが、ほとんどの介護される人たちは居宅介護というのを望んでおられるということですね、ぜひこの制度を早急に実施できるようにお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、介護保険料という問題があります。

その中で枕崎市は一番、県下19市で3,900円、一番高いのがいちき串木野市であります。ということで、介護保険料が安ければいいというものじゃないわけですね、要は、介護保険料とサービスのバランスというか、介護サービスのバランスがいかにとれているかということが問題だと思うんですけども、そういう観点からは、どういうふうになるのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長　保険料が高くなる、そして低くなるということにつきましては、いろんな理由があろうかと思えます。

本市の介護保険料は、先ほど出ましたとおり3,900円で19市中最も低いわけですがけれども、それは、第5期中の基金の取り崩しを1億6,000万円予定して算出したからでありまして、もし基金残高がなかったとすると4,700円程度になり、全国平均の4,972円とほぼ変わらない金額になっていたところでございます。

ちなみに、介護保険事業計画を前回策定した前年度の平成22年度末の基金残高を見てみますと、本市は約1億7,300万円あったのに対しまして、いちき串木野市は約116万円でしたので、いちき串木野市は基金の取り崩しによる保険料の軽減策がとれなかったことで、保険料の水準が高くなったことも一因であろうと考えております。

また、認定者の介護度別の内訳人数を見てみますと、枕崎市の総認定者数に占める要介護3以上の中・重度の方の割合は32.7%で、低いほうから2番目であるのに対し、いちき串木野市は、総認定者数に占める要介護3以上の割合は36.1%で、本市より3.4ポイント高くなっておりますので、介護度の高い方が多いことによって、それだけ保険給付費も高くなり、保険料も高い水準になると考えております。

枕崎市のほうが介護度の低い方が割合的に多いことにより、介護給付費は低くなっていることも理由の一つと考えております。また、保険給付費の高い施設サービスの利用者が、枕崎市は平成24年度月平均で約250人います。いちき串木野市は471人となっており、その分、全体の保険給付費も高くなり、保険料も高くなるというふうに考えております。これは、介護度の中・重度の方が多いということももちろんですが、施設数が多く存在するというところもあろうかと思えます。

○8番城森史明議員　それでしたら、特にその施設数ですけども、要は待機者が約124人いて、枕崎市はですね、その中の自宅介護は二十何人ですから、あと20床ふやせば自宅介護されている人は、単純に言えば施設に移ると、方向になるわけですね。

そういうことで、そう考えたときに、さらに6期においては、その特別養護老人ホームとですね、設備をふやす余地があるのか、その辺のところを介護保険料と兼ね合わせてですね、どのように考えるかお聞きしたいと思います。

○佐藤祐司福祉課長　それぞれのサービスについて、第6期中にどのように展開するかにつきましては、これからの協議ということでございます。

今現在、シミュレーションのかたちで第6期の保険料がどの程度になるかどうか、現状で把握できる被保険者数、そして現状のサービスをそのまま維持した場合に、どの程度になるかということでシミュレーションをいたしております。その結果、5,000円を若干超える数字が出てきております。

その数字を皆様方にまた今後提供をして、そういうかたちでいいのか、さらに施設等を整備したときにこのくらいまた保険料については上がっていきますよというような、また、いろんなシミュレーションを提供しながら、今後の第6期の策定委員会の中で検討してまいりたいと考えて

おります。

○8番城森史明議員 5,000円以上になるということは、大幅な値上げになるわけです。そういう意味では、一気に上げないでですね、段階的に消費税みたいに段階的に上げてほしいなど。それは、他の市がどういう、枕崎と同じように同レベルで上げるならばそれはそういう状況なんで、と思います。

最後に、1人当たりの介護給付費、これは県内の19市の中ではどういう位置づけになっているのでしょうか。

○佐藤祐司福祉課長 1人当たりの保険給付費の関係ですが、平成24年度の介護保険事業状況報告によりますと、単純に保険給付費総額を認定者数で割った枕崎市の認定者1人当たりの保険給付費は約133万円で、19市中低いほうから3番目となっているのに対しまして、いちき串木野市の認定者1人当たりの保険給付費は約158万円で、本市より約25万円高くなっているという状況でございます。

○8番城森史明議員 非常にその介護給付費が少ないということで、医療費よりは、だいたい県でも低いほうなんで、さらに予防事業を充実させてですね、その辺もさせてほしいと思います。

時間もないので、次の質問に移りたいと思います。

先日、新聞でスポーツ合宿の記事が掲載されたんですが、県内の延べ参加人数はですね、右肩上がりが増えていますが、本市のスポーツ合宿の状況、参加人員はどうなっているのでしょうか。

○米盛基保健体育課長 本市におきましては、野球場、塩浜運動場を中心に、平成23年度は自主練習利用として千葉ロッテマリーンズの数名と福岡工業大学硬式野球部の計2団体、延べ380名が利用しております。平成24年度も前年と同じ2団体、延べ238名が利用しております。平成25年におきましては、福岡工業大学硬式野球部の1団体、延べ490名がスポーツ合宿を行っている状況でございます。

○8番城森史明議員 枕崎市は、残念ながら数百人単位ということですね、県内の同レベルの市を比べると日置市なんか5,439人、指宿市も4,200人、特に南さつま市なんか1万人を超えるわけですね。

そういう意味では、新聞記事にも書いてありましたが、非常にスポーツ合宿については景気に左右されると、それとやっぱり交流人口をふやすことによって、経済効果や観光面でのPR、本市にとってもですね、大きなメリットがあるわけです。

そういう意味で、そのスポーツ合宿って非常に有意義なわけですね、そういう意味で、そういう観点から考えたときに、その辺をスポーツ合宿についてはどういうふうにご検討されているんですか。

○米盛基保健体育課長 競技によりましては、体育施設の老朽化等もあり、合宿誘致がなかなか難しいのが現状であります。今後も現在合宿を行っている団体の継続的な誘致を進めていながら、本市のスポーツ環境をしっかりと見つめ、誘致できる競技団体はないか、検討してまいりたいと思っております。

○下山忠志水産商工課長 もう一回答いたします。

合宿参加者の宿泊や買い物等をお聞きすると、関係業者に対する効果については影響があると考えておりますけれども、現在のところ市内のそういう旅館業やタクシー業界からの要望等はまだまだ上がってきていないところでございます。

○8番城森史明議員 私も、同じ交流参加の修学旅行の誘致も今盛んに行われていますけれども、やはり私も何回か修学旅行で家庭に受け入れることがあります、やはり聞きますとですね、やはり食費とかあわせて1万円前後のお金を使うわけですね。そういう意味では、非常に経済効果、さらにはやはり枕崎というものを知ってもらおうということで、非常に有意義なことだと思うんで

すが、そういう意味では、確かにスポーツ施設の課題があると思いますが、実際今、県がやっているのは、今、福岡、関西ですね、誘致活動を年に数回やっているわけですよ。

手を挙げた市も、当然一緒にやっているんですけども、その中で大学の同好会レベルにですね、来てもらっているんです。そうすれば、特に立派なスポーツ施設とか必要じゃないわけですね。この辺の誘致活動に参加したことはあるんですか。

○米盛基保健体育課長 現在、大学の同窓会サークル等への合宿誘致は行っていないところでございます。

○8番城森史明議員 確かに枕崎は、そんなスポーツ施設はないんですけども、同好会レベルでしたらですね、当然、簡単な整備によりですね、十分可能だと思うんですけど、ぜひ県と一緒に誘致活動をやっていただきたいと思います。

次の2020年の鹿児島国体ですけども、これは国民大会、第75回国民体育大会が決まったんですけど、本市はなぎなたに決まっているわけですね。その経緯について説明をお願いしたいと思います。

○米盛基保健体育課長 会場地選定につきましては、平成24年8月の第75回国民体育大会県準備委員会第1回常任委員会において協議がなされました。

その内容といたしましては、地域バランスに考慮して選定すること。2、既存施設を活用することを基本とすること。3、市町村の開催希望と競技団体の意向が合致しており、地域の実情・特性等を考慮し総合的に判断するなどとなっております。

その後、平成24年10月の開催意向調査において、既存施設の活用ということで、本市では、総合体育館をメイン会場と考え、国体施設設置基準を満たす競技種目の剣道競技と前回の太陽国体で、本市で開催されたレスリング競技となぎなた競技の3競技を希望しました。

それを受け、県国体準備委員会による会場選定が進められ、平成25年8月21日、第75回国民体育大会県準備委員会総会において、本市がなぎなた競技に決定しております。

○8番城森史明議員 なぎなた競技の経緯がわかりましたけれども、基本的な面に返って、枕崎、本市ですね、学生スポーツ、社会人スポーツがあります。その辺の活動状況や成績に関してどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○米盛基保健体育課長 体育協会の中でも各種目どこも一生懸命頑張ってくださいしているところでございます。再来週、県民体育大会等もございまして、本市から各競技に出場する選手もたくさんおります。高校も水泳を初めとして頑張っている生徒もおりますし、中学校におきましても全国の中学校の体育大会に出ている生徒もおりますので、頑張っているのではないかと考えております。そういうことでよろしいのでしょうか。

○8番城森史明議員 そういうことですね、本市はスポーツにおいてはですね、非常に盛んで、甲子園、高校野球においてもですね、必ず枕崎市出身者が年に1人、2人行っている状況が見られるわけですね。そういうことで、非常に盛んなまちであると私もそういうふうに認識しております。

それとですね、このやはりスポーツに対するまちづくりということも一つの重要な要素ではないかと思っております。やはりその、隣の南さつま市はですね、立派なサッカー場を持っているけども、それも一つのまちづくりとしてつくってきたわけです。そういう意味では、枕崎市は過去10年ぐらいですね、そのスポーツに対するまちづくりということに対してどういうふうに考えてきたのか、その辺をお伺いいたします。

○米盛基保健体育課長 スポーツにおきまして、ソフトボール競技とかテニス競技とか、そういうのが本市も盛んであると思うんですけども、国体施設基準によるとソフトボールでは規定の競技場が8面いると、テニスにおきましては、国体競技20面いると、そういう状況であります。本市では、これらの基準を満たす施設がないことから、国体の開催というのには難しいこと

があるなど思っておることです。

今後また、いろんな面でなぎなた競技に向けて頑張っていければなど考えているところがございます。

○8番城森史明議員 それは全体の考えることで、要は全体の枕崎のまちづくりの中においてですね、どういうそのスポーツが、スポーツの整備、考え方がされてきたのか、副市長は、その辺をどう考えておられますか。

○立石幸徳議長 質問と答弁とかみ合っていないので、的確な答弁をお願いします。

○久木田敏副市長 ここ10年という歴史ばかりじゃなくて、過去から御存じのように枕崎市はテニスのまちというようなことで名をはせてまいりました。そしてまた、ソフトボール人口、そして野球、そういう各種のスポーツ人口というのは、枕崎はすごく活発なまちであったことは御承知だと思います。

その中で、施設の整備につきましては、そのころ取り組んできたわけですが、やはり今日になって老朽化してきていると。そしてまた、スポーツ人口そのものも、やはり子供の人口とかそういうようなもの等、あるいはまた多方面におけるサッカー競技とか、いろんな種目においてまた選択する分野も広がってきているというふうに思っております。ですから、これといった、その改めて本市の状況からしまして、そのスポーツをこれに限定したかたちでの施設の整備というのは、やはり人口からしますと難しいんじゃないかというふうに考えております。

おっしゃるように、そういう特定なスポーツのできる競技施設、それにつきましてはなかなか難しいですけれども、全体的にですね、いろんなスポーツのできる整備の仕方というものについては、今後、さらに手を加えていかなければならないというふうには考えております。

○8番城森史明議員 正直言ってなぎなた競技はですね、正直な話、メジャーな競技ではないわけです。

剣道、柔道の試合ルールは知ってても、なかなか私自身もなぎなたはどうして試合をするのかルールもわからないし、ですから今後2020年、5年後6年後ですけども、どのようなかたちでその盛り上げをやっていくのか、そしておもてなしをやっていくのか。

やはり、余りなじみのない競技だからこそですね、早目のそういう行動が必要でないかと思うんですけども、どういうふうな国体開催に対する盛り上げ方をやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○米盛基保健体育課長 なぎなた競技は、型による演技競技と試合競技に分かれており、一般的に知名度は低いですが格式ある競技であります。

6年後に向けて、ことし6月28日に本市武道館におきまして、南薩地区体育大会なぎなた競技を開催し、南九州市なぎなた連盟や鹿児島県なぎなた連盟に、今後の連携・協力を求めたところでございます。また、来年2月には、国体中央競技団体の現地視察が計画されておりますので、中央競技団体との連携も図ってまいりたいと思います。

本市といたしましても、今後、国体準備の実行委員会を発足させ、6年後の開催に向けて市民と一体となった準備が必要であると考えております。また、なぎなた競技を市民の皆さんに知っていただくために、競技の特色や大会の広報等に努めていきたいと考えております。

県内外から来られる選手や応援の方々をどのようにして気持ちよくもてなすか、今後、十分に方策を検討してまいりたいと思います。

○8番城森史明議員 国体というのは、競技開催を成功させることが最も重要ですけども、鹿児島国体というチャンスをとらえてですね、枕崎市を全国に発信することがそれ以上に大事だと思いますので、その辺は十分な検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。

日本経済の最大の課題は、急激な人口減少や少子高齢化で、これをとめなければ持続的な成長は望めない。人口減少で、経済も地域のあり方も見直しを迫られるのが現実です。

四国のある過疎化の進むまちで起こっている2つの異変が、全国の注目を集めています。2011年度の人口動態調査で、わずかながら転入者が転出者を上回ったとのこと。しかしまた、この一、二年、転出者が転入者を上回っているのが現実です。

このまちの取り組みは、私たち枕崎市の参考にもなるのではないのでしょうか。そのまちでは、IT企業がサテライトオフィスを設置したり本社を移転したため、要因として快適なIT環境、家賃や生活費の安さ、恵まれた自然環境、また、地域おこしを続ける国際交流団体の存在があります。

総務省は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るため、「地域おこし協力隊」を推進しています。県内においても取り組みが進んでおり、本市の現在の進捗状況をお尋ねしたい。地域おこし協力隊制度が2009年度に発足し5年経過したが、本市の取り組みはどのようになっているのかをお願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 地域おこし協力隊は、地域資源の活用、地域文化の維持・振興など、地域おこしの支援や耕作放棄地再生、畜産業支援、農作業支援などの農林水産業従事、水源保全・監視活動など、地域住民が共通して抱えている地域課題の解決に当たろうとすると、適当な人材や人出がなくて困っている場合に、これを手助けするための人材確保策として3大都市圏や政令指定都市の住民に呼びかけ、当該地域に一定期間移住してもらって、住民と一緒に地域課題解決の手伝いに当たってもらうという制度です。

そのような事業の趣旨から、本市に地域おこし協力隊を導入しようとするときは、本市内の基礎自治体となる各公民館や金山、桜山、立神、別府、枕崎などの各地区公民館単位の住民の皆さんが、十分な話し合いや協議を経て、各公民館、各地区公民館単位での地域課題をはっきりとさせ、さらには目指したい地域の姿を描いておく必要があるかと思えます。

これら地域課題の抽出や目指したい地域の姿がはっきりしたものにならないと、どのような分野の知識や力を持った地域おこし協力隊員を募集すればよいかかわりません。応募して移住してきた地域おこし協力隊員も地域に入ってから何をすればいいかわからず、事業の成果が得られないという結果になります。

本市は、これまで地域課題の抽出や目指したい地域の姿をまとめ、当局との連絡調整に当たらせるために、平成22年度から地域活動活性化推進員を希望する公民館に派遣しておりますが、まだまだ派遣を希望する公民館が少ない状況です。

○7番禰占通男議員 この地域おこし協力隊は総務省の管轄ですが、地方自治体は、複数受け入れも可能としているんですね。そこら辺の見解は、どう思っていますか。

○神園信二企画調整課長 質問者の複数受け入れというのが、ちょっとはっきりわかりませんが、私なりに解釈いたしまして、先ほどの答弁で市長が申し上げました地域資源の活用、地域文化の振興・維持による地域おこし、耕作放棄地と、たくさん並べましたけれども、それぞれの分野における地域おこし協力隊員の受け入れというふうな解釈で申し上げますと、各分野でできるというふうに理解しております。

○7番 禰占通男議員 今、この活動内容も市長がおっしゃいましたが、それについて、この協力隊に対するこの生活支援、就職支援というのは、これは自治体が要請する前に作成して、それに合った人を採用すると、委嘱するということになっておりますが、それに対して、本市が取り組むとなればですよ、今この2番目にいきますが、どのようなこの地域協力活動事業となるのかと、市長も答弁で地域活動活性化推進事業も平成22年度より取り組んでいるということで、これは3番目に持っていきますが、それで、それに対してまた、何というか、協力隊員の内容も変わってくると思うんですよ。

だから、本市が取り組む内容、市長も言いましたように水産関係、水保全関係、水源汚染ですね、これ環境保全とかいろいろありますが、その中で本市が実際取り組んで、取り組ませたい、こういう人を委嘱したいというのを、どのように目標を持って、どのような人材を確保して募集するのかというその内容は、どのように構想しているんですか。

○神園信二企画調整課長 冒頭の質問のお答えで市長も申し上げましたとおり、それぞれの地域ですね、基礎自治体となる一公民館ではなかなか難しいと思っておりますけれども、その辺のところ、市長も各校区の地区公民館というところを取り上げて言われたんだと思っておりますけれども、それぞれの地域が、今、何が問題になっていって、どういうふうに解決しなければならないのか、将来的にはどういう地域を目指すのかというところを、地域の住民の皆さんでしっかりと現況把握と将来像を描いていただくと。その将来像を描いていただいたところを、私ども当局のほうにこういう地域にしたいんだと。地域の公民館としては、こういうところを頑張るからこういう人材が欲しいというふうな御要請といいますか、皆さんが一致したお考えを当局のほうにお伝えいただいて、その解決のためには、どういう人材が必要なのか。現在の市の当局で解決ができないとなれば、地域おこし協力隊員の募集というところも、国の助成制度もありますので、それを利用しながら進んでいくというところでございます。

その準備の段階ということで、平成22年度から地域活動活性化推進員というのものも、市の職員を各公民館のほうに派遣をしておりますので、こちらのほうを十分御利用いただきまして、存分に御利用いただきまして、そういうところ、地域の姿を描いていく、今困っているところを明確にして地域の姿を描いて、それで当局のほうと連絡調整をしていただくというふうなところが、まず、先決かなというふうにご考えているところでございます。

○7番 禰占通男議員 今、課長もおっしゃられていますが、その地域の自治地区単位ということ、私は関係ないと思うんですよ。

この業務の中にもありますが、この監視活動というのものもあるんですよ。そうすれば、決算も今出ておりますけど、ウミガメ監視員とか環境保全の監視員、いろいろありますよ。やっぱりそれと抱き合わせて、そういう興味があった若い人を呼んで、来てもらって、定住してもらって、その人の考えをまた本市の行政に生かす、そういう感じじゃないんですか、総務省が思っているところは。

○神園信二企画調整課長 個別分野の、先ほど議員もおっしゃられたウミガメとか、いわゆる不法投棄のパトロールとか、あと水質等々につきましては、それぞれ個別法で今現在取り組んでいる各課の施策で現在対応が行われていると。

これを一体となって、いわゆる例えばAという校区は、環境のすばらしい地区にするんだと、今後A地区の各公民館が一体となって取り組んで環境のすばらしい地区にするんだと、そのための監視の主体として、地域おこし協力隊員というような位置づけがほしいというふうなところの方向性、この辺が見えてこない、なかなかその地域おこし協力隊員を入れてそれぞれの個別法をものを統一して当たらせるというところでもなかなか、環境のすばらしいA地区、そのためには、こういうところでこういう活動していくんだというところが、なかなか地域おこし協力隊員のほうにも伝わらないのではないかなというふうにご考えています。

○7番 禰占通男議員 あと一つ、今、日本全国というか農業関係で問題になっているのが、高齢化による農業従事者の減少と放棄地ですよ。

この前も、大分のほうの竹田市のほうで、あそこは、8人の協力隊員を1人の職員が手配して維持をしていると。また、人数もふやそうかとやっていますよ。そういう場合に、農業関係者に協力隊員をお願いして農業研修兼、最後は本人も話していましたが、農業を自分でやりたいと、経営したいと。やはりそういうふうな都会でも考えている人がいると思うんですよ。

そしたら、どこに行けばいいかというのは、やっぱり行政が発信する、やっぱり情報だと思うんですよ。

やはり、その自治自治じゃなくて、最終的には総務省も言ってますよ。任期が終わった後にどのようにして協力隊員が現地に残ってくれるか、その生活支援、そして、その後の就職支援も同時に進めることが望ましいと、地方自治体はですよ、そういうふうなうたっているんですよ。

やはり、そしたら一つの自治じゃなくて、今、困っている問題を実際取り上げて、それに従事してもらおうというの、私は考えだと思んですがどうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 議員のおっしゃるところは、その後、移住・定住策にもつながっていく地域おこし隊というところのイメージを強くお持ちだろうというふうに考えておるところですけども、まず、この地域おこし協力隊員を入れてどうするのかと、何をしたいのかというところでありますが、その地域おこし協力隊にすべて任せるというのではなくて、地域おこしのために地域おこし協力隊員と住民の皆さん、市民の皆さんが一緒になって、どういう地域をつくっていくのかというところが定まらないと、その後、活動に魅力を持って、その後定住をしていくと、応募した地域おこし協力隊員が定住をして、地域おこしに引き続き頑張ってくださいというふうなかたちになろうかと思えます。

地域おこし協力隊員も、任期が3年、最長3年ですね。おおむね1年以上、最長3年というところでもありますので、皆さん、そういうところの地域づくりのテーマ、主題、柱というのがはっきりしていないと、なかなか入って来られた地域おこし協力隊員も定住をするというところには結びつきにくいのかなと。ただ単に地域の人たちの手が足りないのでプラス1ですか、猫の手というふうなかたちで使われたという感じで帰っていただくようなかたちではいけない制度だというふうにとらえているところでもあります。

○7番 禰占通男議員 しかし、枕崎市に住んでいる我々はですよ、このまちで生まれた人がほとんどですよ、今でも、近隣か。そしたら結局は、自分の生まれたところのよさというの、外から見ないとわからないと思うんですよ。やはり、外からある程度来てみて活躍してもらって、何かここが違うよねと、やっぱりそういう意見も我々はもらうべきじゃないんですか。また自分が生まれたところと違う場所で働くというのは違うと思うんですよ、これもね。

ですから、私は本当を言えば、いろんなこの採用の活動内容の例もありますように、先ほども1番バッターの介護の問題でもいろいろありましたが、活動の例にもやっぱり住民の生活支援という部分もありますよ、見守りサービス、通院、買い物等の移動サービスという、こういう分野もありますよ。やっぱり高齢化社会に向けての。こういう、今、福祉課長も言いましたが、シルバーでもワンコインを始めて活用していると。

そうした場合、こういう今からの高齢者社会に対する事業に対しての協力隊の協力というのは考えていないんですか。

○神園信二企画調整課長 福祉関係に及ぶ広い範囲での地域おこし協力隊の募集というところの制度になっておりますけれども、先ほどから私、申し上げますとおり、その地域おこし協力隊員が入った地域で、その協力隊員がまた地域住民の皆さんにお手伝いをしながらどういう地域をつくっていくのかというのが一番大切だというふうに申し上げておるところでありまして、例えば福祉の関係で入っていただいたとすれば、通院の介添えをしながらも、今度は健康な地域になっ

てほしいよねと、ほかの地域よりも健康寿命がもっと伸びるような地域になってほしいよねというふうな活動を、また地域の皆さんとともに進んでやっていく、巻き込みながらやっていく一つの起爆剤の役割、ただ単なる人手が足りないから地域おこし協力隊というのではなくて、そういう仕掛けをしていくような人材まで求めていくというのがこの地域おこし協力隊の理想の姿であろうというふうに考えておりますので、そのようなところまで事業効果を波及させられる態勢をとった上での募集というふうなかたちにしていかなければならないだろうというふうに考えているところであります。

○7番 禰占通男議員 その結果を求めているということですが、もう一つの活動の例に地域おこしの支援ということで、地場製品の販売、その他地産地消の推進のための取り組みに対する応援というのがありますし、こういう項目に対してはどのように考えておりますか。

○神園信二企画調整課長 今、言われました地場製品のセールス、こういうところになかなか地域ではノウハウがないので、3大都市圏でそういう経験を持って、田舎暮らしの好きな方が一定期間来ていただいてルートを開いていくという入れ方は当然あると思います。

であります、今度はまたそれをそこで終わるのではなくて、今度はそれをまた広げていって、新たな地場製品、いわゆる6次産業を、6次製品をつくっていく、これは住民の皆さんのお仕事になっていくわけですね。

地域協力隊員が気づかして、いろんな専門のノウハウを使っていきながら、今持っているものを広げていって、今度は地域の住民の皆さんが、これだけの価値が、今まで見逃していたけれどもこういう価値があるんだ、こういうふうなやり方があるんだということまで広がっていかないと、なかなか地域おこしというところまでつながっていかないというふうに考えているところであります。

専門のノウハウが足りないところには、そのノウハウを貸してほしいよね、だから地域おこし協力隊員だよねという考え方は、私も理解はいたしますが、その先まで、やはり事業効果としては求めるべきではなかろうかというふうに考えております。

○7番 禰占通男議員 3番目に行きますけど、この地域活動活性化推進制度、職員の地域担当制ですよ、これとの、協力隊員との兼ね合いと考えると、どのようにお考えですか。

○神園信二企画調整課長 現在のところで、地域活動活性化推進員を派遣している公民館、9公民館に23人を派遣してございます。非常に地域に溶け込んで、いろんな地域独自のイベントにも主力となって計画策定に当たる、ここに行政の助成が欲しいよ、手助けが欲しいよというふうなところまで連絡をいただいている活性化推進員もいらっしゃいます。

ただ、なかなか各公民館のほうでですね、そういうところまで協議が進まない、もっと私たちを使ってほしいと、使われるように、またいろんな措置も、当局もお手伝いをしてほしいというふうな要求はいただいておりますけれども、この方々が、やはり地域に入って、どういう公民館を目指すのか、どういう地域であるべきだというふうに住民の皆さん考えて、どういうところに行政の手助けが必要だというふうなところを伝えていただけるのかというのは、また、今後さらにこの活性化推進員の活動を充実していかなければならないと思います。

それを踏まえた上で、各地区のところをまとめてこういう地域にしたいんだ、こういうところが課題なんだということをお伝えいただければ非常にありがたい。また、地域おこしの協力隊も検討が進みやすいというふうなかたちになるかと思っております。

○7番 禰占通男議員 今、9公民館、自治単位ですよ、そこで活動しているということですが、協力隊は、この集落支援員も兼ねられるというふうになっていきますよ。だから、若い……、地域の担当制で職員が行く、そこでその人がいろいろ事務処理なり、いろいろノウハウをアドバイスをしていると思うんですが、やはり地元に住んでもらって、若い人がですね。年齢としては、どこも採用しているのが大体40歳以下ぐらいをお願いしているということで、年齢的にもうその

枠にひっかかる人も相当鹿児島県内でもいるようですが、やはり地域に住んで協力してくれる人と行政から出向いて行ってアドバイス、事務処理は、多少違うんじゃないですか、これ。やっぱり自分の集落に住んでもらって、集落か隣の集落に住んでもらうと空き家対策にもなるというんですよ、これね。今、大分のほうの取り組みなんかも幾つものメリットがあると。

ですから、私は、この地域担当制、これを職員の方が頑張るのもいいですよ。だけど、ほかのところから来てもらって住んでもらって、その人が低学年の子供を持っていれば、またこれ言うことはないですよ。

やっぱりそういうところの自治公民館からの要請がないと受け入れられないと言うけど、やはりそれは、行政からのこういうものもあるけれどどうだろうかとか、その水を向けるということは、今まであったんですか。

○神園信二企画調整課長 地域活動活性化推進員の主題としましては、人選をするときには私どもも、その出身公民館というんですか、その職員が出身の公民館の事情がよくわかるようにというふうな配慮はしております。

この地域活動活性化推進員と地域おこし協力隊、これはまた一つ違っておまして、その前段の、当局との連絡調整、それと当局がどういう手伝いをしていけばいいのかという問題の拾い上げ、地域からの掘り下げというところにお手伝いをするのであって、一緒になって生活をして農作業を手伝う、公民館活動を手伝うということを主眼とした制度ではございません。

これに対して、地域おこし協力隊員というのは、地域にも入っていただいて住んでいただいて、一緒に作業もやっていくというふうなかたちであります。

地域に派遣した活性化推進員のほうも、これは単なるプランづくりだけではなくて、私たちも一緒に汗を流しましょうということで、一緒に活動してくれている協力員もいるわけですね。当然、これは、地域の実情を深く理解しようとするれば、当然そういう活動にも入っていくことになると思います。ただ、それが中心ではなくて、しっかりと地域活動の活性化のために、どういふふうなテーマがあつて、どういふ手伝いを行政はしていかなければならないのかということの掘り起こしでございます。

そういう意味で、地域おこし協力隊と地域活動活性化推進員は、若干経路の違った制度だということはお理解をいただきたいと思つた。

○7番禰占通男議員 この前も、地域おこし協力隊で集落支援員ということで新聞にあったんですが、そこの海の向こうの三島村ですよ、そこで任期が終わつてですよ、3年間で任期が終わつて、その中で、後も引き続き集落支援員として任期後も残つた場合は、国の特別交付税措置されるようになってたんですよ。ということは、最長何年とは書いておりませんでした、3年プラスアルファですよ。そうしたら1人残つて、これからもまだ住み続けるということでしたので、相当なメリットがあると思うんですよ。そういう取り組みに対する考えは、どのようにお考えですか。

○神園信二企画調整課長 総務省による支援の関係でございますが、地域おこし協力隊員に対する特別交付税による財政支援、総務省からの財政支援というところでございますけれども、これは、おおむね1年以上最長3年ということで、総務省の資料にも明記されてございます。3年を超える場合は、特別交付税による支援は受けられられないが活動継続は可能ですよということで、国の支援としましては3年間で終了、しかし先ほど言った地域支援員ですか、というかたちで、かたちを変えて地元に残られるというかたちはいいんじゃないでしょうかというふうなところでございます。

なお、総務省からの財政支援としましては、特別交付税の算入につきましては、隊員1人につき報酬等で上限200万、活動につきましては上限200万、合わせて400万。それと、隊員の募集経費につきましては1団体当たり200万を上限というところで、特別交付税で措置はいたしますとい

うふうな制度でございます。

○7番 禰占通男議員 今、交付税で措置というのは3年間というように課長はおっしゃられますが、7月の新聞に実際、記事になっておりました。任期後、残った場合と、そういうのがありましたので参考にしてください。

次の景観行政団体についての質問をしてみたいと思います。

この景観行政団体については、本市も正確な条例制定までは至っていないという課長の説明でありましたので、1番、2番、13番という質問をしてみたいと思いますので、この3番から12番というのはもう割愛にさせていただきます。その段取りができた時点で、また改めて一般質問なりで質問してみたいと思いますので、御了承ください。

新聞によって私も知ったんですが、鹿児島県は、4月8日、6月1日から枕崎市が景観行政団体になると発表しております。この景観行政団体に至った経緯は、どのようになされたのかをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 まず、景観法につきまして、御質問に該当する部分の若干の説明を申し上げさせていただきます。

景観法の第7条、定義の条項に景観行政団体について定義づけをしておりますけれども、景観行政団体に成り得ますのは、地方自治法に定める政令指定都市、それと中核市、これは、法の施行で自動的に景観行政団体になることとなります。さらには、都道府県との協議を行って、県の同意を得た市町村が景観行政団体ということになります。

景観行政団体になりますと、その市町村の景観を守るために景観計画を策定する。この景観計画というものにつきましては、住民に対しまして、建築物の建築等に対する届け出義務、これを課すことができると。その届け出られた建物に対しまして、景観を守るために必要と行政が判断をすれば、建築物の大きさ、それから外観、これの変更勧告を行うことができると。もちろん、色彩、色等につきましても当然でございます。デザイン、色彩につきましても変更命令ができるということです。

それと、景観上重要な建物、建築物や樹木を指定して、これを持っている、有する市民に対して措置を命ずることができる。つまり、建物をしっかり管理をなささい、建物の形状を変えてはなりません、木を伐採してはなりません、枝も落としてはなりませんというふうな縛りをかけることとなります。

それと、農地の形状変更等ということで、農地の形状変更と言いますと難しく聞こえますけれども、要は、田んぼ・畑の形を変えてはならない。1区画の形を変えてはなりませんよという規制をする。

それから、耕作放棄地対策のための措置命令、耕作放棄地にはしてはいけません。

林業施業の促進命令、これにつきましては、必ず山の手入れをして、はたから見たときに見やすい山にしておいてくださいというふうな条項からなる景観条例を制定することができるということになります。

ここで御注意いただきたいのは、法が定めたのは、景観行政団体になった市町村に対して、景観計画の策定、景観条例の制定を義務を課したというものではございません。各市町村が必要と認めた場合には、景観計画、それから景観条例を制定できると、できるという権限を持たせるものでありまして、その根拠づけとなる法規を明確にしたものであるというふうなところでございます。

このような状況の中で、鹿児島県は、法の趣旨にかんがみまして、県下の全市町村が景観行政団体ということになって、その権限を持つようにということで指導をしておりましたが、今般、本市も県との協議を行いまして、県の同意を得て景観行政団体と、そういう景観計画、景観条例を制定できる団体というふうになったということが経過でございます。

○7番禰占通男議員 県の指導からということですが、この協議の中で、協議で、この知事に対しての市町村長の氏名で出す分、それについての回答、市町村長あてに知事名で回答というふうに様式が分かれてありますよ。指導のもとというよりは、様式1、様式2というのは、これは出されたんですか。

○神園信二企画調整課長 はい、一連の景観行政団体になっていくというところで、枕崎市のほうからお出ししまして、県のほうからは、それでよいという同意をいただいております。

○7番禰占通男議員 今、課長が景観法についての、いろいろ詳しく述べてくれましたが、この様式1の知事あての市長名で出す分には、今後の方向性とスケジュール、そしてまた、景観団体としての事務の内容、私が一番最後に質問しようと思っています、この事務を処理するための組織体制、そして最後に景観行政団体になろうとする年月日となっているんですね。

そうであれば、今課長が言いましたように、法7条この7項だと思いますが、この公示する事項、景観団体になるよということをも市民の方々、いろいろなマスコミとかそこら辺に出すときには、本当は、枕崎の条例ができていたのが、できていたというか、同時に施行すると、施行するか適正かつ円滑な移行に留意が必要と、地域整備局もおっしゃっているんですよ。

そしたら、やはり県にほとんどが準じますよね、枕崎市のいろんな条例もありますが、それに載っている分は条例が制定が必要だと思うんですが、この法委任条例が必要と思うんですが、やはりこの工作物とか看板等いろんなものも、この枕崎市にしか適用されないものもありますよ。そういうことは、またこの中で決めて、大体がそれで景観行政団体になる、新聞発表があると同時に発表か公示するべきではなかったのかという、私は、そこを思っているんですよ。課長はどう思っていますか。

○神園信二企画調整課長 申請の書式に今後のスケジュール等が出ているというのは、そのとおりでございます。ただ協議の段階、景観行政団体の指定を受けるという手続の中で、どうしてもそれは定めてやらなければならないところがございますが、その指定の書式のスケジュールで、景観計画、それから景観条例を制定できる権限を持った、しなければならないというところではございません。ですので、景観行政団体にはなりませんでしたけれども、その景観計画、景観条例を定めていない、条例の制定もしていないという状況でございます。先ほども申し上げましたとおり、特に御注意いただきたいのは、ということで先ほども答弁で申し上げましたが、法が定めたのは、制定義務を課したのではない、その権限を持たしたんだということでございます。

鹿児島県の考え方としましては、何らか、例えば、民間の方の計画で景観上非常によろしくない、例えば、町なかに下世話なデザインの建築物を計画されている様子があると、それを制限するのに各個別法で当たるよりも、この景観計画で当たれば一発なんだというところがありましたので、そういう地域の実情というのは、各市町村のほうで、当然、県よりも承知をされている。ですから、そういう不測の事態等が起きたときに慌てないように県と早く協議をして、その権限を持ってくださいというのが県の指導でございまして、私どもとしまして、その辺につきましては検討しながら様子を見ておったところでございますけれども、今般、景観行政団体ということで指定を受けたということでございます。

○7番禰占通男議員 2番目の質問ですが、19市中17番目になった理由とは何なんですか。

○神園信二企画調整課長 ここまでいろいろ説明をした中でも少し出てきたところなんですけれども、前の質問でもお答えしましたとおり、景観計画、景観条例については、本市の景観を守るために市民個人が持っている建築物、樹木、農地、耕作放棄地、山林に及ぶまで、これは景観計画や景観条例に基づいて、その改変、状態を変えようとするときは、更新、新しくしようと、新設などを強く規制することになります。

担当課におきましても、これをどうしようということは、さんざん議論を行ってまいりました。

ただ、本市の状況を顧みまして、道路上の捨て看板、これらにつきましては、ちょっと景観上多少問題のあるものも見受けられるよねという議論はありましたけれども、これは当然、ほかの道路使用許可関係等の現有の行政法でしっかり規制できるよねと。それと、保存木というところで市民に愛されている大きな木というのは、各校区の学校あたりにある大きな木がございまして、これらは、公共物、小・中学校の敷地にありますので、これが滅失する、なくなるというおそれはないよなど。それと、そのほか民間の皆さんの計画でも急々に建築物の制限を行わないといけないと、こういう建物を建てられたら景観上よろしくないというふうな建築物が計画されているというようなことも聞いておりませんし、また計画もないというふうに判断をいたしました。

景観が損なわれるおそれがある民間計画等がないなというところから、景観計画の策定、それから景観条例の制定を急ぐ必要はないというふうに判断を行いまして、景観行政団体となるための県との協議を行っておりませんでした。しかし、今般、県からの強い指導があったこと、当然、県下19市のうち16市が景観行政団体の同意、移行ということに至ったことによりまして、17番目の団体として県との協議を行い、同意を受けたところであります。

なお、景観行政団体となった現在でも、本市のまち並みを守るための行政上の指導というものは現存します既存の各行政法上の手続で担保できると、現状では担保できるものと考えておりますので、景観計画、景観条例をつくって、市民の皆さんの自由な市民生活、それから産業活動、これらのものを改めて規制する、よく行政では縛り法と申しますけれども、縛り法を制定するような考えというところは、現在のところ持ち合わせていないところでございます。

○7番禰占通男議員 特別な法の委任条例をつくるということはないとおっしゃっていますが、この最後の質問で、一番の問題は、この景観法の法の運用する機構、組織ですよ、これは、今、法を整備することはないと言いましたが、やはり市民の声、そしてNPO等、そしてまた事業者等、建設業ひっくるめてみんな、水産、農業も全部だと思わんですが、そういう方々の意見を反映するには、どのような組織・機構を考えているのか、また運営していくのかをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 景観法の運営をします機構につきましては、景観計画、景観条例を制定した団体が持って、引き続きNPO、環境を守るといいますか、景観を守るNPO団体が当該地域にあればその団体、それからいろんな業界の方々と一緒に監視をしていく、どういうふうに景観を守っていけばいいかというところを議論をしていくというところでの機構というところがございます。

その前段で議員が言われました景観計画、景観条例をつくる際には、市民の意見を十分に聞いてほしいというふうな御意向だと受けとめましたけれども、当然、景観計画をつくる際には、例えば、市街地はどういう景観であるべきなのか、それと農村部、桜山地区はどういう景観であるべきなのか、別府地区はどういう景観であるべきなのかというのは、それぞれの地域の住民の皆さんが大事に思っている景観を拾い上げて、それをどのように守っていけばいいのか、どのように育てていけばいいのかというところは、当然、景観計画、景観条例をつくっていく前の段階で十分な協議をいただいて、それぞれの皆さんの御要望をすり合わせながら、そういう計画が一体となってでき上がっていくものというふうに考えているところであります。

現在、市はどのようなものを想定しているのかというふうなところにつきましては、まだ先ほど御答弁申し上げましたとおり、計画条例については、つくる考えはないというふうな段階でございまして、本市の具体的なシステム等につきましては、御答弁できない状況でございまして、以上です。

○7番禰占通男議員 今、課長もおっしゃたように、この景観条例についてはですよ、一番最終的な根本は、だれが景観を決めるのかということですよ。行政でもない、議会でもないと思うんですよ。だから、市民が自分の住んでるところのことを決めるわけですから、今、世界遺産に

なったんですかね、熊野古道。いろいろ問題もありましたが、自分の山をだれが決めたのよ、昔はただの古道だったと、そしてペンキを塗って処罰を受けたようですが、実際、あれがないとも限らないわけですよ。自分の土地にあるものを自分で、伐採も対象になるっていうそういう意味ですよ。伐採、撤去、邪魔になるから、やっぱり自分の固有の財産だったらそうしますよね。それを住民に周知徹底させるべきだと思うんですよ。

そして、今、この景観条例について、私は、1年前は余り興味はなかったんですよ。産業厚生委員会で視察ということで唐津市も行きましたが、向こうの行政の方々も言っていましたよ。最初は、何でこういうのをつくったのやと住民からの相当な苦情があったと。だけど、今は喜んでもらっていると。

やはり、やっていく段階で、やはりそういう住民から喜ばれるようなものに仕上げたい。そう私は思っていますし、それをまた要望としてお願いいたします。

これで私の質問は、終わります。

○立石幸徳議長　ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時31分　休憩

午後1時9分　再開

○立石幸徳議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員　登壇]

○3番豊留榮子議員　皆さん、お疲れさまです。

私は、日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をさせていただきます。

昨日、皆さんもごらんになられたかと思いますが、NHKテレビで、東日本大震災から3年半を経過した被災地の現状や、被災者の皆さんの思いや家族を亡くした子供たちの心の成長を映し出していました。寂しいという気持ちを口に出せず明るく振る舞うことで、つらさを隠していた少女が、「自分にとっての復興は、心の復興だ」と決意した前向きの姿に、思わずお父さんお母さんにかわって抱き締めてやりたいと思ったのは、私だけではなかったらと思います。

そして、東日本大震災で忘れてはならないのが、福島原発事故です。3年半たった今でも、どれだけの人が苦しんでいることでしょうか。

福島の原発事故以来、全国に48基ある原発はすべて停止していますが、そのうち18基の原発について、電力会社などが再稼働を申請し、原子力規制委員会が審査を進めているところです。

5月に福井県の大飯原発3・4号機が安全性が確保されていないとして、福井地裁は住民側の訴えを認め、関西電力に運転再開の差しとめの判決を出しました。原発の危険性を認める画期的な判決です。

そうした中で、原発再稼働の突破口として川内原発がねらわれています。しかし、川内原発は、近くに阿蘇、霧島、桜島などの火山があり、大噴火した場合は、火砕流などの危険が懸念されます。新しい規制基準の最大の問題は、原発で炉心が熔融するなど重大事故が起きる可能性を認めながら、住民の避難などの防災計画は、自治体任せで審査の対象外にしていることです。

川内原発の場合も、自治体がつくった計画に住民からは実行不可能の声が上がり、実際、審査書案では地震や津波の想定をこれまでより引き上げましたが、それで被害がなくなるという保障はなく、その対策も配管を強化したり、一部の堤防を高くしたりとただけです。川内原発で一番の心配は、火山の噴火による火砕流などの影響です。これは、「可能性は十分小さい」と言って、九州電力に監視を強めるよう求めるだけです。

そして、政府は2014年3月に、南海トラフ地震と首都直下地震の防災対策を進めるための基本計画を、それぞれ初めて決定しました。南海トラフ地震対策では、最悪約33万人に上ると想

定される死者数を10年間で8割減らすとの数値目標を盛り込んだ行政の中核機能を維持するための政府業務継続計画も初めて策定されました。

鹿児島県も南海トラフ地震について被害予測を出しましたが、本市としては、どのような防災対策をしていくのか、まず、お尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 国の南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、鹿児島県は、南海トラフ巨大地震を含む県内に被害が予想される地震等の被害予測調査を行っておりますが、昨年3月に津波の浸水想定などの中間報告を行い、本年3月に人的被害、建物被害などの被害想定結果を発表しております。

その予測調査によりますと、南海トラフ巨大地震による本市の影響は、最大震度が震度5弱、津波の最大の高さは、大潮の満潮時の想定で3.79メートルとなっており、最大津波の到達時間は176分となっております。

本市におきましては、地震による建物の崩壊については予想されておらず、枕崎港内を除いては津波による浸水も予想はされておりませんが、市民への的確な情報提供と、万が一のために沿岸部の住民を高台へ避難させる対策が重要であると考えております。地震発生から本市に津波が到達するまで約3時間ありますので、防災無線、広報車、携帯電話のエリアメールなどで、市民への的確な情報提供と避難を呼びかけていきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 今、市長があらかたお示しくございましたけれども、もう少し具体的にですね、本市の被害予測がどのようになるのか、そして、その津波による被害など、人災、建物、被害地域がどのようになっているのかを、もう少し詳しくお知らせください。

○永留秀一総務課長 鹿児島県の南海トラフ巨大地震による被害予測調査によりますと、本市の被害予測は、死者数、負傷者数とも発生は予想はされておりません。建物被害につきましても、建物の全壊などの被害は予想されておりません。ただし、地震発生時に堤防が同時に破壊された想定された場合に、40棟程度、津波による浸水被害を受けるであろうとの予想がされております。

また、津波による浸水予想地域については、枕崎港以外への浸水の予想はされておらず、枕崎港の内港、外港、東岸壁の部分が浸水するであろうとの予測となっております。この浸水につきましても、30センチメートル程度の浸水であろうとの予測であります。

ただし、地震発生時に海岸と花渡川の堤防が破壊された場合の予測も最悪の場合ということで予測されておりまして、この場合におきましては、枕崎港の浸水に加えまして、水産加工組合の敷地付近及び平田潟の一部分が30センチメートル程度浸水するであろうとの予測となっております。それ以外の地域への浸水は予想はされていないところであります。

○3番豊留榮子議員 比較的小さい予測ではあるんですけども、一番皆さんが気にされているのは、ここ市役所ですね、庁舎の耐震度でありますとか、これが地震に耐えられるのかどうかという点がとても気になるという声を聞くんですが、この点はどうでしょうか。

○永留秀一総務課長 市役所の建物は、本庁舎が昭和30年で、増築部分が43年の建築となっております。建築基準法が改正されて新しい耐震基準になる以前の建物であります。新しい基準でしたら震度6強以上の大地震に耐えられるようにということで基準がなっているんですが、庁舎については、どれぐらいの震度に耐えられるか、基準以前の建物ですのでわかりませんので、今現在、耐震診断を行っているところであります。その耐震診断の結果によりまして、耐震化をどのようなかたちでやっていくか。で、耐震化とあわせまして、屋根とか外壁、それから内部設備などの長寿命化工事も一緒にやっていこうというふうに考えているところであります。

○3番豊留榮子議員 庁舎につきましても、建てかえの計画があるのか、それとも、今、補強をしてこのまま維持されていくのか、その点はどのようでしょうか。

○永留秀一総務課長 現時点の考え方としては、当面、耐震化工事を行って長寿命化を行いながら庁舎を使っていこうという考えです。

建てかえ計画につきましては、市役所庁舎も含んだ公共施設全体ですね、建てかえ時期でありますとか、あるいは統廃合、そういった使い方の考え方で含めまして、公共施設の在り方検討会というのを庁内に設置しておりますので、今後早い時期に、その委員会の中で長期的な計画を立てていこうということで、現在、検討をしているところであります。

○3番豊留榮子議員 もう一点、消防署のことなんですが、これ、以前から心配されていることなんですが、消防署のあれが海拔5メートルというところにあるわけですね。いざというときに実際に住民を安全なところに誘導したり、また災害が起きたときに対処ができるんだろうかという心配があるんですが、この点はどうでしょうか。

○三島洋台消防長 議員が御指摘のとおり、本市の消防署は、海拔5メートルのところに位置しております。南海トラフにおける被害予測によりますと、本市の津波の最高は、先ほどから出ておりますように3.79メートルと予想されております。また、浸水予定地域にも入っておりません。さらに、本年度、耐震補強工事をですね、実施いたしますので、十分に対応できるものと考えております。

○3番豊留榮子議員 今までも、被害、想定外という言葉がよく出てくるんですけども、県が示している、これがそのままいけばあれなんですが、想定外ということもありますので、また市民の救援活動がですね、スムーズにいくように消防署の移転とか、その計画があるのかどうか、その辺をお知らせください。

○永留秀一総務課長 消防署も含めました公共施設全体の今後の建てかえ計画、それから全体の在り方について、先ほど申しました公共施設の在り方検討会で検討しておりますので、その中で長期的な計画を検討していくということになっていくと考えております。

○3番豊留榮子議員 その在り方検討会というのは、まだ立ち上がってないのでしょうか。まだ、具体的なことは何もないんですか。

○永留秀一総務課長 昨年度、庁内に設置しておりますが、現在、進めておりますのが、耐震診断をどのような建物を優先して行っていくかということをもまず検討しておりますので、その中で、一番最初に耐震診断すべきなのは庁舎であろうということで、それを受けて、平成25年度の補正予算で耐震診断の予算をお願いして、現在、診断を行っているところであります。

今後、公共施設全体の計画について、国も各自治体が全体の計画を立てなさいという指導・助言もありますので、具体的なやり方も国から示されて、今後、詳しいやり方が示されてくると聞いております。それに合わせて、来年度中には全体的な長期計画が立てられればということで、今、検討を行っているところであります。

○3番豊留榮子議員 大型地震でありますとか津波ですとか、そういう災害も本当に怖いことなんですけれども、最近の天気などを見ていると、一時的な大雨が、ざあっと降って、1カ月間に降る雨の雨量が短時間の間になりましたみたいなニュースがよくあるんですけども、先日も8月ですね、広島市で土砂災害がありましたけれども、この土砂災害で被害に遭われた方々のことを思うと本当に心が痛んできます。深夜に起きました一瞬の出来事でした。

専門家が、被害が広がった要因を語っていましたが、短時間の豪雨、そしてもろい地質、深夜の発生の3つだといいます。しかし、それだけでしょうか。映像で見る限り、住宅地が山際ぎりぎりのところまで進出していました。一つは、広島県の砂防課は、以前からこの一帯が土石流による被害が想定される地域だと発表していたようです。しかし、広島市は当地を土砂災害警戒区域に指定せずに宅地開発を許可してきたそうです。

二つ目は、住民への避難指示のおくれです。市が避難勧告を出したのは、広島気象台が土砂災害警戒情報を出した3時間ほど後だったといいます。それもまた、市民から消防署に土砂崩れの

第一報が入った1時間後で、既に土石流がきばをむいて襲いかかっていたころだといいます。これは、宅地造成と避難指示のおくれを考えると、広島の大災害には、人災的な側面もあるのではないかと考えてしまいます。

本市においても、傾斜地や高台に住んでおられる方々はさぞかし心配されていることと思います。

そこで、本市の防災マップに示されています土砂災害の危険箇所への点検はどのようにされているのか。また、この間変化はないのかお尋ねします。

○永留秀一総務課長 本市内において、土砂災害が発生するおそれがある区域として土砂災害警戒区域に指定されている箇所は146カ所ですが、このうち6カ所が急傾斜地の土砂災害特別警戒区域となっておりまして、127カ所が急傾斜地の土砂災害警戒区域、13カ所が土石流の土砂災害警戒区域となっております。

危険箇所の点検につきましては、この146カ所全部の定期的な点検は行っておりませんが、毎年の防災点検による危険箇所の点検、それから、大雨の後には市内のパトロールを行っておりますので、そのパトロールの際に点検も目視で行っているところでもあります。

○真茅学農政課長 状況が変化しているという点についてでございますけれども、農政課においては、これまで年に一、二カ所の治山事業を行ってきておりますが、これらの治山事業箇所の多くが土砂災害の危険箇所に指定されているところがございます。例えば、平成21年度から25年度までの5カ年間を見ますと、治山事業箇所7カ所のうち6カ所が危険箇所に指定されている場所でございます。

○俵積田清文建設課長 同じく状況の変化についてでございますが、本市の危険箇所につきましては、最近では湯穴地区の土石流危険渓流が、県事業により平成24年度に完成しています。また、木場地区の急傾斜危険区域の工事も昨年度完成したところです。以上が最近改修されたところですが、その他の地区で状況が悪化しているなどの情報は、今のところありません。

なお、急傾斜地崩壊対策事業などの要望等につきましては、所有者及び関係者と現地立ち会いを行い、敏速に対応したいと考えております。

○3番豊留榮子議員 私たち市民がぱっと見た目では、そういう指定されている部分に行っても、ここ本当に危険なんだろうかって思わない部分もあったりするんで、それよりも何か片平山ですね、あの公園の高台、あの傾斜の感じですか、上に配水池もありますよね、そういう感じでもありますとか、あと岩戸の線路際のほう、線路からの急斜面に住宅が密集しておりますよね、あの辺のところは大丈夫なんだろうかっていうふうに反対に思ってしまうんですが、そういったところからは住民からの不安でありますとかそういう声はないんでしょうか。

○俵積田清文建設課長 今の片平山周辺につきましては、周りを、先ほど総務課長が答弁しました特別警戒区域の中に入っております。この特別警戒区域といいますのは、公共施設等があるところをまず先にしていくということで、さきに、この間指定されたところがございます。

今の片平山につきましても、大きな山を背にしておりますので、それと周りにつきましても、ある程度の急傾斜地の対策もできているという状況ではないかと思っております。

岩戸地区に関しまして、前もそういう声があったとは聞いております。しかし、県の、家をあそこに建てる時の判断によりますと、許可がされておりますので、そういう緊急的な、危険な状況だとは認識は持っておりません。

○3番豊留榮子議員 ですから、広島のこの例から見ましても、県は傾斜地で危ないですよって指示を出したけれども、市としては、その判断をしてなかった。で、広島も面積の狭い土地で山がありますから、そういうところに建てざるを得なかったんだと思いますけれども、何かそういう斜面上が、岩戸のあの辺の密集地帯に似ているような気がしてならないんですね。

ですから、急傾斜地ではないと、指定はされていないとはおっしゃいますけれども、そういう

危険性はないのか、そういう調査などはされないのでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 急傾斜地ではないということではありませんで、急傾斜地にはなっております。

前のデータも、記録を少し見たことがあるんですが、あそこにJRの線路が通っていると、その線路のトンネルも通っているということで、そのときに、地質的には大丈夫だからそこにトンネルもつくっているんだというような説明もあったと記憶しております。

そういうことで、非常に数字でも、というような状況ではないのではないかなというふうに思っています。

○**3番豊留榮子議員** 豪雨が続くと本当に気になるんですが、独自に調査する手段はないんですか。絶対安心だっという何かそういう確証があれば住民の方も安心なんでしょうけれども、何の手だてもしないで、ここは大丈夫なんですって言われても、みんな不安じゃないのかなと思うんですが、その調査方法などはないんですか。

○**依積田清文建設課長** 今、県のほうで土砂災害警戒特別区域を指定する折に、それぞれの急傾斜地を調査いたしまして、土質的にもろいところを、今、もろいとか、そういう危険性の非常に強いところを指定しているんですが、その作業を今行って、現在6カ所は指定されていると。

今後、またそういうふうに指定される箇所はふえていくのではないかなというふうに思っています。

○**3番豊留榮子議員** そういうことだとは思いますが、実際そこに住んでらっしゃる方たちが、これだけの大雨が続いたりすると、地形自体が変わったりするんじゃないかとか、地盤が緩んでいるんじゃないかというそういう不安もあるかと思うんですね。そういう点の調査といいますか、そういうのもしてほしいと思います。要望しておきます。

次の質問に移ります。

太陽光発電の設置状況の把握についてなんですが、福島原発事故以来、人間に害を与えない自然エネルギーへの転換を求める国民の声が今、高くなってきました。太陽光発電初め、風力発電、海上水力発電、小水力発電など全国的な広がりを見せてきています。

本市においても、空港跡地に太陽光発電の設置が決まってからというもの、太陽光発電の普及が盛んになってきているところです。私も太陽がいっぱいのこのまちで、太陽光発電は原発にかわる最たるものであると確信しておりました。

しかし、今までは山の中でありまして、川沿い、荒れ地であったりしていました。それが、最近住宅の周辺にも設置がされようとしています。このような状況を市は把握しているものかお聞きいたします。

○**神園信二企画調整課長** 本市内における太陽光発電施設の設置の状況につきましては、私どもとしても現状把握しておきたいということを考えまして、九州電力さんのほうに対しまして、本市内で行われる太陽光発電施設の設置の協議、それから、連系の申請が行われました件数と場所、そしてその能力について、たびたびお尋ねをしているところでありますけれども、九州電力さんにおきましては、お客様情報、この場合は施設を設置する方の情報ですね、この保護というところで、社内コンプライアンス、社内の法令遵守基準を設けていらっしゃる、それにひっかかるということで情報開示をしていただけない状況でございます。

で、このために私ども担当課のほうで市内をパトロールして、現状把握に努めているという状況でありますけれども、住宅地の入り組んだ場所とか山奥など、私たちのパトロールで見えないものもあろうかと思っております。

ただ、ことしの7月26日現在の調査結果を取りまとめて報告をいたしますと、太陽光発電、売電中の案件が39件、で、そのほか太陽光施設を設置するための工事ではないのかなと思われる案件が31件、合計で70件の案件を把握しているところであります。

○3番豊留榮子議員 個人情報にかかわるということなのですが、でも、その太陽光発電が設置されています住宅付近への環境への影響ですとか、人間への安全性について、これは市はきちんと調査すべきではないでしょうか。

○神園信二企画調整課長 太陽光発電施設の設置につきまして、お住まいになっている住宅周辺の環境が大きく変化するということに対しまして、市民の皆さんが不安を抱くということは、これはもう御理解をいたします。

ただ、現段階で住宅周辺での太陽光発電施設の設置に関しまして、環境影響とか、生活上の安全について影響があったとする報告、また、影響を及ぼすとする学術的な報告がなされた例はございません。

このような状況で、市が調査するべきではないかというふうなお尋ねでございますけれども、太陽光発電施設の何を基準として調査するのか、そして太陽光発電施設の何がどのような状況になると市民生活に影響を及ぼすのかというところが不明といいますか、わからないという状況でありますので、ちょっと調査のやりようがないという状況でございます。

○3番豊留榮子議員 太陽光発電は、今までも個人の住宅の屋上にですね、設置したり自分の家の電力を賄うということは、今までもされてきております。苦情などは、今、課長が言われたように聞こえてはきませんでしたよね。

しかし、都会では屋根に載せた太陽光発電のパネルの反射光がまぶしくて耐えがたいものであると、隣の住民が裁判に訴えて勝訴したそうです。2012年4月横浜市でのことです。とても反射してまぶしくて耐えがたいものであったということで、住民の訴えが通ったということなんです。

住宅の屋上は、面積が限られております。これからは、例えば放置されている空き地や空き家など、この住宅地の中に広がってくるのではないかなという心配もあります。

市としては、今までのように業者任せ、住民任せにするのではなく、事前に市に申請をしていただくとか、市の責任において環境を守り、住民の安全を守るという立場から現場を確認して、近隣の住民に説明をして同意を得るということをすべきではないかと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○神園信二企画調整課長 法律名を略称して申し上げますけれども、いわゆる再生可能エネルギー特別措置法というところには、太陽光発電施設の設置に関しまして、近隣住民の同意を必要とするという規定はございません。この法律につきましては、太陽光発電施設の設置者と、それと電力会社、九州地区でいえば九州電力、こちらとの関係の手続を定めたものでございまして、それに国は適当な助言を加える、または買い取り価格を設定をすることのみを規定されておりました、太陽光施設が設置される自治体への了解とか届け出とか、そういうものを求める規定にはなってございません。ですから、県の条例もそうですけれども、本市の条例におきましてもそのような規定はございませんので、今のところそういうものを規制する例規等がないという状況でございます。

また、先ほど御紹介のありました2012年のその横浜の関係等につきましては、私どももよく調べてみたいと思いますけれども、その反射光がどの程度の基準で、学術的にどの程度以上の反射光があれば裁判で住民の意見が通ったのかというあたりは、また一つの基準にはなる可能性はあると思いますけれども、それぞれの場面で違ってくるのかなというふうには思っただけです。その辺のところは、また調査はしてみたいと思います。

○3番豊留榮子議員 太陽光を設置する場合、北向きより南向きに大概しますよね、太陽が降り注ぐほうに。目の前に住宅があった場合、もろに反射を受けるわけですよね。それが、どの程度になるかはあれなんですけれども、住民の方は不安に思うわけですね、これからはどうなるんだろうって。そういった場合に、事前に何か話し合ってますよ、市が中に入って話し合っ解決で

できれば、幸いじゃないですか。それができてしまってから、こういうふうに裁判に訴えてね、というよりも、もっと穏やかに物事がお互いにいいように、電力も吸収できて売電もできて住民にも負担をかけない、迷惑をかけない、環境にも当たりさわりのないようなことができれば一番いい電力源だと私は思っていますので、この点はどうか力を入れていただきたいと思うところなんです。

○神園信二企画調整課長 先ほども法律の仕組みの中で申し上げましたけれども、法律に自治体への届け出、お知らせすら私どもにしていただけるシステムが法律がないということですので、私たちも、どこにソーラーパネルがどっかあるんだらうかということで、パトロールして探して歩く状況でございまして、見つかったとしても、それが、どなたが設置されたものであるのかもわからない状況というのが現状でございまして。

で、これを、法律にない届け出といいますか、地元の住民の方と協議をしてくださいという話をしたとしても、これは何ら拘束力を持ちませんので、行政からのお願いでしかない。そのお願いをどなたにすればいいのか、今は何ともつかみようのない場合もあるというところでございますので、そういう事情であるということは御理解をいただきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 この太陽光発電が悪者になるといけないので、ここはしっかりと自然のエネルギーを蓄えるということでは、重要なあれだと思うんですね。ですから、こういう何か今からそういう問題が起きないように、ぜひ行政のほうは目を光らせて対処していただきたいと思っております。

次の質問ですが、これは市営住宅の維持管理についてです。

この市営住宅なんですけど、ふろのボイラーがなくて入居者が自費で取り付けなければならないという住宅があるということをお聞きしました。このボイラーのない市営住宅には、管理者の市が設置すべきではないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 現在、昭和63年度以降に建設した市営住宅には、ふろがま等の機器を設置していますが、御指摘のとおり、昭和62年度以前に建設した市営住宅には、ふろがま等の設備は設置されていないため、入居者による設置となっております。

このため、市では、本年度より市営住宅の居住性を向上させるため、市営住宅長寿命化工事とあわせて、昭和62年度以前に建設した市営住宅の台所、洗面、浴室に給湯設備を設置する計画です。

本年度は、桜山団地1号棟から実施していきます。

○3番豊留榮子議員 そういうふうになったんですね、設置されるんですね。

今、ボイラーがついていない市営住宅というのは、どことどこなんですか。

○依積田清文建設課長 ついていないところを全部申しますと、亀沢平家、西潟山、第2潟山、桜山木造、谷原、木場、火之神、桜山、金山、小山平、西之原、第2金山までです。

○3番豊留榮子議員 たくさんあるんですね。これを桜山から順次していくということですが、年に何カ所ぐらいされるんですね。

○依積田清文建設課長 本年度は初年度ということで、桜山の1号棟から計画しておりますが、来年度の予定といたしまして、桜山2号棟、3号棟、4号棟、それから西之原団地まで計画しております。

○3番豊留榮子議員 前の住居者がですね、ボイラーが設置されていないのでボイラーをつけました。それを取り外さずにおいたままで転居した場合、次の方が入居しますよね。そういうときは、譲り受けをするんですね、それとも市のものなんですか。

○依積田清文建設課長 前の方がつけたものについては、すべて撤去していただきます。ただし、後に入る方が、それはもらい受けるということであれば、そのまま譲渡して使っていただくということもあります。

○3番豊留榮子議員 例えば、利用者の入居、退去時の条件ですが、住宅の維持管理などの公営住宅の設置基準ですが、これはどのようになっているのでしょうか。

○依積田清文建設課長 市営住宅の維持管理につきましては、公営住宅法や市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同規則に明記されております。条例、規則を遵守し、良好な居住環境の確保に努めています。

公営住宅の設置基準につきましては、公営住宅法で定められており、また、市においても市営住宅等の整備基準に関する規則を制定し、必要な事項を定めています。

市営住宅の入居時には、市営住宅入居者のしおりにより、浴槽・ふろがま等の整備されていない住宅の場合は購入が必要なことや、共益費の内容及び共同生活での注意事項を説明しております。

また、市営住宅を退去するときは、市営住宅明渡し届を提出し、自己都合で行った模様がえや設備設置の原状回復と、畳の表がえやふすまの張りかえが必要なことを説明しております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、住宅といったら今はもう、ふろがついて、網戸もついて、かぎがついてというのが普通の住宅ですよね。ですから、これがきちんとした住宅に設定できるように市営住宅がなったらいいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、小・中学校の運動場の整備についてお聞きいたします。

現在、体育館や校舎の耐震補強工事が進められてきていますが、学校の運動場も子供たちにとっては大事な場所です。既に改善されている学校もありますが、今後の整備計画はどのようになっているのか教えてください。

○田代芳輝教委総務課長 本市における小・中学校の構造部分の耐震化については、昨年度で10棟、100%の耐震化率を達成したところです。

現在は、校舎及び体育館などの非構造部材の耐震化事業を進めているところであり、この事業に係る補助期限が来年度までとなっていることから、まずはこの事業推進に努めていきたいと考えます。

なお、お尋ねの学校グラウンドの整備につきましては、子供たちの安全性の確保、また、学校周辺地域への砂ぼこり対策も含めて大変重要な課題と考えており、今回、平成26年度事業で別府小学校のグラウンド整備を行いました。ほかの小・中学校のグラウンドにおいても、表面の土が流出している状況などを把握していますので、非構造部材の耐震化に努めていく一方、国の有利な補助事業や交付金制度などの活用を研究しながら、整備を行っていきたいと考えています。

○3番豊留榮子議員 先日、別府小学校で、高齢者と子供たちとのグラウンド・ゴルフというのがありました。私も、炎天下でありましたが、一緒に楽しんでできました。この運動場も、雨上がりはぬかるんだり、晴天が続くと砂ぼこりが舞い上がって、子供たちはもちろんですけれども、御近所にも大変迷惑が及んでいたということでした。

すべての子供たちがですね、安全で快適に学校生活を送れるように、運動場にスプリンクラーを取りつける考えはないかお尋ねいたします。

○田代芳輝教委総務課長 スプリンクラー施設につきましては、グラウンドの適度の保湿性の維持、また、ほこりなどの発生防止にも部分的ではありますが、効果的な散水施設であると考えています。現在、本市では、桜山小学校、立神小学校及び別府小学校の3校のグラウンドにスプリンクラーを設置しています。

また、枕崎小学校や枕崎中学校では、外水栓からのホースを使って散水を行っていますが、既存のスプリンクラー施設を有効に活用していく一方、ほかの砂ぼこり対策に適した散水方法についても、グラウンド整備とあわせて検討していきたいと考えています。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

本格的に運動場をきちっと整備しようとする、という工事が考えられますか。

○田代芳輝教委総務課長 例えば、桜山中学校では、運動場の中央から西側にかけて排水が悪く、

グラウンド使用に支障を来していることもあるので、これらのグラウンド状況に適した表土、土壌の改善や暗渠排水施設の整備などが必要だというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 どうか子供たちが快適に学校生活を送れるように、ひとつよろしく願いしておきます。

次に、農業の振興についてお聞きします。

過疎化が迫る本市において、農業の振興に期待が寄せられているところですが、農業の振興に関する計画がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○真茅学農政課長 本市の農業振興につきましては、第5次市総合振興計画を基本に進めておりますが、特に農業生産基盤の整備や特産作物の振興、畜産の振興、経営の近代化、環境に配慮した安全な農畜産物の生産、災害に強い安定した農業の推進等を重点に進めております。

また、地域農業の中心となる担い手を明確にするとともに、これらの農家に農地を集積するため、人・農地プランの作成や農地中間管理事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 人・農地プランですけれども、本市も高齢化が進む中で、限界まで農業にかかわり頑張ってきた方々が、もう体力が続かないと引退されたり、また病気で倒れられたり、やめられる方がふえてきているように思うのですが、農業を新規に始めようとする人は、今、ふえているのでしょうか。

○真茅学農政課長 新規就農者の数につきましては、平均しますと毎年4名程度になっておりますが、多い年では10名程度、少ない年では2名程度となっております。ここ5年間の就農状況を述べますと、平成21年度3名、平成22年度5名、平成23年度2名、平成24年度4名、平成25年度5名となっており、最近の就農者数は横ばい状況じゃないかと考えておるところでございます。

○3番豊留榮子議員 今、新規就農者の数を5年間にわたってお聞きしたんですが、この方たちは、今も農業に携わっておられるのかどうか。

そしてまた、新規農業者の育成ですけれども、これをどのようにされているのかお聞きします。

○真茅学農政課長 まず、今、私が5年間の就農状況を述べましたけれども、この方々は全員、現在も農業をやっているところでございます。

で、新規就農者の育成はということで、市の事業に関連して申し上げますけれども、市の対策として、農業人材育成事業、ファームサラリー制度と産業後継者育成奨学金制度があります。

まず、農業人材育成事業につきましては、市内で就農する18歳から50歳までの人が対象であり、就農希望者が後継者の場合は、市は就農奨励金として6万円、農協は6万円に見合う小農機具を授与しております。

また、農業後継者以外の新規参入者の場合は、市、農協、受け入れ農家の三者で負担金を出し合って、最大2年間、毎月ある一定額を支援する制度であり、単身者の場合、月に15万円、市が3万5,000円、農協が3万5,000円、受け入れ農家8万円、配偶者を有する場合は20万円、市が6万円、農協が6万円、受け入れ農家が8万円を支援する制度となっております。

次に、産業後継者育成奨学金制度につきましては、学校を卒業後、直ちに農業に従事することが見込まれる高校生や大学生等が対象であり、授業料や諸経費を対象に月額4万1,000円以内を貸与する制度であります。なお、学校卒業後、5年間農業に従事すれば、返還が免除されることになっているところであります。

○3番豊留榮子議員 それと、青年就農給付金、この活用がされているのでしょうか。年間の給付額と何年間適用されるものなのかお尋ねします。

○真茅学農政課長 青年就農給付金制度は、国が平成24年度から始めた制度であり、内容としては、45歳未満の者が新規に独立自営就農を目指す場合に、年間150万円を5カ年間支給する制度です。

農業後継者の場合は、親の経営を単に引き継ぐだけでは対象とならず、新規参入者と同等の経営リスク、例えば新規作物を導入するとか経営の多角化を図るとか、そういう取り組みをすると市が認めれば対象となります。なお、前年度の農業所得が250万円を超えたら対象外となります。本市の実績としまして、平成24年度4名で450万円、25年度4名で600万円となっております。また、平成26年度は6名で900万円を予定しているところでございます。

○3番豊留榮子議員 青年就農給付金というのを申請する条件ですね、これはどういうことなのか。

また、条件さえ満たせばどなたでも、その年齢の枠に入れば活用できるということなんでしょうか。

○真茅学農政課長 まず、条件に見合えば、どなたでも受けられます。

条件としまして、独立自営経営でございますので、後継者は対象にならないということですね、まず自分が土地を借りるなり所有しているということですね。それから、農業機械等もちゃんと持っていない場合は、賃借契約といいますか、そういうのを結んで、確かにその方が利用権を持っていると、そういうこととかですね、生産・販売がその方の名義でなされていると。あと、先ほど言いましたように、後継者の場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うということですね、親が取り組んでいない新しい作物に取り組むとか、あと、経営の多角化を図るとか、そういう条件を満たしていけば、年齢は45歳未満ですね、そうすると対象になるということになっています。

○3番豊留榮子議員 今年度は何名でしたか、6名でしたか、すごい、素晴らしいと思うんですけども、私は、その農業、よそから移住してきてやりませんか、定年退職してきたら枕崎に来ませんかというのも言うんですけども、まず、こうして地元呼びかけてですね、地元の青年たちが一大奮起して、農業に魅力を感じてですね、やってくれるというのは、とても素晴らしいことだと思うんですね。

これをぜひ、新規就農者の方々が持続可能な農業を続けていくためには、市としてどのような、経済的なそういう支援金というのはあるんですけども、どのような援助をしていくおつもりなのか、その辺を最後にお聞きしたいと思います。

○真茅学農政課長 今言いましたように、農業をやる場合にこういう制度、あと、農業の融資制度ですね、また補助事業等、有利な事業がいろいろありますので、またそういうのも誘導していきたいと思っておりますし、一番大事なのは何ととっても、実際作物をつくる場合の営農指導でございますので、市、また農協、振興局等ですね、そういう方々と連携して営農指導を中心ですね、指導して経営が持続していけるように図っていきたくて考えております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ、若者たちが農業に魅力を感じて持続していってくれるような後押しを、市もぜひして欲しいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

これで終わります。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時7分 休憩

午後2時17分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○9番沢口光広議員 皆さん、こんにちは。

本日、最後の質問者、沢口光広です。

きょうは、中秋の名月、十五夜です。塩屋公民館では、今夜、綱引きや相撲などが行われる予定であります。皆様にあられては、御両親や奥さん、子供たちと一緒に夜空の満月と星を眺めな

がら、宇宙の神秘等について話をしていけば、家族のきずながより強まるのではないのでしょうか。話は変わり、先日、内閣改造が行われました。

私は、石破茂前幹事長が、新設された地方創世担当大臣のポストについて大きな期待を寄せております。

第2次安倍内閣は、日本の人口減少対策や地方を豊かで活性化を図らねばならないということで、人口減少歯どめ対策、活力ある社会を維持するため、出生率を高め、子育てがしやすい社会づくりや地域の特性を生かしたベンチャー企業の促進など、地方での雇用機会の創出を明記した実に立派な法案を策定しております。この法案のもろもろの政策は、この枕崎が抱えている難題をまさに表現しております。それを解決できるような政策が網羅されているのです。

皆様も御存じのとおり石破大臣は、鳥取県出身で地方が抱えている生活の苦しみ、痛み、悩みに精通しており、現場主義に徹して地方を活性化させたいと力強く発言しております。私はその心意気に期待したいのであります。

今後、具体的な政策は、新聞・テレビで報道されていくかと思いますが、私たち枕崎市は、その情報をきっちりと分析・把握して、この枕崎の人口減少に歯どめをかけ、雇用の充実等を図り、さらには本市の財政状況の改善、そして、時代にマッチした医療・介護・福祉対策等に取り組み、本市の繁栄・発展に寄与していくべきであると思うきょうこのごろであります。

それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

J R 指宿枕崎線の継続・維持の必要性についてですが、J R 指宿枕崎線のここ3年間の年間利用者数は何名であり、赤字金額は幾らだったのか、神園市長にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 J R 指宿枕崎線の過去3年間の乗降客数は、平成23年が約1,096万人、平成24年が約1,086万人、平成25年が約1,108万人となっております。

次に、指宿枕崎線の運行赤字額についてJ R 九州にお尋ねしましたが、ローカル線ごとの運行収支については、公表できないとのことで教えていただけませんでしたので、ここではお示しできません。

なお、この問題に冒頭触れられたのは、ことし7月19日付の新聞報道で報道がなされたJ R 九州の青柳社長の言葉があったからではないのかと考えますので、その件について私のほうから少々説明をさせていただきたいと思っております。

7月19日付の新聞報道では、青柳社長が指宿枕崎線の廃止の検討に言及した旨の報道がされ、市民の皆さんも大変御心配されていることと思っております。

私は、8月22日にJ R 九州本社へ要望活動に伺いました。そのときのJ R 側の回答について紹介をさせていただきます。J R 側の対応者は、鉄道事業本部長を兼務している古賀常務取締役のほか、部長3名の皆さんでございました。

冒頭私が申し上げたのは、先般南日本新聞に掲載された青柳社長のインタビュー記事の内容は、非常に遺憾である。枕崎市は、J R 九州本社の理解も得て枕崎駅舎の建設用地を借り受け、市民の寄附金で駅舎を建設し、その後も駅前整備を進めるなど努力を重ねている。その成果があって駅舎を訪れる観光客もふえており、南薩管内の自治体で観光客の入り込み客数の伸び率は圧倒的に枕崎が高いと。そのような中、あの社長発言が本当であれば、これの撤回をお願いしたいと、こういうことでございました。

それに対してJ R 側の回答は、南日本新聞に、二、三年のうちに指宿枕崎線の廃止の検討という記事が掲載されたが、青柳社長は、そのような発言はしていない。J R 九州としてもあのような曲解した記事が掲載されて困っている、憤慨していると。これはJ R 側の回答ですよ。

青柳社長のインタビュー中の発言の真意は、今あるローカル線が100年後にどのような姿になっているかは、だれにも想像がつかない。しかし、今後も各地のローカル線を存続するために沿

線市町村の皆さんと一緒に頑張って懸命の努力を行っていききたい。沿線住民の皆さんも、もっと鉄道を利用してほしいというものでありました。

記事には、指宿枕崎線が名指しで出たが、社長発言の今あるローカル線が100年後にどのようなになっているかは、だれにも想像がつかないというところをとらえて、御当地の指宿枕崎線の廃止の検討という記事になったのかもしれないが、とにかくそういった発言はしていない。

九州管内で見ると指宿枕崎線よりも、もっと利用が少ない路線があるし、もっと運行赤字が大きい路線がある。JR九州も民営化以降、各地のローカル線を存続するために、沿線市町村の皆さんと一緒に頑張って懸命の努力を行っており、本日の要望会のように、沿線市町村の皆さんの要望を聞いたり、JR九州からお願いしたいこともお伝えしたりしている。とにかく青柳社長は、南日本新聞に掲載された二、三年のうちに指宿枕崎線の廃止の検討などという発言はしていない。

[傍聴席より「テレビでも言ったよ」と言う者あり]

○立石幸徳議長 傍聴席は静粛をお願いします。

[傍聴席より「うそを言うからよ、テレビでも言ったがね」と言う者あり]

○立石幸徳議長 いや、静粛に。

○神園征市長 青柳社長のインタビュー中の発言の真意は、今あるローカル線が100年後にどのような姿になっているか、JRにもだれにも想像がつかないというものであり、今後もローカル線を存続するために沿線市町村の皆さんと一緒に頑張って懸命の努力を行っていききたい。沿線住民の皆さんも、もっとJRを活用してほしいというものであったと説明し、新聞記事にはJRとしても困っている、憤慨しているとも述べております。

この回答につきましては、指宿枕崎線輸送強化促進期成会のメンバーである指宿市の市長・議長、南九州市の市長・議長も同席して聞いており、もちろん本市の議長も一緒に聞いております。

○9番沢口光広議員 今の市長のお答え、ありがとうございます。

おそらくこの年間の乗車人員、鹿児島中央駅から枕崎間までの年間乗車人員だということをそのように解釈しております。そして、私は何を言いたいかというのは、先日の南日本新聞に、おれんじ鉄道は県が支援していくとなりました。

その片隅に一方、指宿枕崎線、検討していかなければならないと。いつかはこのような記事、このような話が出るのと違うんかなと、私は常々危惧しとったんですよ。というのは、私は駅舎推進派、市長さんも御存じのとおり、私は枕崎駅舎をね、こうして皆さんの寄附とか協力であの駅ができて、私は今でも感謝というか賛成しております。

ただ、JR最南端終着駅・始発駅、これで枕崎をPRして、観光客をたくさん呼び込んでいくため、そのためには、今我々は、やっぱりこの指宿枕崎間の乗車率を高めていく必要があると思うんです。これを市民、市民1人がですね、「わたしには関係ないわ、どうにでもなるわ」と、もうこれじゃだめです。このようになったら乗車率も上がらない。

そのような中、先日、きのうか、おとといだったですね、指宿のほうで9月24日、開聞岳は標高924メートルです。9月24日を指宿市のほうは、開聞岳の日と名づけていろんなイベントを計画しているということです。

それと指宿枕崎間に、長崎鼻もあれば番所鼻、西大山駅、釜蓋神社もある。そして、こうして枕崎は、火之神公園もあれば坊津のほうに行ったら坊野間県立公園ですか、すばらしい自然のリアス式海岸もあるし、結論は、みんなで指宿市、南九州市、枕崎市、南さつま市、この4市がですね、今こそまさに、力を合わせて一体となって、この南薩摩半島の周遊性を高めていく、観光客を呼び寄せる方法をして取り組んでいくべきじゃなかろうかと思っております。

そのような中ですね、昔、伊集院枕崎線があった。それがいつの間にか廃止になった。それと仮にですよ、近い将来、指宿枕崎線もこれ廃止になったら、枕崎は、もう寂れていく一方ですよ。想像してください、駅はない、もう人口は、もうまちは活性化はなくなって、人口は、人口

減少に拍車がかかるのは、おのずからです。

そのような意味において、J R指宿枕崎線が廃線にならないようにするには、利用者数の増加等に努めるべきであると思いますが、何らかの対策は考えておられるのかお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 一番の対策としましては、さきに市民の皆様からいただきました寄附金で行いました駅舎建設でございます。

駅舎建設により全国の鉄道ファンが、指宿枕崎線を利用して本市の駅舎を訪れております。

枕崎駅舎の建設用地は、J R九州本社の了解を得て本市とJ R九州本社の間で借地契約を結んでおりますので、相当の期間J R側が路線廃止を検討するような状況にはないというふうに考えております。

利用者増加を目指した観光施策としましては、市内の主要街路に設置をしましたアートストリートを初め、枕崎天文台の設置など、本市の観光入り込み客をふやす仕掛けづくりを行っておりますし、コンカツ事業等で枕崎の情報を発信することも、鉄道を利用した観光入り込み客の増加に役立っていると考えております。

各市が連携をした観光施策というところでは、観光担当をされておるところで広域観光の協議会等もできておりますので、そちらのほうでまた有効な施策は考えて協議がされているものと考えております。

それから、もちろん枕崎高校、鹿児島水産高校の生徒さんの通学利用、こちらのほうは、指宿枕崎線利用者の確保の大きな力になっておりますので、両校の生徒数の確保というものもこれは大事でございます。加えて今後も市民の皆さんに対するJ R利用の呼びかけは、不断に続けなければいけないと考えております。

特に、議員の皆さんは、地域のいろんな役職をお引き受けのことだと思っておりますけれども、地域のこども会の遠足、それから敬老会の慰安のための温泉などは、ぜひ、指宿枕崎線を利用して指宿方面、鹿児島市方面に足を運ぶ計画にさせていただけるよう議員の皆さんからも呼びかけていただくなど、地域住民の利用促進に関する盛り上がりを期待したいというふうに考えているところです。

○9番沢口光広議員 参考までに教えていただきたいんですけど、J R期成会でどのような話が行われているのか、それと火之神公園の整備促進、今後、何か計画されているのか、その2点をちょっとお尋ねします。

○神園信二企画調整課長 指宿枕崎線の利用促進期成会につきましては、各市の要望事項ですね、学校から承りました増便の要望とかJ R関係の施設の要望、トイレをきれいにしてほしいとか、駅員はそのまま配置を続けてほしいとか。本市からは、特に山川以南につきましては、雄大な景色をうまく生かすべきだということで、いわゆるトロッコ列車の運行要望というものもしてございます。

これらをここ数年、強く要望しておりますけれども、毎年J R九州本社に行きまして要望を行っている。

あとは、J R九州本社への要望会もそうですけれども、J R鹿児島支社のほうにも同じ要望内容を持っていきまして、J R九州の鹿児島支社の実際、路線を保守する担当の方、J R支社長を含めましてですね、鹿児島支社長含めまして意見交換、ぜひ、これは地域の皆さんの御要望ですので、御検討をお願いしたい、御配慮をお願いしたいということで支社への要望活動、それと本社への要望活動、それと総会の事務担当者会の後には、期成会のほうに実際の実務担当者呼んで、どこまで検討が進んでいるのかということを確認するための意見交換会なども行っているところでございます。

○下山忠志水産商工課長 火之神公園の整備のお尋ねでございますけれども、昨年、平成26年度の要望として火之神公園の整備の計画を県のほうに、魅力ある観光地づくり事業でお願いを要

望してきたところでございますけれども、本年度、その選定結果が出まして、本年度その計画がなされるということでございます。近いうちに測量設計が発注になるというふうなかたちで伺っております。

○9番沢口光広議員 時間がないのでちょっと私の提言というか、提案というかお願いごとというか、やっぱり指宿枕崎間、以前も言ったことがあるんですけど、やっぱり小学生、中学生、指宿市と枕崎市連携取り合って、指宿市の子供たちは、JRを使って枕崎に1日遠足に来て、明治蔵なり、火之神公園に行くなりですね、散策するところたくさんあるし、一方また枕崎市の小学校、中学校か1年に1回か知らないけど、指宿、そういうやっぱりこの提携というか、それをやっぱり組んでいただきたいなど。そうすれば少しでも乗車率も上がるし、やっぱりね、4つの市町村が協力し合っていないことにはですね、自分の市には関係ない、もう個人個人だったら乗車率が高まるわけないです。

それとのぼり旗、市民そろってJRを利用しましょう。この、のぼり旗のキャンペーンをですね、やっぱり駅前に立てるなりして、そして市民にですね、やっぱりおれなんかもJRをやっぱり利用せんといかんなどという危機感というんか、意識づけをやっぱり植えていくことが、我々がまたそれを市民に伝えていくことが乗車率を高めていくことになるんじゃないかなと個人的に思っております。

それでは、花渡川河口の堆積問題について質問します。

近年、花渡川河口に大量の砂が堆積してきていますが、集中ゲリラ豪雨時の河川はんらん等に備えて、しゅんせつ工事の必要はないのかお尋ねいたします。

○俵積田清文建設課長 花渡川につきましては、平成12年度から現在まで総合流域防災事業及び床上浸水対策特別緊急事業により、河床掘削、川幅の拡幅、護岸のかさ上げなどを行い、河川のはんらんには備えてきました。これまでの事業費は、合計で約57億円となっています。

御指摘の河口部付近の砂の堆積につきましては、県に確認したところ、多少堆積傾向にはありますが、ほぼ落ちついている状況であり、河川はんらんに影響するものではないとのこととあります。

○9番沢口光広議員 1週間ほど前です。加世田市、観測史上最大の瞬間雨量というんですか、が降ったということはテレビ報道でされておりました。そして、先ほど豊留議員がおっしゃったように、全国的に想定外のゲリラ豪雨ということで、河川はんらんやがけ崩れで住宅は破壊され多くの死者が出ております。

皆さん一度、きのうか、きのうも私見たんですけど、12時半、花渡川の引き潮というんですか、干潮時、花渡川河口の右岸・左岸、もう以前の松之尾海岸みたいに砂浜になっているんですよ。花渡川の水の流れる区域がもう5分の1ぐらい、5分の2、5分の2ぐらいはもう砂浜なんです。

一度市長、干潮時に引き潮を見に行っていたらいいなと思う。というのは、川の一番この入口、海とのちょうど交わるところ、ここに砂が1メートル、2メートルたまるというんか、そして集中ゲリラ、満潮時、市長御存じのとおりルース台風、昭和26年の満潮時、台風も来た、そういうので結局、当時堤防等も整備されてなかったから、船が台場海岸に打ち上げられた。

もうよく皆さん、想定外、想定外、ホリエモン以来想定外という言葉が出ているんですけど、この花渡川はたしか社会整備、きっちりできていますけど、でもあの砂を見たらね、私、ここもう二、三年、すごい堆積しているような感じがするんです。一度見に行ってもらいたいなと思う。それと、また県のほうからもですね、一度来て見てもらう必要があるかなと思うんですよ。

建設課長にお伺いしますが、この河川の、花渡川の砂のこのしゅんせつ工事を行った場合、枕崎市が負担金を出すのか出さないのかお伺いいたします。

○俵積田清文建設課長 今、あそこの砂の堆積につきましては、平成19年ごろに一時河床掘削

を行っております。その際もだいぶ、今より多かったと思うんですが、だいぶその際も土砂の取り除き、河床の掘削を行っております。

それと、その際に河床、河口の砂を取って川が汚れたという関係で、沿岸の漁業者の方からトサカノリ等が不作になったということで補償というかたちの話も一時期出たこともございました。その当時と比べれば、今はまだ落ちついているのではないかなと思っております。

それと県のほうにつきましても、依頼をして河口は見ていただいております。

それと、先ほどから異常気象という話がありましたのでつけ加えさせていただきますが、本市の場合には、観測史上、例を見ない127ミリという雨量を平成12年に1回経験しております。これにつきましては、当時は国内でも上位の数字だったのではないかなと思っております。それと平成5年、七夕災害なんですけど、その際にも日雨量を300ミリを超えております。その際は、7時間で280ミリ程度の雨量を枕崎では経験しております。また平成19年にも300を超える雨量を経験はしております。以上です。

その負担金につきましては、ないところでございます。

○9番沢口光広議員 私は、何を言いたいかいうことはですね、川の海に面した花渡川の入り口、1メートルあったら雨がふった場合、その1メートルと言わず、川のほうが1メートルでも、次から次に上流のほうからきたら、この1メートルは、2メートル、3メートル、4メートル、それでみんな河川がはんらんしていくわけなんですよね。

それとさっき豊留議員のときですね、津波のあれが出た、5メートルの津波か、3.7メートル、なんか消防署あるから大丈夫って言うたけど、津波いうのは北海道の奥尻島じゃないけど、三十四、五メートル奥尻島いってる、津波もそうやし、川も怒濤のごとく押し寄せてきて膨れ上がっていくわけですから、3.5メートルは3.5メートル、3.7メートルは3.7メートルといわんのです。怒濤のごとく押し寄せてくるから、これは5メートルにも7メートルにも、3倍になって10メートル、15メートルまでいくということを我々はやっぱり想定しておくことが必要かなと、ちょっと話は余談になりましたですけど、私はそのように思うんですけど、また後から皆さん、それを一度検討していただきたいかなと思っております。

続いてですね、地元高校に進学してもらうための環境づくりについて質問いたします。

来年、枕崎高校は、創立90周年の記念行事が行われます。それに伴って先日、枕崎高校同窓会役員会が開催されましたが、その席で現校長が、現在の中学3年生の体験学習を7月に行ったら、参加体験したのは85名であったと、少子化の今日、どこの高校も定員確保に必死であると、枕崎高校にあっても人ごとではないと、深刻な様子で話をされていました。

少子化の今日、地元の子供たちに地元高校に進学してもらうための環境づくりが、ぜひとも必要と思われませんが、教育委員会として、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 地元県立高校は、市教育委員会の所管する学校ではないため、強制的に保護者や生徒に進学を進めることはできない状況です。

しかし、本市教育委員会では、市管理職研修会、進路指導主任等研修会等の機会を利用して地元高校のことについて、さらに理解を深めてもらうよう努めています。

また、各中学校においても地元高校の出前事業や入学説明会を実施したり、体験入学への参加の呼びかけを行ったりするなど、生徒や教職員に興味・関心を持たせる取り組みをしています。

なお、今後、地元の高校に対しては、中学校の教職員との情報交換会等を企画したり、保護者や地域の方々への説明会を開催したりするなどして、これまでの取り組みをさらに充実させる方策を検討するよう助言をしてまいりたいと考えています。

○9番沢口光広議員 お尋ねします。

ことしの4月、本市4中学校から枕崎高校、鹿児島水産高校に何名が入学をされているのか、わかっているのであれば教えていただけませんか。

○木之下浩一学校教育課長 総計で44名、209名中44名であります。各中学校別に申し上げますと、枕崎中学校91名中19名、桜山中学校42名中9名、別府中学校22名中4名、立神中学校54名中12名の44名でございます。

○9番沢口光広議員 私の調査によると、昨年この3月卒業者、枕崎市に4つの中学校、209名が生徒数おったわけなんですよね。そして、水産高校が私の調査によれば33名。

今、教育委員会のほうから枕崎高校44名、水産高校33名、77名です。簡単に言うたら209名中、77名しか地元の高校に行っていないんです。残りの132名、残りの132名言うたら、これもう枕崎の中学校のもう6割からもう6割5分、もう半分に、3分の2ぐらいが、簡単に言ったら表現悪いけどよそのまちに行っているんです、高校。昔の僕らの時代では考えられなかったです。

それだけここにいらっしゃる方も枕崎高校OBが半数以上おられると思うんですけど、枕崎高校、そんなに魅力がなくなっただのかと。枕崎高校が皆さんなくなったらどうなりますか。枕崎の、統廃合されたら、枕崎のまちは衰退しますよ。人口は減っていきますよ、さっきのJR指宿枕崎線と。

私は何を言いたいかいうことは、確かに今、教育委員会も小学校、中学校の関係で、高校とは直接関係がないというか、そのような制度になっているみたいで、そのような中、教育委員会は先ほどですね、先生同士と教育委員会の情報交換も大事だとおっしゃってくれて心強いなと思っております。そして、校長・教頭先生ともお話したんだけど、各4中学校への働きかけ、それと枕崎高校のやっぱり進学率の向上、それから就職ですね。

昔、枕崎高校は普通科・商業科時代、皆さん御存じかと思うけど、国立大学、私立大学にたくさん行っていました。一昨年……、昨年か、昨年なんかも国立大学1名、私立大学でも9名しか去年なんかいなかったですよ。ことしは国公立5名と私学も十何名行ったみたいですけど。ただし、昔と比べたら魅力がなくなっただのか。

そして昔は、商業科の方、皆さん東京の大手デパート、大阪の大手デパート、鹿児島でも山形屋なんかにもいいところに就職してたのに、高校のあれを見たら、いいところに行っていない。

だからこれはやっぱり、高校の問題にもありますけどね。ただし、僕らは、ここにおられる方は、枕崎市を衰退させないためにも、やっぱり統廃合されないように、枕崎のまちは衰退したらいけないから、枕崎高校に入学するように、やっぱりしていくべきかと思うんです。

そのような中、南日本新聞、宮崎県のえびの市のえびの高校、枕崎と同じような状況なのに、市が取り組んでいますよ。さつま町にある薩摩中央高校、以前の宮之城高校と宮之城農業高校、これが再編成してできた薩摩中央高校、これがいまだに定員割れを来している。

だから、さつま市は(51ページに訂正発言あり)、通学費、入学準備金、町外入学生の寮費補助、それから国立大学合格者には10万円の祝い金を出す。そういう補正予算を組んだと。

やっぱりこれ歴史ある学校だから、少子化や周辺校への流出などで危機的状況にある地元唯一の高校でまちの活性化のためにも、生徒確保に力を入れたいということで、この補正予算を組んだということで、そしてえびの市のえびの高校、こちらもやっぱり奨学金制度とかですね、地元にとって大切な高校、存続できるよう、学校の魅力向上を支援したいということで、市のほうがやっぱりこの補正予算というんですか、やっぱり全力を尽くしております。

やっぱりね、地元をやっぱり活性化させるためには、JR指宿枕崎線も大事、枕崎高校もね、私は枕崎高校違うからいいんじゃない……、僕は、水産高校も大事、水産高校は鹿児島県唯一の水産高校ですよ。枕崎市外からもいっぱい来てくれて、いろんな資格を取って、すごい魅力のある高校だなと。枕崎高校もですね、自分の出身母校違うかもしれないけど、おらがまちの高校です。やっぱり統廃合されないように、皆さん、PRしていつてもらいたいなと思っております。

続いて、金山小学校の空き教室の利用計画について、金山小学校の跡地、空き教室の具体的利用計画は進んでいるのかお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 金山小学校の跡地利用につきましては、ことし4月に廃校になってからは、地元のグラウンド・ゴルフとバレーボールの同好会からの要望がありまして、現在は、運動場と体育館についてそれぞれ利用がされているところではありますが、校舎を含めた学校跡地全体の有効活用については、現在、庁内で検討を進めているところでもあります。

廃校を利用した全国の事例については、文部科学省のみんなの学校プロジェクトのホームページでも紹介をされておりますが、このプロジェクトでは、廃校の活用を募集している全国の情報を……、廃校の活用を希望する全国の民間企業やNPO法人、福祉施設などに紹介する事業も行っております。

金山小学校についても、このみんなの廃校プロジェクトに申し込みを行っていきたいと考えております。

それと同時に市内に対しての情報提供も行いながら学校跡地の活用のアイデアを広く市民にも募集して、市内の民間企業や団体等による金山小学校跡地の有効活用ができないものか、働きかけていきたいと考えております。

それから、先ほど南海トラフ地震の津波について、議員の発言に、市民に誤解を与えるような発言がありましたので、再度、説明しておきますが、県の南海トラフ地震の津波の想定は、大地震が起きたらもう一波、二波じゃなくて何十波と来るわけですが、それも想定した上での、その中の最大の津波の高さが3.79メートルということでもありますので、そういった県の科学的調査による想定については、否定するのではなく、やはり市民に対して不安をあおるといふより、的確な情報を提供していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○9番沢口光広議員 確かに私も誤解を与えるような発言をしたかもしれません。ただし、先ほども言うように、この地球上いろんな想定外が生じるわけです。

私はね、またこれも変な誤解を与えるかもしれませんが、東南海地震もだけど、私は硫黄島、沖縄、フィリピン、向こうのほうの地震があったときはね、怖いなど。塩屋海岸に住んでいるけど、みんなに声をかけてクラクション鳴らしていきますよ。硫黄島の向こうのほうも危ない、想定外のことから考えたら、誤解を与えるかもしれませんが。

それと先ほど、高校のところ、宮之城のほうのことをさつま市といいましたけど、さつま町の誤りでしたので、訂正させていただきます。

それとですね、今、総務課長から金山小学校のことで説明があったんですけど、きょうの午前中、城森議員がやっぱりこのスポーツ合宿のことをお話されましたけど、私もここにちょっとメモをさせてもらったんですけど、スポーツ合宿、南さつま市、日置市、指宿市等はスポーツ合宿に力を入れていると、スポーツによるまちづくりを行っている、そして交流人口をふやす、それが経済効果につながり観光客も来る。大学の同好会等も呼んだらどうか。そして、スポーツ環境、枕崎は誘致活動、皆無に近いというんか。

そのような中、私は金山小学校、何回か言ったことあるんですけど、緑が多くて空気がおいしい、オゾンて言うんですか、森林浴、夏でも森林浴したら何か涼しい風が吹いてですね、あそこ金山小学校の跡地をスポーツ合宿というか、修学旅行でも体験農業、体験漁業で来られた人も、あそこに布団、クーラー、自炊道具、置くのも一つの方法違うんかなと。というのは枕崎市、少年サッカー、少年野球、そして春の連休時のベースボールフェスタ、薩摩半島というんか県外からよく来てますよね、あれベースボールフェスタ、ホテルなんか泊まりきらんとするんです。だからそのようなために、どうにかその2部屋か3部屋ぐらいできないのかなと、合宿所的なその自炊できる。

それとかですね、ここに、これもきのうの新聞ですか、鹿児島大学の音楽部というんですかね、難しい何か合唱何とか、東市来の廃校跡を活用し夏合宿、地元の高齢者の方なんかとグラウンド・ゴルフをしたりして、今度はコンサートも行おうんだと。金山小学校もそのようにしたらいい

のと違うのかなと思うんです。

確かに、インターネットでいろんな全国には好事例があります、いろんな好事例がありますよ。さっき言うた、僕としては修学旅行の体験農業、体験漁業で来られた人、それから6次産業、6次産業、製造の場所提供、書道や絵画教室でもいいし、図書室としても開放していいし、もちろんね、金山、田布川の方の地元住民の意向を聞きながらですよ。そのように、早くしないと年月というのは、2年、3年、4年とあっという間にたつんです。もう半年たった、まだたかが半年かもしれないけど。

だから現在、あそこの金山小学校の管理状況がどうなっているのか、わかっているのであれば教えていただけませんか。

○田代芳輝教委総務課長 金山小学校の体育館、校舎、それらにつきましては、教育委員会のほうで現在管理しております。

○9番沢口光広議員 家というんか、ビルというんか、空気の入れかえと掃除というんですか。やっぱりしないことにはシロアリがきたりダニがきたり、家というんか教室は傷むと思うんです。だからいま一度ですね、もう半年、もう半年たったんです。あっという間に2年、3年たちます。そして維持管理状況も含めてですね、とにかく、有効活用を図っていただきたいなと思っております。

続いて、太陽光発電の設置について質問します。

これは産業厚生委員会の所管事務調査で公共下水道終末処理場に先日行ってまいりました。

広大な敷地でありましたが、太陽光発電施設の設置を検討すべきであると思われるが、当局の見解をお尋ねいたします。

それと、この終末処理場の年間電気料金は幾らであるのか、それもあわせてお尋ねします。

○依積田寿博下水道課長 枕崎終末処理場につきましては、昭和52年度までに処理施設用地といたしまして2万0,866平方メートルを取得し、現在の管理棟1棟、沈砂池棟1棟、水処理施設4池、汚泥処理施設棟1棟の用地1万6,770平方メートルを整備いたしまして、昭和59年3月から供用開始を行い、現在に至っているところでございます。

昭和55年度の当初計画におきましては、水処理施設が現在の規模より2倍程度の計画であったため、残りの土地約4,100平方メートルにつきましては、水処理施設の増設予定地としていました。その後、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえて、平成25年度において人口減少による計画人口、1日1人当たりの汚水量等の全体計画の見直し策定を行った結果、現在あります処理施設で処理が可能であることから、今年度県へ下水道事業計画変更の協議申請を行っているところでございます。

未利用地の約4,100平方メートルにつきましては、事業計画の変更認可決定後、災害等で被災した場合の仮設の処理施設用地や下水道汚泥乾燥処理施設棟の設置など、今後の下水道事業計画を検討する必要があることから、太陽光発電施設の設置につきましては、難しい状況であると考えています。

次に、終末処理場における電気料でございますけれども、平成24年が約2,800万円、25年度が約2,900万円程度となっております。

この上がった分につきましては、平成25年度の電気料の値上げ等によるものでございます。ちなみに、電力使用量につきましては、平成24年度と25年度と比較した場合、2万8,000キロワットぐらい減少しているところでございます。以上です。

○9番沢口光広議員 ちょっと肝心なところを聞き漏らしてしまいました。簡単に言ったら太陽光発電、設置できる可能性があるということですか、設置するのが難しいということですか、ちょっと聞き漏らしたもんで申しわけない。

○依積田寿博下水道課長 先ほどもちょっと言いましたけれども、未利用地の土地4,100平方メ

ートルにつきましては、今後の下水道事業計画を検討しなければならないことなどがありますので、太陽光発電施設の設置につきましては、難しい状況であると考えています。

○9番沢口光広議員 それ以外の敷地は可能であるということですか。

○俵積田寿博下水道課長 現在整備しております管理棟及びいろんな水処理施設棟がございますけれども、これらの屋根及び水処理の上部等につきましては、耐震性の関係で設置が困難でございます。

○9番沢口光広議員 困難であるということは、難しいということですよ。

○俵積田寿博下水道課長 申しました処理施設、汚泥棟、管理棟、これらの建物の上屋につきましては、耐震性の関係でできない、できません。

○9番沢口光広議員 わかりました。というのは私としては、もったいないな、できるんだったら、そうしたらこの終末処理場の2,800万、2,900万、自分ところで自家発電じゃないけど、自分ところの太陽光で少しでも電気代を浮かすことができないのかなという、そういう素朴な疑問があったので、質問をさせていただきました。

それでは最後に、立神墓地にトイレ設置の必要性について質問いたします。

立神センター横の立神墓地は墓参者、墓参りをされる方が多いが、トイレがないため多くの方が不便を感じており、トイレ設置の要望の声がありました。周辺にトイレがなく、設置する必要があるかと思われませんが、当局の見解をお尋ねいたします。

○加藤省三市民生活課参事 御指摘のとおり立神墓地には、現在、トイレは設置しておりませんので、墓参者の方には、立神センターのトイレを利用いただいているところですが、下水道区域以外にある立神墓地にトイレを新設するとなると男性用小便器2基、男女兼用大便器1基、多目的トイレ1基で試算したところ、建設費は1,300万円程度が必要となりますので、費用対効果を考えた場合、今のところ新たなトイレは建設せず、今後とも立神センターのトイレを利用するようにしたいと考えているところです。

ことは、お盆の8月14日と15日の両日、立神センターの開館時間を延長して、14日が午後7時15分まで、15日が午後6時30分まで延長してトイレを開放したところです。両日の午後5時以降の利用者につきましては、14日が男性9名、女性ゼロで合計9名ですね。それと15日が男性8名、女性2名で10名の利用でした。合計で両日合わせて19名となりました。

今後は、墓地内の主要箇所にはトイレの案内板等を設置して墓参者に立神センターのトイレ利用を案内するとともに、墓参者の多いお盆には、開館時間を延長してトイレの利用ができるようにしたいと考えております。以上です。

○9番沢口光広議員 このトイレをつくるには1,300万の費用がかかって、費用対効果でちょっと難しいということですが、立神センターのこの横というんですかね、以前簡易トイレがあったんですけど、これ、いつどのような理由で撤去をされたのか。

それと、今も土曜・日曜、立神センターの敷地内でグラウンド・ゴルフもされている方なんかもおるんですけど、どうしてこの簡易トイレを撤去したのか。私としては、やっぱり簡易トイレでもいいから、設置をそのままにしておいてもらったほうがいいのになと思った次第だし、今度の14日、15日、行ったとき、初盆の何ですか、迎え火か送り火か知らないけど、墓参り、十数組が来て約200人ぐらい来たんですけど。この簡易トイレ、私はね、立神センター横でもいいから、やっぱり設置しとくべきだと思うんですよ。そうしないと墓地近くにトイレがなくて、特に女性の方とかお年寄りなんかはやっぱり大変だろうな、どうしてなんだろうと。

私も年いってますけど、若い男性の、男子の私がそれを感じるんですけど、どうしてこの立神センターの簡易トイレを撤去したのか、私は簡易トイレでも古びたやつでも、そのまま置いとってもらいたかったなと思うんですけど、そこら辺の理由をちょっと説明していただきたいなと思っております。

○上園信一生涯学習課長 立神センター横にありました簡易トイレにつきましては、老朽化のために、今年度撤去したところですが、グラウンド・ゴルフで利用される方々につきましては、立神センターの開館時間におきましては、立神センターを御利用いただいているところですが。

○9番沢口光広議員 ということは、立神センターは土曜・日曜日も勤務されている方がいらっしゃるんですかね、執務時間中というか昼間帯、土・日もいらっしゃるということですか。

○上園信一生涯学習課長 立神センターにつきましては、毎週月曜日が閉館となっておりますので土・日は勤務しております。

○9番沢口光広議員 仮に、私が土・日、昼間帯、トイレに行きたいな思って、土・日、立神センターに行ったら用を足すことができるわけですね。

○上園信一生涯学習課長 土・日も開館時間であれば職員が常駐していますので、利用できます。

○9番沢口光広議員 私もそうですが、地元住民、そこまで僕は、全員が全員というんか大半の人が把握しておるとは思っていないんですけど、そこら辺をやっぱり把握するように何か掲示板でもそれらしき文章で掲示、お墓周辺に掲示できないもんですか。

○加藤省三市民生活課参事 ただいまの質問でもお答えいたしましたとおり、トイレの案内板等については、設置を検討していきたいと思っております。以上です。

○9番沢口光広議員 これで一般質問を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、本日の出席議員はすべて提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由、質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時14分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成26年9月25日)

平成26年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第3号）

平成26年9月25日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	65	枕崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	総 文
2	陳2	川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の提出を求める陳情	〃
3	66	枕崎市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
4	67	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の制定について	〃
5	68	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について	〃
6	69	枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	〃
7	70	枕崎市畜産センター条例を廃止する条例の制定について	〃
8	陳1	道路（歩道を含む）のバリアフリー化促進について	〃
9	59	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予算及 び決算 特別委
10	60	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
11	61	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
12	62	平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
13	63	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
14	64	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵 積 田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新 屋 敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号及び第2号の2件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号及び第2号の2件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項に職員の休業の状況を加えようとするものです。

委員から、この休業状況を加える法改正の趣旨は何かということに対し、国からは、特にその部分についての説明はないが、今回の地方公務員法の改正において、配偶者の同行休業制度が新たに創設され、休業の種類が3種類から4種類になったことで、国が公表に係る事項に休業の状況を加えるべきと判断したものではないかと考えているとのことです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市桜木町の上野稔さんから提出されたものであります。

本件の要旨は、原子力災害対策特別措置法に基づいて制定された「原子力災害対策重点区域」の「緊急時防護措置を準備する区域」を有する自治体が策定した「避難計画」の避難先となっている自治体の住民及び議会、首長の同意なしに、鹿児島県は川内原発の再稼働に同意しないことを求める意見書を県知事に提出してほしいというものであります。

避難計画の中での本市の位置づけはどうなっているのかということについては、いちき串木野市の5,708人の住民の避難先として、本市の小・中学校の体育館等17施設に避難する計画になっているということです。

委員から、本陳情は川内原発再稼働に際し、その避難計画が除染の方法等を含めて十分なものではないことから、慎重な対応を求めて出されたものだと思う。知事に対し、そういった趣旨の意見書を出すということは、ぜひやっていただきたいという意見の一方、国と県の対応はまだ流動的であることや、陳情にある住民の同意をとるとなると物理的にも問題があるといったことのほか、現在進行中の国のいろんな作業、国がかかわった避難計画、説明会、あるいは規制委員会の審査判定等を見きわめた上で判断したいといったことなどから、本件は、現時点においては継続審査にすべきであるとの意見が多数出されました。

本件の採決においては、継続審査とするかどうかを諮った結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号について起立により採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、継続審査と決定いたしました。

[傍聴席で話をする者あり]

○立石幸徳議長 傍聴席は静粛にお願いします。

次に、日程第3号から第8号までの6件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男産業厚生委員長 登壇]

○禰占通男産業厚生委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第3号から日程第8号までの6件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について主な点のみ報告いたします。

まず、日程第3号枕崎市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、本年4月23日に公布された「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の中で、父子家庭に対する支援の拡充により、「母子及び寡婦福祉法」の法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴い、条文の整理をしようとするものであります。

委員からは、母子及び父子並びに寡婦世帯の直近の推移、ひとり親家庭等の医療費助成費、生活保護世帯の扶助費についての質問があり、母子及び父子家庭数と医療費助成費については、年々、増加傾向にあるということ、また、生活保護費全体の扶助費については、ここ数年減少してきており、最も金額の大きい医療扶助の減少の影響が大きいということでありました。

また、医療費助成や各種手当等の不正受給の事実があった場合は、適切な措置をとってほしいとの要望がありました。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第5号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第6号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3件は関連がありますので、一括審査いたしました。

この3条例の制定については、子ども・子育て支援新制度の創設に伴うものであり、新制度を実際に推進していくための施設や事業について、国が示した省令等をもとに各自治体が条例で基準を定めることとなっており、3条例いずれも各事業において本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準のとおり定めようとするものであります。

まず、枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、教育・保育施設として県の認可を受けた幼稚園、保育園、認定こども園と地域型保育事業として市が認可する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、施設・事業者からの申請に基づき、市が対象施設・事業として確認し、給付費を支払うことになり、その確認を受けるために満たすべき基準を定めるものであります。

なお、本市には、7つの保育園と2つの幼稚園があり、認定こども園はなく、保育園7園は、そのまま新制度による確認を受ける施設となりますが、幼稚園2園においては、現時点では新制度によらず現状のままでいきたいとのことで、財政支援も現行どおり私学助成及び保護者への幼稚園就園奨励費補助で行うことになるということです。

次に、枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、地域型保育事業の4事業である家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、児童福祉法に基づく市の認可事業として新たに位置づけられることに伴い、設備及び運営に関する基準を制定するものです。

これらの事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、本市では、待機児童は生じていないため現時点でこれらの事業に取り組む予定はないが、基準は整備しておく必要があるということです。

また、本市では、病院内託児所として3施設が運営されておりますが、今後、市の認可を受け、従業員の子供以外の乳幼児にまで対象を広げる予定はなく、これまでどおり従業員の託児所として運営していく予定であるということです。

次に、枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたものです。

これまでの学童クラブ事業は、枕崎市児童クラブ事業実施要綱や厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインに従って市内5カ所で実施しており、対象児童は、これまでのおおむね10歳未満が削られ、小学校に就学している児童となる予定であるということです。

3つの条例の施行は、子ども・子育て支援法などの施行の日としており、現時点では確定していないが、平成27年4月1日から新制度を実施するものとして準備を進めているということです。

委員からは、保育施設等の利用者負担金についての質問があり、現在の利用者負担について、本市の徴収基準額は、国の徴収基準額より若干下回った保育料を設定しているということですが、新制度における給付費と利用者負担の額については、国のほうでも検討中であることから、今後、現行の保育料と大きく変動しないよう検討し、次の議会までに提示できればと思っているということです。

また、社会福祉法人の帳簿類等の監査については、昨年度から市が行っているということです。

以上であります。これら3件については反対があり、それぞれ採決の結果、いずれも賛成者多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市畜産センター条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

畜産センターについては、昭和58年3月に取得し、家畜の品評会等を開催する施設として利用してきたということですが、伝染病等の発生を機に施設の利用はほとんどなされず、今日に至っているということです。

そのような中で、今回、新たに防災施設として活用するため、平成26年9月30日をもって同センターを廃止しようとするものであるということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号道路（歩道を含む）のバリアフリー化促進について申し上げます。

本陳情は、枕崎市山手町の枕崎市政を考える会の代表者から提出されたものであります。

本件は、道路工事後の陥没や突起、コンクリート舗装のでこぼこ及びアスファルト舗装のざらつきの改善、また、歩道から車道への1センチメートル以上の段差の解消を願う要旨となっ

ております。

審査に先立ち、当局から一般的な不良箇所の部分について改修していくのは当然のことであるが、陳情の要旨の中で、「特に歩道から車道へ出るとき、また逆に車道から歩道に進むときは、大部分のところは1センチ以上の段差があってそれこそ命がけです」という部分について、この段差は、視覚障害者が車道と歩道との境を杖で判断できるように2センチメートル程度の段差を設ける基準によるものであるとの説明がありました。

委員からは、本市の道路状況、歩道と車道の段差による歩行者の保護についての質問があり、歩道部分については、従来は縁石による20センチメートル、25センチメートルの段があったが、車道より5センチメートル程度の高さに抑えて縁石で歩行者を防御する方法が最近の歩道整備のあり方になっているということです。

市道の不良箇所への対応については、その部分をなくそうということで、昨年からの安全・安心交付金という補助事業により、悪いところから優先して事業を行っており、歩道部分の舗装の打ちかえについても今までは少なかったが、今後は目を向けて補修等をしていく必要があると思っていますということです。また、道路整備等について、延長的にまとまっている部分は補助事業を活用して整備をしていくが、部分的な補修等については、単独事業で実施していかなければならないと思っていますということです。

道路状況による交通事故と道路管理上の瑕疵責任については、市道の保険で対応することになること、まくらぎき保育園前の鉄道線路跡地交差点については、来年以降の改良に向け、調査設計を行っているとの説明がありました。

委員から、高齢者や障害者のための道路の改良・補修を願うという全体的な陳情の趣旨については理解できるが、車道と歩道の段差の部分について基準等に照らしたときに、このままこれを採択できないといった意見があり、本件については、委員長において陳情者にその部分の確認を行った上で結論を出していくこととし、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 まず、議案第67号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

子ども・子育て支援法に基づきこの条例が制定されることになり、保育園・幼稚園・認定子ども園などの施設類型、定員が20人以上に加えて、新たに地域型保育の各事業類型、それは小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の一部を除いた定員19名以下などが導入されますが、この定員規模が小さいことを理由にですね、保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和などが国の基準に盛り込まれました。その結果、施設や事業によって格差が持ち込まれることとなります。以上の点からも条例の制定に反対して討論いたします。

次に、議案第68号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業ですが、本市においては、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については該当する事業所はないということです。

新規事業の小規模保育事業においては、定員6人から19人までの小規模な保育施設で職員の配置基準等によって、A型、B型、C型と分けられているようですが、保護者のさまざまな条件によって、子供への格差が生まれるのではないかと。また、何よりも子供の命と安全について心配されることから反対をいたします。

次に、議案第69号枕崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

これは、1960年代、共働き家庭がふえ始めたころ、「ポストの数ほど保育所を」の運動とともに、親が仕事から帰るまでの時間を子供たちが安全に過ごせるような場所がほしいと、働く親たちの願いから学童保育が誕生しました。当時は、公的な援助はなく自主運営で成り立っていました。長い年月を経て、1997年に学童保育が法制化されることになり、全国に広がっていきました。放課後児童健全事業という名称で、国と地方自治体が児童の育成に責任を負うと定めている児童福祉法にはっきりと明記されることになりました。今までの親たちが勝手にやっていると見られていた事業ではなくなり、公の事業として認められました。そして、国や自治体も児童福祉法に基づく学童保育の推進に責任を持つことになったのです。このころ本市においても、低学年を中心に児童クラブが誕生したかと思います。

このように長い歴史を積み重ねてきた児童クラブをさらに充実させていくためにも、今回の条例制定は本当に大変よいことだと思いますが、気になるのは、児童1人当たりの専用面積が1.65平方メートル、これは畳1畳ほどだということ、これは保育園児の1人当たりの面積と同じです。しかし、今までは小学校低学年が対象でしたが、小学校6年生までが利用できることになりました。このことによって、親御さんたちは長期休みでも安心して働くことができるようになります。ですが、せっかく小学6年生まで対象を広げたとしても、実際には、定員オーバーで受け入れできないということにはならないだろうか。また、面積基準や運営基準が自治体の参酌基準となっていることなど、本来、国が責任を明記すべきところを自治体任せにしているのではないかと懸念があることなど、この条例の制定に反対して討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号から第6号までの3件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第7号及び第8号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案可決、陳情第1号は継続審査と決定いたしました。

次に、日程第9号から第14号までの6件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めます。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作予算及び決算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算及び決算特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第9号から第14号までの6件について、予算及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に吉嶺周作、副委員長に中原重信委員を互選いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第9号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億3,360万円を追加し、予算総額を102億8,750万円にしようとするもので、当初予算額に対し5.1%の伸びとなります。

地方債の補正は、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業及び補助災害復旧事業に係る追加並びに南薩地区衛生管理組合負担金ほか9事業及び臨時財政対策債に係る変更によるものです。

補正予算の主なものは、平成25年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積み立て、生活保護費など平成25年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、障害児通所支援事業、病児保育施設整備に係る市立病院負担金、定期予防接種事業、下水処理施設整備に係る過疎対策事業債の借り入れに伴う公共下水道事業特別会計繰出金、消防ポンプ自動車更新事業、防災施設整備事業、補助災害復旧費などであります。

補正財源については、市債、繰越金、繰入金、県支出金、諸収入、国庫支出金、財産収入、地方特例交付金の増で措置したということです。

過疎対策事業債の予算計上については、県に提出した起債計画書の要望額に対し、このほど通知がなされ、ハード事業分は、当初予算に計上した汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金などの13事業の財源組み替えのほか、消防ポンプ自動車の購入、公共下水道事業特別会計繰出金への活用で、計15事業の事業費4億4,436万7,000円に対し、3億3,660万円となっております。

ソフト事業分は、当初予算に計上した子ども医療費助成事業などの8事業、6月補正に計上したコンカツプロジェクト協議会負担金への活用で、計9事業の事業費1億7,813万1,000円に対し、6,750万円となり、合計では24事業の事業費6億2,249万8,000円に対し、4億0,410万円の予算計上となっております。

過疎対策事業債の活用を図ったことによる財政効果額については、これまでと同様に、それぞれの事業に適合した通常の市債を活用する場合と比較すると、市債の借入額は9,140万円の増加となりますが、償還に対する交付税措置率が総体で37.9%から70%まで高まることで、将来にわたって1億6,432万円の財政効果額があるものと見込んでいるということであり、また、今後、市債残高に占める過疎対策事業債の割合が段階的に高まっていくことで、交付税措置を加味した実質的な公債費の負担が軽減されていき、各財政指標等の改善につながっていく

ものと考えているということです。

過疎債の活用に関して、コミュニティバスの運行についても、ソフト事業を活用することにより財源は出てくることにはなりますが、現在、コミュニティバスの協議がとまっている根本的な原因は、市内の交通事業者から自らの事業の存廃にかかわる問題であるという意見が出され、その調整ができない状態であり、今後また協議の場に戻っていただけるのかというところまでは、見込みが見えていないということでもあります。

また、新たな過疎計画では、高齢者の集落での買い物対策なども検討し、計画にどのように織り込まれていくのか、また、次の総合振興計画の策定とあわせて、どのようにしていくのかということは大きな課題であるにとらえているということでもあります。

総務費中、国県支出金精算返納金は、国庫支出金分が生活保護費など10事業、県支出金分が乳幼児医療費の事業費など8事業について、平成25年度の事業費が確定し、実績を上回った部分を国・県へ返納する精算措置であります。そのうち、一番大きなものとして、生活保護費の医療扶助は、被保護者の入院等があったときには非常に多額の医療扶助が生じるが、今回、大きな医療扶助が生じなかったために、生活保護費だけで2,400万円程度の返納が生じているということです。

民生費中、障害児通所支援事業については、市内に障害児通所支援事業所「いるかの教室」が、今年4月1日に開設されたことにより利用者が増加したこと、また、利用者が複数事業所を利用可能となったことから、支給決定日数が増加したことにより増額となったということです。

衛生費中、がんばる地域交付金は、消費税率の引き上げに伴う反動減を緩和することを目的とした経済対策を実施するに当たり、国の平成25年度の補正予算で追加された公共事業に伴う地方負担額を軽減するために創設されたもので、平成25年の3月に予算計上した国の補正予算にかかわる対応分について交付限度額が示され、その額を市立病院の病児保育施設の建設の財源として負担するものです。がんばる地域交付金の交付率は、財政力に応じて30%、行革努力で10%の合計40%を限度として交付されるもので、本市については、行革努力分として8.6%、財政力分として25.3%の合計で33.9%の交付率になっているということです。

農林水産業費中、農地中間管理事業は、ことしから始まる事業で県の段階で農地中間管理機構を設置し、各市町村に農地の貸し借りの計画をつくる業務を委託するようになっており、本市では、10月ぐらいに業務委託を受けて事業に取り組んでいくということで、その時期に合わせて農家の方々に説明する場を設けていきたいと考えているということです。

教育費中、小・中学校の屋内運動場等非構造部材耐震化設計業務委託については、平成27年度に実施する市内の小・中学校の屋内運動場などの天井材や照明器具などの非構造部材の落下防止対策のため、設計業務委託を平成26年度中に完了させることに伴う補正であり、小学校においては、別府小学校の屋内運動場、立神小学校の屋内運動場及び武道場の3棟を委託料289万9,000円で、中学校においては、枕崎中学校の武道場、桜山中学校の武道場、別府中学校の屋内運動場及び武道場、立神中学校の屋内運動場の5棟を委託料329万2,000円で行うものであります。

災害復旧費については、田布川地区の国道270号線沿いの台地になっているところの水路が、ことしの6月20日から22日にかけての大雨の影響により崩れ落ちたということで、今回、予算を計上したということです。

委員からは、過疎債の積極的な活用を望む意見、また、コミュニティバス等の検討に関連して、地域住民や小売店等がどれほど望んでいるのかということの聞き取りをしてほしいといったことのほか、6次産業化について、加工品を開発、販売する場合において、まずは地元で喜んで使ってもらって、それから広げていくといった方面での取り組みをしてほしいといった意

見・要望が出されました。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、31万4,000円を追加し、予算総額を44億7,406万3,000円にしようとするもので、当初予算より6.3%の伸びとなります。

補正予算の内容は、平成27年1月から高額療養費の限度額が見直されることに伴う電算システムの改修委託料27万円の増額と国保連合会主催の健康づくり推進員大会に参加するためのバス借上料4万4,000円の増額であります。

補正財源については、国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰入金の増並びに諸収入の減で措置したということです。

医療費の動向については、現在わかっている7月診療分までが前年度と比較すると、だいぶ減って抑制されており、ここ数年来、初めて1人当たりの医療費も減っているのです、このまま推移すると、現在組んである療養給付費等については、だいぶ減額できるのではないかと考えているということです。

特定健診の受診率については、平成24年度に初めて県の平均を上回り、平成25年度は44%程度で、平成24年度に比べて3.1ポイントぐらい上回ったが、本年度の目標値は50%となっているので、これをクリアするために、今後、健診環境を整えていきたいと考えているということです。

国が消費税の増税に伴い、2,200億円のうち国保のために既に500億円を投入し、あと1,700億円使うということであるが、8月の国保基盤強化協議会の中間整理の中でも具体的数字が出ておらず、その支援の内容が不透明な状況の中で、本市の財政健全化行動計画の見直しについては、平成29年度からの県へ移管までには、2億6,500万円の赤字を解消しなければならないことや、現年度分の一般被保険者分の医療費の赤字部分について、被保険者の方に負担していただくか、あるいは全額を一般会計から繰り入れるのか、これらを決定するためには、やはり来年度から始まる1円以上の医療費を県全体で負担する財政共同安定化事業の本市への影響、また、県に特別調整交付金が3%配分されているが、その2%の使い道等が示される10月末までに開催される県の説明会を受けて、方向性は決めていきたいと考えているということです。

また、一般会計からの法定外繰り出しについて、県の広域化等支援基金貸付金の平成26年度の償還分は当初予算に計上しているが、単年度収支の均衡を図るための繰り出しについては、医療費も低下の傾向にあり、現段階では、単年度でどれだけ収支不足が見込まれるかがわからないので、3月まで医療費の動向を見きわめながら3月補正で対応していくことになると考えているということです。

委員からは、健康予防事業の中で、塩分の1日の摂取量の感覚というものをもっと理解できるように市民への周知の取り組みを行ってほしいとの要望や、下水道事業への多額の投入等を考えた場合、繰り出しに関する基本的な考えがあるとは思いますが、これまで国保の分を5億8,000万円一般会計に投入していることを十分考えて、財政の公平な投入といった対応をするべきではないかといった意見が出されました。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ236万円を追加し、予算総額を3億2,227万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなります。

歳出は、平成25年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金83万7,000円と一般会計繰入金152万3,000円の増額であります。

以上の財源として繰越金及び諸収入の増で措置したということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,877万9,000円を追加し、予算総額を24億6,405万円にしようとするもので、当初予算額より約4.6%の伸びとなります。

補正の内容は、地域支援事業173万2,000円、介護給付費準備基金積立金4,325万6,000円、介護給付費負担金等返納金3,044万9,000円、一般会計繰入金3,334万2,000円の増額であります。

以上の財源として、繰越金、繰入金、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金の増で措置したということです。

介護給付費準備基金積立金の各年度末残高については、平成24年度末が1億8,831万1,137円、平成25年度末が1億4,277万7,307円、平成26年度末の見込みが1億1,483万5,675円であるということです。

平成24年度から26年度までの第5期の保険料については、計画の中では4,700円程度であったが、この基金を1億6,000万円取り崩すかたちで保険料を設定し、3,900円という基準額になっているということです。

平成27年度から29年度までの来期についても、基金を取り崩さないとしたときには、現状のまま推移し、介護報酬も変わらないとして考えれば5,000円を若干超える保険料になるのではないかと予想しているが、保険料軽減策として幾らかの基金取り崩しを勘案した保険料の設定等について策定委員会等で提案していきたいと考えているということです。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ164万3,000円を減額し、予算総額を7億9,708万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.2%の減となります。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、一般会計における下水処理施設整備に係る過疎対策事業債の借り入れに伴い、一般会計繰入金を4,100万円増とするとともに、事業債を4,100万円減とするほか、4月1日付の人事異動及び共済費負担率の変更に伴う職員人件費等の補正を繰越金の減で措置しているということです。

過疎債活用の対象事業については、各会計ごとの事業で区分されているわけではなく、下水処理施設の整備は、過疎対策に資するという事で対象事業になっているが、一般会計が借り入れて下水道事業会計に繰り出すかたちになっており、本来、下水道事業会計が借り入れて事業を行う額の2分の1までという上限があるということです。

過疎債の関係で、一般会計と下水道会計の繰り出し、繰り入れに関し、過疎債については一般会計が借り入れ、下水道事業に繰り出すことで、一般会計の地方債残高は増嵩するが、下水道の借り入れがその分減り、下水道の公債費に対する負担は軽減されていくことから、今後の下水道の公債費に対する繰り入れは減少していくということです。

また、下水道がそのまま下水道事業債を借り入れた場合の交付税措置44%に対し、過疎債は70%で、市全体としては、その分負担が軽減していくことになる。下水道事業に対する公債費の負担は、繰り出し基準との関係でも、分流式下水道に係る経費ということで、繰り出し

基準に合致したものであるという説明がありました。

委員からは、公共下水道事業会計に対する繰り出し・繰り入れの問題は、これまで受益者負担の原則と財政の公平・公正性をどう見るかということがいろいろ議論されてきた。今回の繰り入れについては理解できるが、公共下水道の区域外においては、それほど財政的な補助もないという現状からした場合、やはり同じ市民として目配り・気配りをできる範囲内でやっていくことも大事だと思うといった意見が出されました。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、給与費1,059万6,000円の減及び経費20万円の増に伴い、医業費用1,039万6,000円を減額し、新たに附帯事業費用として、病児保育一時預かり事業の管理運営費として467万9,000円を追加しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億4,510万8,000円に対し、総費用6億9,268万5,000円となり、1億4,757万7,000円の純損失となる見込みであるということです。

資本的収入においては、企業債2,200万円の減、一般会計負担金999万2,000円の増に伴い1,200万8,000円を減額しようとするもので、補正後の収支は、収入999万2,000円に対し、支出が6,898万4,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額5,899万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,999万2,000円及び建設改良積立金2,900万円で補てんしようとするものです。

病児保育施設の運用については、建設工事は7月4日からスタートしており、11月30日までの工期予定であるが、できるだけ早く始めたいことから、業者には必要な範囲内で急げる部分については急いでほしいということで、今の段階では、12月1日には運用開始したいと思っているということです。

附帯事業費用の中に計上してある委託料は、保育士1.5人相当分を、看護師については1日2時間程度の勤務で80日というかたちで今のところは計算してあるが、実際に動き始め、過不足が出たときには、3月の最終補正で対応したいと思っているということです。

さきの税務調査に係る追徴税額については、病院の現金の中で一括納付をし、その部分は立てかえになるので、各医師、職員等から回収をしていくということで、加算税と延滞税については、6月議会で計上した420万8,000円に対し確定額380万9,100円となり、7月23日に納付済みで、その内訳としては、加算税が追徴額282万9,000円、延滞税が追徴額98万0,100円であるということです。

鹿児島税務署の特別調査官から指摘を受けた事項が大きく分けて4項目あったが、それらについては、6月の支払い給与関係から指摘の部分についてはすべて是正をし、7月の納税日から新たなかたちで行っているということです。

病院事業会計以外においては、水道の宿直手当に関するものがあったが、それは既に是正されているということです。

6月議会での審査を踏まえたその後の協議については、7月23日までに鹿児島税務署から指摘のあった追徴税額、加算税、延滞税すべて納付を終え、市外居住の現在、枕崎市立病院に勤務をしていない医師に対し、8月6日付で税務調査があり、修正の途中でであるということと、あとで御迷惑をおかけするというお詫び文書をまず第1便として提出をしており、その部分が終わったということで、事務長以下については、8月31日付で処分を終えている。副管理者については、8月29日付で事業管理者のほうに処分をお願いする手続をしてあり、事業管理者の考え方としては、9月議会終了後に処分を行うという回答をもらっている。それが済んだ段階で、一般職に関する処分がすべて終わるので、事業管理者が任命権者である市長に処

分をお願いをするというかたちですべてを終えるという段取りであるということです。

委員から、税務調査において指摘を受けた税額表の甲欄適用、乙欄適用を取り違えることは、枕崎のシンクタンクでなければならないはずの行政として、今後気を引き締めて考えていかなければならないという意見がありました。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号から第14号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号から第64号までの6件は、原案のとおり可決されました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成26年10月1日)

平成26年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第4号）

平成26年10月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	認1	平成25年度枕崎市一般会計歳入歳出決算	予算及 び決算 特別委
2	認2	平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	〃
3	認3	平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
4	認4	平成25年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算	〃
5	認5	平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃
6	認6	平成25年度枕崎市立病院事業決算	〃
7	認7	平成25年度枕崎市水道事業決算	〃
8		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立石幸徳 議員
3 番 豊留榮子 議員

7 番 禰占通男 議員
9 番 沢口光広 議員
11番 吉松幸夫 議員
13番 中原重信 議員

2 番 俵積田義信 議員
4 番 今門求 議員
6 番 新屋敷幸隆 議員
8 番 城森史明 議員
10番 嶋野宏之 議員
12番 沖園強 議員
14番 吉嶺周作 議員
16番 茅野勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧信利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山口 美津哉 書記

下山 健一 書記
平田 寿一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神園 征 市長	久木田 敏 副市長
永留 秀一 総務課長	神園 信二 企画調整課長
下山 忠志 水産商工課長	南田 敏朗 市民生活課長
本田 親行 財政課長	佐藤 祐司 福祉課長
俵積田 清文 建設課長	真茅 学 農政課長
白澤 芳輝 健康課長	山口 英雄 税務課長
迫野 豪 水道課長	俵積田 寿博 下水道課長
園田 勝美 市立病院副管理者	岩廣 和憲 農委事務局長兼農業振興係長
福元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原田 博明 水産商工課参事
神山 芳文 市立病院事務長	加藤 省三 市民生活課参事
山口 英夫 教育長	田代 芳輝 教委総務課長
木之下 浩一 学校教育課長	上園 信一 生涯学習課長
末永 俊英 文化課長	米森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味園 耕治 選管事務局長	竈原 均 会計管理者兼会計課長
三島 洋台 消防長	中原 浩二 警防課長兼消防署長
森 蘭智之 消防総務課長兼消防団係長	山口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算及び決算特別委員長に報告を求めます。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作予算及び決算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算及び決算特別委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました、日程第1号から第7号までの7件について、予算及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、審査に先立ち、平成25年度実施の事業成果の現地調査を行いました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してあります。また、各会計における詳細にわたる決算の概要についても、その中に記載してありますので、委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成25年度枕崎市一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成25年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況について、歳入総額は104億7,471万1,000円で、前年度に比べ1億4,122万7,000円の増となっています。

歳出総額は100億9,232万7,000円で、前年度に比べ3,725万1,000円の増となっています。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は3億8,238万4,000円の黒字で、前年度に比べ1億0,397万6,000円の増となっています。

平成26年度への繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源は640万1,000円で、形式収支からこの翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億7,598万3,000円の黒字で、前年度に比べ1億0,710万5,000円の増となっています。

実質単年度収支は1億1,405万5,000円の黒字で、平成19年度から7年連続の黒字となっています。

財政の弾力性を示す経常収支比率は94.1%で、前年度に比べ3.8ポイント低くなっています。

財政健全化法に定められている健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率は14.4%で、単年度の実質公債費比率が前年度より1.2ポイント低い12.9%となり、4年連続で改善したことから、前年度に比べ1.3ポイント低くなっています。

将来負担比率は138.9%で、将来負担額を構成するすべてが減となったことから、前年度に比べ17.1ポイント低くなっています。

総務費中、ふるさと応援寄附の過去3年の経過は、平成23年度は185万1,727円、平成24年度は枕崎駅舎の寄附の関係もあり713万7,389円、平成25年度は267万6,000円となっております。

ふるさと応援寄附に係るお礼については、ふるさと納税制度が始まるときの制度設計をした審議会の中で、各自治体の常識的な判断に任せるとの表現がなされていること、また、税が偏在してしまう危険性など、税制の問題から考えても本市においては行うべきではないという判断をしているということです。

これに対し委員から、ふるさと納税の返礼品について、市と関係団体が一体となり特産品のPRとあわせて取り組めば相応のふるさと納税が期待でき、また、テレビでも取り上げられるぐらいPRすれば、観光客も呼び寄せることができると思うので、積極的に検討してほしいという意見がありました。

民生費中、児童厚生施設費に関し、児童クラブの対象年齢は、これまでおおむね10歳未満となっていたが、児童福祉法が改正され、平成27年度からは小学校6年生までになるということです。

民生委員・児童委員について、1人が受け持つ世帯数は平均で200世帯弱で、本市規模での国の基準120世帯から280世帯と比較しても平均的なものであるということです。

衛生費中、がん検診事業におけるそれぞれの検診等の受診率は、胃がん、肺がん、大腸がん等は県の平均を上回っており、子宮がん、乳がん等は若干下回っているものの、県の平均に近い数字となっているということです。

緊急搬送を要する場合のドクターヘリの運航に関し、夜間に飛行するとした場合には、鹿児島市で受け入れ可能なヘリポートはないことや、万一、枕崎から飛べたとしても航空機の安全な運航のため、航空法に基づく高さ制限に係るすべてのビルや山などへの標識の設置が必要なこと、さらには誘導のための無線施設の設置などを考慮すると、夜間の運航は難しいと考えているということですが、委員からは、人の命を考えた場合に、問題意識を持って1人でも命を救う方策をみんなで考えてほしいという意見が述べられました。

農林水産業費中、南薩摩地域グリーン・ツーリズム推進協議会は、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市の4市で構成し、4市が連携して取り組んでいるということでもあります。主な活動内容は、県外の中・高校生の修学旅行生が南薩地域に1泊してサツマイモの植えつけや収穫、カツオのわら焼き体験など幅広く体験してもらう内容になっており、平成25年度は743名が本市を訪れているということです。

枕崎市漁業協同組合の借り入れた経営安定資金の返済状況については、平成25年12月時点で4億円、平成26年6月時点で3億5,000万円の残ということで計画どおりに返済されており、また、経営状況についても2年連続黒字ということで推移しているということです。

商店街空き地空き店舗対策事業補助に関し、平成25年10月から11月にかけての調査では、11通り会の全店舗数550のうち営業店舗数が501、空き店舗数が49、空き地数が10という結果になっているということであり、各商店街の現状として、空き店舗となっていくのは従前から住居と店舗が一体となった小さな商店が多いが、その一方では、この事業を活用して空き店舗が埋まっているところもふえてきているということです。

土木費中、市営住宅の整備は、亀沢住宅を建設して以来、約20年間住宅の更新をしていないため、その多くが老朽化してきている状況にあるが、今回、市営住宅の長寿命化計画を策定し、平成25年度建設の俵積田住宅を皮切りに、老朽化の度合い、入居状況等を考慮して、まずは湯山、そして谷原、火之神などの必要箇所から更新していかねばならないと考えているということです。

消防費中、消防団員の高齢化等が進んでいる状況があるが、組織としてある程度活性化していくべきではないかということについては、消防団員の確保が非常に難しい中、本市は充足率100%となっている。高齢の団員には、今までの経験による適切な指揮命令や後輩の育成等といった面で、十分に活躍してもらえよう努力してもらうことが大事ではないかと考えているということです。

津波に対する災害対策に関し、南海トラフ巨大地震が起きた場合の本市での最大震度の想定は震度5弱で、県が想定している11パターンの中で一番強い震度5強の場合でも、津波については南海トラフよりも小さいという予想結果になっているということです。

これに関連して、委員から川内原発の再稼働に係る規制委員会の審査書によると、薩摩川内市の基準津波を約4メートルから6メートルへ修正しているようであるので、本市の基準津波の高さの変更を考えなくてよいか確認してほしいという要望がありました。

教育費中、桜山中学校運動場の排水対策について、学校の改修事業ということで地域の元気臨時交付金基金を活用できないのかということについては、仮にグラウンドの整備を実施しようとする場合においても、この基金自体の活用が地方債の対象となる事業という条件があるので、砂の入れかえ、排水整備など事業の内容等にもよるが、グラウンド整備のすべてが対象になるとは

言い切れないということです。

歳入中、市たばこ税について、近年の禁煙・嫌煙傾向等で消費本数自体は減少している中、平成24年度決算と比較して1,800万円程度の増収となった理由は、税制改正により、平成25年4月から都道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されたことによるものであるということです。

普通税の不納欠損処分について、その内訳は、滞納処分の執行停止後3年を経過したもので担税力が回復しなかった場合が89件、滞納処分の執行停止をした時点で明らかに将来的に担税力が回復しないことが見込まれた分が23件、消滅時効の5年が完成したものが284件となっているということです。

不納欠損処分を行うということは、以後、税として徴収することはできなくなることから、公平な租税負担をとということで、財産調査を可能な限り行い、換価可能な財産がある場合は、即時、差し押さえ等の時効中断措置を行っているが、ここ数年なかなか収入が回復してこないといった納税者の厳しい生活状況等から、そういった措置がとれないやむを得ないものについてのみ、今回、不納欠損処分を行ったということです。

そのほか委員からは、土地等の開発行為に関し、太陽光発電の設置などにおいて違法な開発等がなされないよう開発する方々への周知をもっと強化していくと同時に、今後も関係課との連携を密にとり、その防止策に力を入れてもらいたい。

奨学資金の貸し付けに関し、成績優秀者に対する奨学金の返還免除制度はないということであるが、優秀な者が経済的な面から埋もれてしまうよりも、それを援助していくということも考えていくことも必要であると思う。

市民会館の管理棟において、先般の台風の際に女子トイレに洋式の簡易トイレを1基備えたということであるが、狭くて足もつかえるということで、利用者が高齢化する中で事故等も生じかねないので早急な手だてを行ってほしい。

少年の森に関し、利用実績がゼロとなったものは、果敢な決断をして、先送りすることなく整理していかないことには、ほかのいろんな要望にこたえられないので、ここ一、二年とかではなく間断なく判断すべきである。

財政運営に関し、これから少子高齢化が進んでいく中で、社会保障費の関係をどうやって財政的に工面していくかというのもこれからの課題である。これからの財政を運営していく中では、今までの慣習というような漫然としたやり方はではなく、不要不急なものはきちんと見直していくということが一番肝要だと思うといった意見・要望が出されました。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び日程第3号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計の平成25年度の当初予算は40億1,359万1,000円で、その後4回の補正を行い、最終予算現額は44億2,525万7,000円となっています。

歳入においては、調定総額42億0,754万8,000円に対し、収入済額40億9,762万1,000円、不納欠損額840万3,000円、収入未済額1億0,152万4,000円となっています。

歳出については、予算現額44億2,525万7,000円に対し、支出済額が43億6,276万3,000円で、不用額が6,249万4,000円となり、歳入歳出不足額が2億6,514万2,000円となりましたが、翌年度繰上充用金で措置したということです。

後期高齢者医療特別会計の平成25年度の当初予算は2億9,833万8,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算現額は3億0,754万7,000円となっています。

歳入は、調定総額3億0,119万4,000円に対し、収入済額3億0,007万3,000円となり、不納欠損額25万1,000円、収入未済額が87万円となっています。

歳出は、予算現額 3 億 0,754 万 7,000 円に対し、支出済額が 2 億 9,771 万 5,000 円で、不用額が 983 万 2,000 円となり、歳入歳出差引残額が 235 万 8,000 円となっています。

平成 25 年度の療養給付費等がふえた理由は、1 件当たり 100 万円を超す医療費の件数が多くなったものであるが、平成 26 年度においては、平成 25 年度の 7 月審査分までを比較すると 1 人当たり給付費が減ってきており、医療費総体的にも減っているということです。

レセプト点検による重複・頻回受診者への訪問指導の人数は総数 103 名で、約半数の 51 名に改善が見られたということでもあります。

委員から、この訪問指導に際し、高齢者の方は血圧の降下剤などの薬は処方されるが、実際は飲まない方が多いと思うので、薬の管理の仕方など踏み込んで指導してほしいという要望がありました。

特定健診の未受診者への対応については、平成 25 年度は 3 年連続の未受診者のうち、一番発症しやすい年齢層の 50 歳台後半から 60 歳にかけての方を抽出し、訪問して受診を呼びかけたが、平成 26 年度は、まだ受診されていない方のうち、40 歳台から 60 歳台までの年齢階層ごとにそれぞれ約 500 名を抽出して訪問したいと考えているということです。

一般会計からの繰り入れについては、決められたものにしか繰り入れない方向性ではあるが、昨年度は一般会計から 1 億 4,000 万円ほど繰り入れた。国民健康保険財政健全化行動計画の中では、不足分については国民健康保険税率の見直しで対応することを原則としており、その計画に従って進めていくが、財政共同安定化事業の本市への影響に係る計画の見直しや一般会計の財政状況等を総合的に勘案して対応したいと考えているということです。

国民健康保険税の課税方式について、全国の自治体では、人口が多い都市が持ち家率が低いことや、所得割で応能割部分を十分賄えることから、資産割を課さない 3 方式を採用している傾向にあるが、中小都市においては、大都市に比べて所得にしても厳しいものがあり、国保財政を健全に運営するためにも、その財源確保として資産割をかけざるを得ないといった状況にある。しかしながら、資産割の部分については税率をなるべく低く抑えるよう配慮して改定を行っているということです。

そのほか委員から、平成 27 年度からの財政共同化安定事業や平成 29 年度の大きな制度改革が予定されており、制度が変わった場合に本市はどういう対応をしなければいけないのかということまで、きちっと次の計画には示してほしいという要望がありました。

この 2 件については、採決の結果、それぞれ賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第 4 号平成 25 年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成 25 年度の当初予算額は 22 億 8,402 万 4,000 円で、その後 3 回の補正を行い、最終予算額は 23 億 3,190 万 8,000 円となっています。

歳入は、調定額 21 億 9,391 万 4,000 円に対し、収入済額 21 億 8,517 万 9,000 円、不納欠損額 163 万 1,000 円、還付未済額 8 万 3,000 円、収入未済額 718 万 7,000 円となっています。

歳出は、予算現額 23 億 3,190 万 8,000 円に対し、支出済額 20 億 7,813 万円で、2 億 5,377 万 8,000 円の不用額となり、収支残額は 1 億 0,704 万 9,000 円となっています。

保険給付費に関し、訪問介護サービスを受けられる方の利用時間は、見直しにより 1 時間程度だった方は 45 分程度となったが、時間延長というのがあるので支給限度額の範囲内で何とかサービスはできていると聞いているということであり、どうしてもおさまらない内容のものについては、その支給限度額の範囲内でサービス量を調整することになっているということです。

また、時間設定は、仕事内容によりサービス時間の計画も立てて、ケアマネージャーが本人や家族と相談をして決めているので比較的スムーズに行えているということです。

介護給付費の中で、ピースフル立神とサザン・ユニットケアセンターがそれぞれ 20 床増床したが、ピースフル立神は地域密着型介護サービス給付費で、8 月に開所したことから 7 カ月分

3,023万1,000円、年間ベースでは6,000万円程度、サザン・ユニットケアセンターは施設介護サービスということで、4月開所からの分で3,100万4,000円となったということです。

来年度から始まる第6期の介護保険事業計画では、10年先を見据えた平成37年までの介護給付費の推計もあわせて出すようになっており、現状のサービス水準及び介護報酬を維持した場合として、平成37年の給付費等がどの程度になるという数値的な面だけはつくっているが、今後、その施設サービスを充実していくのか、あるいは在宅で暮らしていただけるための地域密着型サービスを充実していくのかという面については、保険料や給付費の見込みなども策定委員会の中で提供しながら協議をしていきたいということです。

委員からは、24時間体制のホームヘルプサービスは、介護者の精神的なものを和らげるなど、本当に必要なものであると思っているので、前向きに取り組んでほしいという要望がありました。本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成25年度予算は当初6億7,129万円で、その後2回の補正を行い、最終予算現額は6億5,912万8,000円となっています。

歳入は、調定総額6億7,333万3,000円に対し、収入済額6億5,325万8,000円、不納欠損額78万1,000円、収入未済額1,929万4,000円となっています。

歳出は、支出済額が6億3,499万1,000円で、平成25年度の実質収支は1,826万7,000円となっています。

平成25年度の整備状況は、大堀補助支線污水管路施設工事、立神北町・中央町地区污水管路施設工事、単独事業の污水管路布設工事及び取付管設置工事を実施したほか、平成25年度から終末処理場の長寿命化計画に基づき、実施設計作成業務と処理場の一部耐震診断を行っています。

また、当該年度工事实施区域4.5ヘクタールを新たに整備し、平成25年度末現在の整備済面積は405.1ヘクタールとなり、現認可区域面積408.4ヘクタールに対し、99.2%の整備率であるということです。

水産加工場の接続状況については、馬追川、牧園川、棧敷川の3つの河川に排出する加工場の接続が進まない状況もあり、平成25年度末現在、操業をしている44工場のうち下水道へ接続しているものが32工場、未接続は12工場、未接続のうち3工場は休止中であるので、実際に河川等に排出している工場は9工場であるということです。

下水道区域内で未接続の水産加工場には、関係課で個別訪問を行い接続促進を図っているが、下水道への接続に関しては理解はしているものの、昨年原魚高騰の問題や経営上の問題など厳しい状況であるとの理由で未接続となっているということです。

委員からは、下水道区域外の水産加工場の施設整備に対する補助を前向きに検討してほしいという要望や、枕崎市の河川をきれいにする条例の中で、下水道区域内の未接続の事業者に対する罰則の規定を設けられないかといった意見がありました。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成25年度枕崎市立病院事業決算について申し上げます。

平成25年度の入院患者数は1万9,438人で、前年度より175人の増となり、外来患者数は186人増の1万7,366人、診療実日数ベースの1日平均患者数は1.0人増の68.6人となっています。

収益は、入院は3億6,818万7,945円で、215万1,357円の減、外来は1億4,078万2,181円で、41万3,327円の減となり、一般会計負担金として救急医療の確保に要する経費のほか、医師確保対策に要する経費等を含む合計3,932万円を繰り入れ、会計制度改正に伴い、過去の修繕引当金500万円の戻し入れを行い、総収益は前年度より164万6,325円増の5億7,751万0,496円となっています。

収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億6,034万0,316円で、前年度より232万2,028円、医業外収益は1,217万0,180円で、前年度より103万1,647円の減となっています。

病院事業費用では、医業費用が5億7,651万2,479円で、前年度より801万2,592円の減、医業外費用は1,127万5,411円で、前年度より61万3,009円の増となっています。

資本的収入については、国保診療施設調整交付金と一般会計負担金の合計で632万7,000円となっています。

資本的支出は、建設改良費として器械備品購入費、病児病後児保育施設建設のための設計委託費及び企業債償還金の合計3,971万5,408円で、収入額が支出額に対して不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたということです。

公立病院の経営状況について、全国の公立病院において、その多くが交付税算定額の全額を一般会計から繰り入れ、なおかつ、基準外繰り入れをしてもまだ赤字というところが多いと聞いているが、枕崎市立病院においては、平成14年度から平成25年度までの普通交付税算定額の合計6億2,346万円に対する一般会計からの繰り入れは、平成19年度まではなく、平成20年度以降の総額が2億0,332万9,000円と、この12年間で交付税算定額に対する繰り入れの割合は32.6%となっているということです。

看護師の教育について、平成25年度から特定任期付職員ということで総看護師長を置いたが、その後、平成26年度から看護師長を補佐する責任者として副看護師長3名を、外来、一般病棟、療養病棟にそれぞれ配置し、実際の職員の配置や勤務形態について責任を持って対応してもらうとともに、若い世代に対する教育係として動き始めているということです。

病児病後児保育事業は、市立病院にとってのメリットというよりも、本市にとって今後働く世代の働きやすい環境づくりをすることが目的の一つであり、地域包括ケアとの絡みも含め子育て世代に対する支援策の一つとして、本市全体にとってのメリットとしてとらえるべきだと考えているということです。

委員から厳しい経営の中で企業債に対し、利率の低い借り入れで事業を行い、経常収支がプラスになるような経営をしてほしいということについては、市立病院が企業債を発行する場合は、資金計画に基づいて行うが、ほぼ財務省財政融資資金が充てられることになっており、借り入れた時期の公定歩合などすべてを勘案した中で金利が示されてくるので、その時点で借りざるを得ないという説明がありました。

本件については、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成25年度枕崎市水道事業決算について申し上げます。

平成25年度末における給水戸数は1万0,771戸、給水人口は2万0,029人となっています。

年間配水量は300万3,275立方メートル、有収水量は271万4,008立方メートルで、有収率は90.4%となり、前年度に比べ0.7ポイントの減となっています。

平成25年度の建設改良費の決算額は1億1,965万5,001円で、主な事業内容は、老朽管更新事業、配水管新設工事、片平山配水池の流量調整弁の取りかえなど施設整備・改修を進めたということです。

収益的収入及び支出では、税抜きで6,206万6,467円の純利益となり、これに前年度繰越利益剰余金を加えた平成25年度末における未処分利益剰余金は、7,732万3,728円となっています。

資本的収入及び支出では、収入支出差し引きで1億5,350万7,024円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしたということです。

なお、未処分利益剰余金は、その一部を減債積立金と建設改良積立金に新たな積み立てをしようとするものです。

水質検査については、水道法の規定に基づき毎日検査の実施と浄水・原水の検査を実施してお

り、浄水については、1カ月に1回以上10項目について、3カ月に1回50項目についての検査を、原水については、9項目について年2回、38項目の検査を年1回実施しているということです。

水道料金の値上げに関し、平成21年度までに職員数を5名減にするなど行財政改革を進めるなど節約の取り組みを行ってきたが、今後も給水人口が減少し、水道料金収入自体が減少していくということになれば、節約の取り組みについても限度があるので、料金値上げの問題は必ず出てくることになるという説明がありました。

以上であります。平成25年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は原案のとおり可決、認定事項第7号については賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 私は、ただいま報告がありました認定事項第1号平成25年度枕崎市一般会計歳入歳出決算から、認定第2号から第7号までについて、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論いたします。

まず、25年度枕崎市一般会計ですが、建設業や商工会議所、住民の皆さんの強い要望から実現できました住宅リフォームは、24年度に引き続き実施され、2カ年の受付件数が209件、事業費総額が3億1,644万5,401円、補助額が2,296万7,000円で、10倍以上の経済効果をもたらしました。地域の活性化にも役立ち、市民の皆さんからも大変喜ばれた事業でありました。

しかし、一方では、市職員の賃金カットは依然と続いています。そもそも、公務員の賃金水準は、公務員として高い使命感を持って職務に専念できるよう、その役割や仕事にふさわしいものであるべきです。さらに、公務員の給与は、地域経済に与える影響も大きく地域企業で働く人々にとっても賃金引き上げの目安でもあります。このような状態を続けることは、職員が仕事への意欲をなくし、消費も減り活気のないまちになってしまうのではないかと懸念されるところです。

また、市民からの不評を浴びながら続けてきたアートストリート整備事業、ことしの事業費は1,315万円、何とんでもみんなの目につく街道に並んでいますから、市民の怒りがおさまることはありません。こんなところに金を使わずに市民に役立つことに使うべきだと、展示されている立体作品を見るたびに市民は怒りの声を上げています。

そして、国民健康保険の特別会計においては、23年度に値上げをしたばかりで、このようにたび重なる保険税の値上げで、市民は払いたくても払えないと苦しい生活を強いられています。

そもそもこのように市民を苦しめる国保税の値上げを招いたのは、国が50%の国庫負担を半分にしてしまったことにあります。住民に負担を強いるのではなく、国に対して国庫負担を元に戻せと強く要望していくことはもちろんのこと、一般会計からの繰り入れで、ため込んでいる9億円の基金を取り崩して、市民の負担を軽くすべきです。

そして、後期高齢者医療は、年齢によって人間を差別する制度はなくして、もとの制度に戻すべきです。何よりも今まで地域のために頑張ってきた高齢者の方々が若い世代に気兼ねなく安定した医療が受けられるようにすべきです。

そして、介護保険は、24年度には保険料を引き上げられ、25年度は制度の改正などでサービスを提供する事業者もサービスを受ける利用者も大変です。介護サービスを利用しやすくするためにも、介護保険料や利用料を引き下げ、高齢者の方々が安心して介護サービスを受けられる制度にすべきです。

そして、公共下水道事業においては、水産加工場などの下水道への接続工事に取り組んできているが、なかなか接続完了とまではいかない状況が続いています。周囲に悪臭を放ち、川や海の汚染にもつながることから、工場への戸別訪問を行っているということですが、工場主の考えている問題などを真摯に受けとめ、すべての工場が接続工事に着手できるよう援助すべきです。

そして、市立病院の事業においては、小児科の診察が23年度から始まり、当初は、市立病院が休日当番のみ診察を実施していましたが、その後月1回の診察になり、25年度は2回に診察日をふやし、患者数も201人と倍化しています。これは、子供の病気が重症化しないためにも、早目の診察が必要なことで、子育て中の方々には大変喜ばれているところです。

しかし、院内においては、看護師長を養成することができず外部から招き入れています。本来なら院内において、職員が誇りを持って働けるような職場をつくらなければならなかったはずです。

そして、水道事業におきましては、給水戸数が1万0,771戸、給水人口2万0,029人と24年度と比較すると、給水戸数で19戸の減、給水人口で267人の減となっています。このように、利用者が減少していくと、また水道料の再値上げということになりかねません。

市民に負担を負わせるのではなく、一般会計からの繰り出しも検討すべきです。今後とも市民に安心・安全な水を供給していくためにも水道事業の立て直しも必要ではないでしょうか。

以上の点から日本共産党は、反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、認定事項第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、認定事項第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、認定事項第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、認定事項第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、認定事項第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、認定事項第6号は、認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第7号中、平成25年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、平成25年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書は、原案のとおり可決されました。さらに、お諮りいたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、認定事項第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成26年第6回定例会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算及び決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意
見・要望

平成26年 第6回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①城森 史明	24時間地域巡回型訪問サービスについて	<p>1 平成24年に始まった「24時間地域巡回型訪問サービス」は、施設から住宅への移行を促進する重要な介護保険制度の柱の一つであるが、県内19市の中で実施しているのは、鹿児島市、鹿屋市、指宿市の3市のみで、本市では実施されていない</p> <p>(1) 本市で実施されていない理由は何か、どのような検討状況にあるのか</p> <p>(2) 「施設サービス」に対する「24時間地域巡回型訪問サービス」のメリット・デメリットは何か</p> <p>(3) 本市はコンパクトなまちであり、24時間地域巡回型訪問サービスは、比較的構築しやすいと考えるがどうか。その場合、どのようなシステム・内容になるのか</p> <p>(4) 「特別養護老人ホーム」と「24時間地域巡回型訪問サービス」を一つの代表的モデルで比較した場合、人員数、人件費、設備費等の経費において具体的にどのような違いがあるか</p>	市 長 副市長 課 長
	その他介護保険について	<p>1 65歳以上が支払う介護保険料の基準月額は、本市は3,900円で県下19市の中で最も低い。最も高いのは、いちき串木野市である。最も低い理由は何か、介護給付費や施設整備費・施設数等の関係はどうなっているか</p> <p>2 19市の中で本市の要介護認定者1人当たりの介護給付費の順位はどうなっているか</p>	市 長 副市長 課 長
	スポーツ合宿と2020年鹿児島国体について	<p>1 先日、新聞でスポーツ合宿の記事が掲載された。県内の延べ参加人数は、右肩上がりが増加している。本市のスポーツ合宿の状況、参加人員はどうな</p>	市 長 副市長 教育長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	て	<p>っているのか</p> <p>2 本市のスポーツ合宿は、福岡工業大学野球部が参加している。それが縁で福岡工業大学吹奏楽部が市民会館で演奏してくれる。 経済効果や観光面でのPR等、本市にとって大きな効果が考えられるが、スポーツ合宿誘致への取り組みはどうなっているのか</p> <p>3 第75回国民体育大会会場地がほぼ決まり、本市では「なぎなた」に決まったとのことであるが、決まった経緯はどうなっているのか</p> <p>4 「なぎなた」競技は、一般的にルール、試合方法等知られていない競技であると思う。6年後の開催に向けて市民と一体となった準備とおもてなしをどのように行っていくのか</p>	課長
	定住自立圏構想について	<p>1 平成21年から本格スタートした定住自立圏とは、中心市と近隣市町村が連携・協力することにより定住圏を形成し人口流出に歯どめをかけようとするものである。県内では、薩摩川内市、鹿屋市が中心市となり、特に鹿屋市を中心とする大隅地域の取り組みは、観光の活性化等大きな成果を上げている。 本市の定住自立圏構想に対する取り組みはどうなっているか</p> <p>2 南薩地域では、指宿市、南さつま市、南九州市が中心市の要件を備えている。残念ながら、本市は要件を満たしていないが、特に観光や産業等で定住自立圏を活用する価値があると思うがどのように考えるか</p>	市長 副市長 課長
②禰占 通男	地域おこし協	1 「地域おこし協力隊」制度が2009年度に発足し5	市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	力隊について	<p>年経過したが、本市の取り組みはどのようなになっているのか</p> <p>2 本市が取り組むとなれば、どのような「地域協力活動」事業となるのか</p> <p>3 「地域活動活性化推進制度」との兼ね合いはどのようなになっているのか</p>	副市長 課 長
	景観行政団体について	<p>1 景観行政団体になった経緯は</p> <p>2 19市中17番目になった理由は何か</p> <p>13 景観法の運営をする機構はどのようなものか</p>	市 長 副市長 課 長
③豊留 榮子	災害対策について	<p>1 南海トラフ地震について被害予測が出されたが、本市はどのような防災対策をするのか</p> <p>2 本市の被害予測はどうなっているのか。 津波による被害で、人災、建物、被害地域はどのようなになっているのか</p> <p>3 本市の防災マップに示されている、土砂災害の危険箇所への点検はどのようにしているのか。また、以前と状況が変化している箇所はないのか</p> <p>4 福祉施設など、公共施設の耐震化や防災対策の現状と今後の防災計画について</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	太陽光発電の設置状況の把握について	<p>1 太陽光発電の普及が広がってきている。今までは、山の中や川沿い、荒れ地であったりしていたが、最近では住宅の周辺にも設置がされようとしている。このような状況を市は把握しているのか</p> <p>2 太陽光発電が設置される住宅周辺及び環境への影響、安全性について、市は調査すべきではないか</p> <p>3 近隣住民の同意は必要ないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	市営住宅の維持管理について	<p>1 市営住宅で、風呂のボイラーがなく、入居者が自費で取りつけなければならないという住宅があるということだが、ボイラーのない市営住宅には、管理者である市が設置すべきではないか</p> <p>2 利用者の入居、退去時の条件や、住宅の維持管理など、公営住宅の設置基準はどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	小・中学校の運動場整備について	<p>1 現在、体育館や校舎の耐震補強工事が進められてきているが、学校の運動場も子どもたちにとっては大事な場所です。既に改善されている学校もあるが、今後の整備計画はどのようになっているのか</p> <p>2 すべての子どもたちが、安全、快適に学校生活を送れるよう運動場にスプリンクラーを取りつける考えはないか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	農業の振興について	<p>1 過疎化が迫る本市において、農業の振興に期待が寄せられているが、農業の振興に関する計画はどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
④ 沢口 光広		<p>2 農業を新規に始めようとする人はふえているのか</p> <p>3 新規農業者の育成はどのようにしているのか</p> <p>4 青年就農給付金の活用はされているのか</p>	
	J R 指宿枕崎線の継続維持の必要性について	<p>1 J R 指宿枕崎線のここ3年間の年間利用者数は何名であり、赤字金額は幾らなのか</p> <p>2 J R 指宿枕崎線が廃線にならないようにするには、利用者数の増加等に努めるべきであると思うが、何らかの対策は考えているのか</p>	市長 副市長 課長
	花渡川河口の砂の堆積問題について	<p>1 花渡川河口に大量の砂が堆積してきているが、ゲリラ豪雨時の河川はんらん等に備えて、しゅんせつ工事の必要はないのか</p>	市長 副市長 課長
	地元高校に進学してもらうための環境づくりについて	<p>1 少子化の今日、地元の子供たちに地元高校に進学してもらうための環境づくりが必要と思われるが、どう考えるか</p>	市長 副市長 教育長 課長
	金山小学校の空き教室の利用計画について	<p>1 金山小学校の跡地及び空き教室の具体的利用計画は進んでいるのか</p>	市長 副市長 教育長 課長
太陽光発電の設置について	<p>1 公共下水道終末処理場は、広大な敷地であるが、太陽光発電施設設置を検討すべきであると思うが、どうか</p>	市長 副市長 課長	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	立神墓地への トイレ設置に ついて	1 立神センター横の立神墓地は、墓参者が多いが、 トイレがないため多くの人が不便を感じており、ト イレ設置の要望の声がある。設置する必要があると 思うが、どうか	市 長 副市長 課 長

平成26年第6回定例会予算及び決算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第59号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億3,360万円を追加し、予算総額を102億8,750万円にしようとするもので、当初予算額に対し5.1%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業及び補助災害復旧事業に係る追加並びに南薩地区衛生管理組合負担金ほか9事業及び臨時財政対策債に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、平成25年度決算剰余金の財政調整基金及び減債基金への積み立て、生活保護費など平成25年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、障害児通所支援事業、病児保育施設整備に係る市立病院負担金、定期予防接種事業、下水処理施設整備に係る過疎対策事業債の借り入れに伴う公共下水道事業特別会計繰出金、消防ポンプ自動車更新事業、防災施設整備事業、補助災害復旧費などである。
- ・ 補正財源については、市債1億7,520万円、繰越金1億4,782万9,000円、繰入金5,486万5,000円、県支出金3,537万2,000円、諸収入1,067万5,000円、国庫支出金518万9,000円、財産収入440万3,000円、地方特例交付金6万7,000円の増で措置した。
- ・ 過疎対策事業債の予算計上については、県に提出した起債計画書の要望額に対し、このほど通知がなされたことによるものである。
- ・ 9月補正における過疎対策事業債の予算計上については、ハード事業分が、当初予算に計上した汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金などの13事業の財源組み替え、消防ポンプ自動車の購入、公共下水道事業特別会計繰出金への活用で、計15事業の事業費4億4,436万7,000円に対し、3億3,660万円となっている。
ソフト事業分は、当初予算に計上した子ども医療費助成事業などの8事業、6月補正に計上したコンカツプロジェクト協議会負担金への活用で、計9事業の事業費1億7,813万1,000円に対し、6,750万円となり、合計では24事業の事業費6億2,249万8,000円に対し、4億0,410万円の予算計上となっている。
- ・ ハード事業、ソフト事業の双方について、過疎対策事業債の活用を図ったことによる財政効果額については、これまでと同様に、それぞれの事業に適合した通常の市債を活用する場合と比較すると、市債の借入額は9,140万円の増加となるが、償還に対する交付税措置率が総体で37.9%から70%まで高まることで、将来にわたって1億6,432万円の財政効果額があるものと見込んでいる。
また、今後、市債残高に占める過疎対策事業債の割合が段階的に高まっていくことで、交付税措置を加味した実質的な公債費の負担が軽減されていき、各財政指標等の改善につながっていくものと考えている。
- ・ 県に提出した起債計画書の要望額に対する県からの通知によると、全国の総額で、過疎債のソフト分については発行限度額の範囲内におさまっているが、ハード分については地方債計画額を上回ったことから、要望について、県全体では6.1%、7億2,580万円の減額調整を行うという内容であった。本市についても860万円の減額調整が求められたところであり、国の予算総額を超えているので、ハード分については追加の要望がなされることはないと考えている。
ソフト分は、どの程度全国の枠内におさまっているのかは把握できないが、余剰分について、再度要望調査がある可能性はあると考えている。
- ・ 過疎債は、積極的に活用していくという考えであるが、6月議会でも説明したとおり、過疎

債の適債性の審査、発行枠の関係で、何でも過疎債が適用していけるということではない。

- 平成26年度の過疎債充当については、既に予算の方針が立っていて、その財源の振りかえを中心に考えていきたいということで6月議会において説明しているが、平成27年度は、過疎対策のための新たな事業、ソフト事業というものも考えていかなければならないということで、今、各課にさまざまな政策立案のお願いをしているところである。
- 過疎債の財政効果は、今回の予算4億円程度の借り入れに対しても、1億6,400万円程度の財政効果があり、財政の改善に大きく資する。来年度についても可能な限り過疎債の有効活用を図っていきたいと考えている。
- 過疎債の対象事業について、市役所庁舎部分の維持補修や建てかえについては対象とならないということで、県にも確認している。

過疎債の対象事業の拡充に対する国への要望については、県の過疎協議会、全国の過疎協議会で、毎年要望が行われており、要望案として協議会へ上げる機会はあることから、研究はしてみたい。

- 過疎対策の事業については、過疎計画をつくって、過疎からの脱却を目指して事業を行っていくことから、過疎対策ということに一番重点を置いてやっていく事業ということにとらえている。
- コミュニティバスの運行に関しては、過疎債のソフト事業を使って運行しているところがある。

現在、コミュニティバスの協議がとまっている根本的な原因は、市内の交通事業者から、自らの事業の存廃にかかわる問題であるという意見が出されて、その調整ができない状態であり、事業者とも話はしてきているが、また協議の場に戻っていただけるのかというところまでは、見込みが見えていない。

- また、バスに大きく偏らない、市内の交通事業者の事業も成り立っていくようなプランができないかなということで、かかったタクシー代の実費から一定額を差し引いた分は、市が補助するようなかたちでの試案も示したが、とにかくこういう事業には賛同できないという事業者の意向で、今、協議がとまっている状況である。
- 国も、乗り合いのデマンドバスに対する補助事業等を新たに打ち出しているようであり、その制度も十分研究してみたいと考えている。
- 新たな過疎計画では、高齢者の集落での買い物対策なども検討し、計画にどのように織り込まれていくのか、また、次の総合振興計画の策定とあわせて、どのようにしていくのかということは大きな課題であるにとらえている。
- 通常各市債を過疎債に振りかえることにより、今年度発行分は、将来的には7,292万円の財政効果がある。将来負担比率については段階的に改善していくが、現在、分母が50億円を超えていることから、比率的には大きなものではないと考えている。
- 本市においては、臨時財政対策債の占める割合が非常に伸びており、平成25年度末で36%程度である。平成26年度についても地方債残高自体の減少幅は小さいと考えるが、臨時財政対策債の占める割合、過疎債の占める割合が今後高まることから、実質的な負担は軽減されていくものと考えている。
- 市道の整備についても過疎債の対象であるが、過疎計画のほうに路線ごとに計上する必要もあり、また、各公共機関と集落をつなぐ道路で、過疎に資する道路でなくてはならないので、市道の整備すべてが対象とはならない。

また、市道に格上げするためには、それぞれの道路ごとに、幅員等の条件を整えていく必要があり、その要件を緩和するとなると、要望箇所は市内にも数多くあることや、これまでの市道の整備に関しても、事業費をなるべくかけないように既存の補修などを主に行ってきた

ことから、すべて緩和して市道に格上げして整備をしていくことは、事業費などの観点から難しい。

- ・ 農道整備に関し、市道要件に達しない道路についても、有利な事業等に対応していきたいということで、本年度から多面的機能支払交付金の事業を取り組んでいる地域については、その事業で整備を進めていきたいと考えている。
- ・ 過疎債について、一番発行額の大きかったものは、汚泥処理施設の整備に係る南薩地区の衛生管理組合負担金である。来年度は、汚泥処理施設整備に係る負担金が本年度よりも大きいので、要望額自体も本年度より大きな額の要望になっていくのではないかと考えている。
- ・ 総務費中、国県支出金精算返納金は、平成25年度で事業費が確定し、翌年度に実績を上回った部分を国・県へ返納する精算措置であり、国庫支出金精算返納金の内訳は、生活保護費、児童手当、保育所運営費、児童入所施設措置費、セーフティネット支援対策等事業費、障害者医療費、障害者自立支援給付費、障害児通所支援給付費、特別障害者手当等給付費、障害者虐待防止対策支援事業費の10事業である。

また、県支出金精算返納金は、乳幼児医療費の事業費、児童手当、保育所運営費、安心こども基金総合対策事業、児童入所施設措置費、障害者医療費、障害者自立支援給付費、障害児通所支援給付費の8事業である。

精算返納金のうち、一番大きなものは生活保護費の医療扶助であり、被保護者の入院等があったときには非常に多額の医療扶助が生じるが、今回、大きな医療扶助が生じなかったために、生活保護費だけで2,400万円程度の返納が生じている。

- ・ 民生費中、障害児通所支援事業については、市内に障害児通所支援事業所「いるかの教室」が、今年4月1日に開設されたことにより利用者が増加したこと、また、利用者が複数事業所を利用可能となったことから、支給決定日数が増加したことにより増額となった。

これまで市内には、支援事業所が開設されておらず、市内の利用希望者は、南さつま市の坊津にある「清原療育センター」、南九州市の川辺町にある「療育センターあおぞら」などを利用していたが、利用制限がかかっていたり、市外にあるため保護者が利用を断念したりというような状況にあった。発達障害が疑われるケースでは、県からも早目の療育を進めるべきであるとの指摘を受けており、今回、市内に事業所ができたことで、保護者の希望する療育を受けることができる体制が整ったと言える。

今回の補正後の利用見込みで、児童発達支援事業の利用者が25人程度、学校に通う児童を対象とした放課後等デイサービス事業の利用者が17人と見込んでいる。

また、この事業による利用者の負担というのは、生じない。

- ・ いるかの教室は、事業所が発行するパンフレットによると、管理者が1名、指導員・保育士4名となっており、市外からの利用については、教室自体の利用の定員規模にもよるが、受け入れる余地があれば利用する可能性はある。
- ・ 障害児通所支援事業は、4種類の事業で成り立っており、現在、本市が行っているのは、児童発達支援事業と放課後デイサービス事業である。児童発達支援事業は、未就学児童が対象で、放課後デイサービス事業は、養護学校も含めて学校に通っている児童が対象になる。
- ・ 衛生費中、がんばる地域交付金は、消費税率の引き上げに伴う反動減を緩和することを目的とした経済対策を実施するに当たり、国の平成25年度の補正予算で追加された公共事業に伴う地方負担額を軽減するために創設されたものであり、平成25年の3月に予算計上した国の補正予算にかかわる対応分について交付限度額が示されたものである。その交付限度額の金額を市立病院の病児保育施設の建設の財源として負担するものである。
- ・ がんばる地域交付金の交付率は、財政力に応じて30%、行革努力で10%、合計40%を限度として交付されるものであり、本市については、行革努力分が8.6%、財政力分が25.3%、合計

で33.9%の交付率になっている。

- ・ 農林水産業費中、農地中間管理事業は、ことしから始まる事業で、各都道府県に一つずつ県の段階で農地中間管理機構を設置するようになっており、鹿児島県にも設置され、各市町村に農地の貸し借りの計画をつくる業務を委託するようになっている。

本市では、10月ぐらいに業務委託を受けて、事業に取り組んでいくということで、その時期に合わせて、農家の方々に説明する場を設けていきたいと考えている。

事業の内容で補助の部分については、地域でまとまった貸し借りの場合に地域の組織に出す補助、農業経営をやっていた方が経営を中止し、全面的に貸す場合の補助、中核的な担い手農家に農地を貸す場合の補助の大きく分けて3種類の補助がある。

耕作放棄地の解消については、制度の見直しにより、従来からある耕作放棄地の事業で今は行うしかないと考えている。

- ・ 農業に関する6次産業化の環境については、国、県、また事業等の環境は整っており、希望する農家が出てくれば、県、JA等と連携をとって、支援をしていきたい。
- ・ 青年就農支援金については、ことし6名が申請をされ、それ以外にも二、三名の方から相談を受けている経緯がある。支援金については、市民に広報紙を通じてお知らせをしており、相談には随時来られるが、相談の際、採択条件を提示した中で条件に合致されない方には、条件が整うようお願いをしている。
- ・ クリーン堆肥センターの整備内容は、ロータリー式攪拌機、コンベヤー、堆肥を積む機械などの更新と、トラックスケールの新規整備に係るものであり、今回、過疎債に振りかえて実施するものである。
- ・ 教育費中、小・中学校の屋内運動場等非構造部材耐震化設計業務委託については、平成27年度に実施する市内の小・中学校の屋内運動場などの天井材や照明器具などの非構造部材の落下防止対策のため、設計業務委託を平成26年度中に完了させることに伴う補正であり、小学校は、別府小学校の屋内運動場、立神小学校の屋内運動場及び武道場の3棟で、委託料は289万9,000円、中学校は、枕崎中学校の武道場、桜山中学校の武道場、別府中学校の屋内運動場及び武道場、立神中学校の屋内運動場の5棟で、委託料は329万2,000円である。
- ・ 災害復旧費については、田布川地区の国道270号線沿いの台地になっているところの水路が、ことしの6月20日から22日にかけての大雨の影響により崩れ落ちたということで、今回、予算を計上したところである。

○委員からの意見・要望

- ・ コミュニティバス等に関連して、高齢者の集落での買い物対策の検討に当たっては、地域住民や小売店等にどれほど望んでいるのかということの聞き取りをしてもらいたい。
- ・ 6次産業化について、いろいろな加工品を開発、販売する場合において、まずは地元で使ってもらって、それから広げていくのも一つの手だと思うので、そういう方面にも取り組みをされたい。

◎議案第60号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、31万4,000円を追加し、予算総額を44億7,406万3,000円にしようとするもので、当初予算より6.3%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、平成27年1月から高額療養費の限度額が見直されることに伴う電算システムの改修委託料27万円の増額と、国保連合会主催の健康づくり推進員大会に参加するためのバス借上料4万4,000円の増額である。

- ・ 補正財源については、国庫支出金27万円、療養給付費等交付金2,982万7,000円及び繰入金176万6,000円の増並びに諸収入3,154万9,000円の減で措置した。
- ・ 医療費の動向については、現在7月診療分までわかっているが、平成25年度と本年度を比較すると、だいぶ減って抑制されており、ここ数年来、初めて1人当たりの医療費も減っているので、このまま推移すると、現在組んである療養給付費等については、だいぶ減額できるのではないかと考えている。
- ・ 国が消費税の増税に伴い、2,200億円のうち国保のために既に500億円を投入し、あと1,700億円使うということであるが、8月の国保基盤強化協議会の中間整理の中でも具体的数字が出ておらず、その支援の内容が不透明な状況の中で、本市の財政健全化行動計画の見直しについては、平成29年度からの県へ移管までには2億6,500万円の赤字を解消しなければならないことや、現年度分の一般被保険者分の医療費の赤字部分について、被保険者の方に負担していただく税で賄うのか、あるいは全額を一般会計から繰り入れるのか、これらを決定するためには、やはり来年度から始まる1円以上の医療費を県全体で負担する財政共同安定化事業の本市への影響、また、県に特別調整交付金が3%配分されているが、その2%の使い道等が示される10月末までに開催される県の説明会を受けて、方向性は決めていきたいと考えている。
- ・ 介護予防施策を主とする高齢者元気度アップ・ポイント事業については、登録者は昨年度より200人ほどふえており、住民を元気にする健康づくり事業に参加していただくという面で医療費の減に役立っていると考えている。
- ・ そのほか医療費の減については、ジェネリック医薬品の使用促進も効果額がだいぶ上がってきていることや、100万円を越すような大きな手術、あるいは入院など高額なものが少なくなってきたのも大きな影響であると考えている。
- ・ 特定健診の受診状況については、場所を特定して行う集団健診については、人数的に変わらないが、病院で受ける個別健診、あと、いつも病院に行かれている方については、年に一、二回は、その中で血液検査と似たような検査を受けるので、そういう方については、情報提供の制度を利用して特定健診の受診率アップにつなげていきたい。
- ・ 受診率については、平成24年度に初めて県の平均を上回り、平成25年度は44%程度で、平成24年度に比べて3.1ポイントぐらい上回ったが、本年度の目標値は50%となっているので、これをクリアするために、今後、健診環境を整えていきたいと考えている。
- ・ 一般会計からの法定外繰り出しについて、県の広域化等支援基金貸付金の平成26年度の償還分は、当初予算に計上してある。単年度収支の均衡を図るための繰り出しについては、医療費も低下の傾向にあるが、現段階では、単年度でどれだけ収支不足が見込まれるかがわからないので、3月まで医療費の動向を見きわめながら、3月補正で対応していくことになると考えている。
- ・ 平成24年度の県の国保状況では、1人当たり医療費については、19市中、高いほうから3番目で、被保険者1人当たりの国保税調定額は8万3,207円で、上から5番目である。

○委員からの意見・要望

- ・ 健康予防事業の中で、塩分の1日の摂取量の感覚というものをもっと理解できるような市民への周知の取り組みを行ってほしい。
- ・ 下水道事業への多額の投入等を考えた場合、繰り出しに関する基本的な考えがあるとは思いますが、これまで国保の分を5億8,000万円一般会計に投入していることを十分考えて、財政の公平な投入といった対応をするべきではないか。

◎議案第61号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ236万円を追加し、予算総額を3億2,227万2,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなる。
- ・ 歳出は、平成25年度決算に伴う精算分で、後期高齢者医療広域連合納付金83万7,000円と一般会計繰出金152万3,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として繰越金235万7,000円、諸収入3,000円の増で措置した。
- ・ 県下全体における本市の状況について、平成24年度では、1人当たりの療養諸費等の給付額は102万0,413円で、全市町村の中で高いほうから13番目の費用になっている。保険料率は広域連合で決定するが、平成26年度は、所得割率9.32%、均等割5万1,500円で、限度額は57万円となっている。

◎議案第62号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億0,877万9,000円を追加し、予算総額を24億6,405万円にしようとするもので、当初予算額より約4.6%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、地域支援事業173万2,000円、介護給付費準備基金積立金4,325万6,000円、介護給付費負担金等返納金3,044万9,000円、一般会計繰出金3,334万2,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、繰越金1億0,704万7,000円、繰入金58万1,000円、支払基金交付金50万2,000円、国庫支出金43万3,000円、県支出金21万6,000円の増で措置した。
- ・ 本市における介護度の状況について、平成24年度の介護保険事業状況報告年報によると、認定者総数1,419名のうち、重・中度者の要介護3以上の方々が32.7%で、19市中、始良市の次に低い。
近隣の南さつま市は37.3%、南九州市は37.4%で、一番保険料が高いいちき串木野市は、36.1%である。
- ・ 介護保険事務組合における認定は、認定調査項目と主治医意見書の項目の整合性を図りながら行われており、公平なかたちで認定事務はされていると考えている。
- ・ 介護給付費準備基金積立金の各年度末残高については、平成24年度末が1億8,831万1,137円、平成25年度末が1億4,277万7,307円、平成26年度末の見込みが1億1,483万5,675円である。
- ・ 平成24年度から26年度までの第5期の期間の保険料については、計画の中では4,700円程度であったが、この基金を1億6,000万円取り崩すかたちで保険料の設定し、3,900円という基準額になっている。
来期の平成27年度から29年度までについても、基金を取り崩さないとしたときには、現状のまま推移し、介護報酬も変わらないとして考えれば5,000円を若干超える保険料になるのではないかと考えているが、保険料軽減策として幾らかの基金取り崩しを勘案した保険料の設定等について策定委員会等で提案していきたいと考えている。
- ・ 現在、介護予防給付で行っている要支援1・2の方の訪問介護、通所介護については、平成27年度から平成29年度のうちに地域支援事業という市町村の事業に移行することになるが、移行後においても、財源構成は全く一緒である。
- ・ 今年4月から、生活支援としてシルバー人材センターで取り組んでいるワンコインサービスについては、4月から8月までのトータルで利用者の実人員が27人、受注件数にして106件という利用状況である。
このサービスを受けられる条件としては、地域に在宅で居住する65歳以上の高齢者の方を対象としている。

◎議案第63号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ164万3,000円を減額し、予算総額を7億9,708万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.2%の減となる。
- ・ 地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。
- ・ 補正の内容は、一般会計における下水処理施設整備に係る過疎対策事業債の借り入れに伴い、一般会計繰入金を4,100万円増とするとともに、事業債を4,100万円減とするほか、4月1日付けの人事異動及び共済費負担率の変更に伴う職員人件費等の補正を繰越金164万3,000円の減で措置している。
- ・ 人件費について、給与費明細書の平成26年1月1日と同年4月1日の比較において、平均年齢が下がっているのに、平均給料月額及び平均給与月額が上がっていることについては、1月1日時点では、国の減額に合わせた平均で8%程度の給与削減等があったことによるものである。
- ・ 過疎債活用の対象事業については、各会計ごとの事業で区分されているわけではない。下水処理施設の整備は、過疎対策に資するという事で対象事業になっているが、一般会計が借り入れて下水道事業会計に繰り出すかたちになっている。
- ・ 過疎債については、全体枠は国の予算の範囲内と決まっている。また、下水道処理施設の整備は対象にはなるが、本来、下水道事業会計が借り入れて事業を行う額の2分の1までという上限がある。
- ・ 過疎債の関係で、一般会計と下水道会計の繰り出し、繰り入れに関し、過疎債については一般会計が借り入れ、下水道事業に繰り出すことで、一般の地方債残高は増嵩するが、下水道の借り入れがその分減り、下水道の公債費に対する負担は軽減されていくことから、今後の下水道の公債費に対する繰り入れは減少していく。

下水道が、そのまま下水道事業債を借り入れた場合の交付税措置44%に対し、過疎債は70%で、市全体としては、その分、負担が軽減していくことになる。下水道事業に対する公債費の負担は、繰り出し基準との関係でも、分流式下水道に係る経費ということで、繰り出し基準に合致したものである。
- ・ 受益者負担の原則に関し、下水道処理に係る受益者の使用料は、国から示された基準があり、その収入をもっても充てられない資本費の部分について、一般会計からの繰り出しが容認されている。その趣旨については、下水道の受益者だけの部分ではなく、全市的な環境保全に資するというような面からも容認されていると考えている。
- ・ 下水道事業については、現在、下水道計画区域に決定されている区域の事業認可が4次区域の2期ということで残っているが、その面整備が平成32年度で終了する予定であり、その後は、処理施設等の長寿命化対策等の事業を進めていきたいと考えている。
- ・ 下水道区域外について、農村集落排水事業や漁村集落排水事業の検討はなされたかということについては、以前、事業計画等の方向性を出すときに、下水道審議会等で検討しているが、ミニ下水道として相当な戸数も必要であることや、事業費も要するなど費用対効果の面からも、個々の浄化槽設置に向けたほうが良いという方向性は確認していることである。
- ・ 市全体の公共下水道の整備率については、市町村別汚水処理人口ということで、県が出している汚水処理人口普及率では、本市の場合、住民基本台帳人口が2万3,200人程度で、下水道と合併を合わせた汚水処理人口が1万6,700人程度であり、人口普及率は72.1%ということになっている。

内訳としては、下水道区域における普及率が58.7%、浄化槽については13.3%という普及率ということである。

- ・ 地方公営企業法の改正により、公営企業会計の適用拡大ということで、総務省から去る8月に平成32年4月には下水道事業と簡易水道事業を公営企業会計のほうに適用するという方針も出されている。

その中で重点事業としては、人口3万人以上の団体については、公営企業に移行させ、3万人未満についても、できる限り移行をということが出されているので、今後、総務省の動きを見ながら、財政的な措置等について検討していきたいと考えている。

- ・ 終末処理場での平成25年度の水道使用量は8,860トンで、料金として190万円程度である。
- ・ 電気代については、5つ程度の電気料金メニューの中で一番安価で比較的夜間も使用する形態の施設に該当する業務用季時別電力Aという契約を行っている。
- ・ 処理場におけるバイオガス発電についての検討は行ったが、流入水質が一定でないことや、日流入量1万トン以上からという判断基準、発電設備等の設置以外にも受変電設備の容量アップや既設の電気室の増床などの見直しに要する投資額等考えた場合、本市の処理場においてはできないものと結論づけている。

○委員からの意見・要望

- ・ 公共下水道事業会計に対する繰り出し・繰り入れの問題は、これまで受益者負担の原則と財政の公平公正性をどう見るかということがいろいろ議論されてきた。今回の繰り入れについては理解できるが、公共下水道の区域外においては、それほど財政的な補助もないという現状からした場合、やはり同じ市民として目配り・気配りをできる範囲内でやっていくことも大事だと思う。

◎議案第64号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的支出において、給与費1,059万6,000円の減及び経費20万円の増に伴い、医業費用1,039万6,000円を減額し、新たに附帯事業費用として、病児保育一時預かり事業の管理運営費として467万9,000円を追加しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億4,510万8,000円に対し、総費用6億9,268万5,000円となり、1億4,757万7,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入においては、企業債2,200万円の減、一般会計負担金999万2,000円の増に伴い、1,200万8,000円を減額しようとするもので、補正後の収支は、収入999万2,000円に対し、支出が6,898万4,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額5,899万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,999万2,000円及び建設改良積立金2,900万円で補てんしようとするものである。
- ・ 病児保育施設の運用については、建設工事は7月4日からスタートしており、11月30日までの工期予定であるが、できるだけ早く始めたいことから、業者には必要な範囲内で急げる部分については急いでほしいということで、今の段階では12月1日には運用開始したいと思っている。
- ・ 附帯事業費用の中に計上してある委託料は、保育士1.5人相当分を、看護師については1日2時間程度の勤務で80日というかたちで今のところは計算してあるが、実際に動き始め、過不足が出たときには、3月の最終補正で対応したいと思っている。
- ・ 給与費の1,059万6,000円の減額について、常勤医が来ていただけることを想定していたが、実際には半年分が不要となり、医師の場合は医師手当が非常に大きいということで、その医師手当の分と、新たに採用した看護師3名ほどの給料とを調整をした結果、給料で197万の減、手当で848万7,000円の減となった。

- ・ 病児保育施設の入札については、1回目を5月30日に執行したが、予定価格に達しなかったために入札不調となり、その後設計をやり直して6月30日にもう1回入札を行い落札している。
- ・ さきの税務調査に係る追徴税額については、病院の現金の中で一括納付をし、その部分は立てかえになるので、各医師、職員等から回収をしていく。
加算税と延滞税については、6月議会でお願ひした420万8,000円に対し、確定額380万9,100円で、7月23日に納付済みである。その内訳として、加算税はその月に対する追徴額の10%で計算し282万9,000円、延滞税は追徴額の4.3%の98万0,100円である。
- ・ 甲欄、乙欄の適用の誤りについては、通常の正規職員や常勤の職員であれば、間違いなく正しくやっているが、市立病院の場合は非常勤医師、それも月に1回来る方、毎週来る方、毎週来て夜勤までする方、それぞれによって違い、月額欄で考えるのか、1回限りで10%課税なのか区分けがなされず、職種ごとの一律的な課税をしたために、その変動がある人たちに対する税額表の適用が誤っていたということである。
- ・ 納税すべき月に対しては過少申告のかたちになったが、年末調整や確定申告で1年分を是正したということで、年間分は間違いなく納めたという判断をしていた。ただ実際には、給与支払いの翌月の10日までに納税をするときに、甲欄、乙欄の適用を間違えたため、過少になってしまったということの指摘を受けたということである。
- ・ 確定申告の中できちんと調整をしたということであれば、税務当局に対してその辺の主張したのかということについては、鹿児島市の税理士事務所に税務署からこのような指摘を受けたということで相談に行ったが、税法上は、税務署の言うとおりでということであった。
- ・ 税務調査が終わった段階で、国税特別調査官のほうに、この調査の結果に基づいて、事務手続上の誤りということで自主的な納付をするという考え方を持っていていいかと相談したが、あくまでも事務手続上の誤りであるので、自主的な納付ということで重加算ではなく加算税であるという回答をもらっている。
- ・ 鹿児島税務署の特別調査官から指摘を受けた事項が大きく分けて4項目あったが、それについては、6月の支払い給与関係から指摘の部分については、すべて是正をし、7月の納税日から新たなかたちで行っている。
- ・ ほかの事例として、水道の宿直手当が1件あったが、既に是正されている。
- ・ 6月議会での審査を踏まえたその後の協議については、7月23日までに鹿児島税務署から指摘のあった追徴税額、加算税、延滞税すべて納付を終え、市外居住の現在、枕崎市立病院に勤務をしていない医師に対し8月6日付で、税務調査があり、修正の途中でということと、あとで御迷惑をおかけするというお詫び文書をまず第1便として提出をしてある。その部分が終わったということで、事務長以下については、8月31日付で処分を終えている。
副管理者については、8月29日付で事業管理者のほうに処分をお願いする手続をしてあり、事業管理者の考え方としては、9月議会終了後に処分を行うという回答をもらっている。それが済んだ段階で、一般職に関する処分がすべて終わるので、事業管理者が任命権者である市長に処分をお願いをするということかたちですべてを終えるという段取りである。
- ・ 責任については、事務手続上の問題であるので、事務方の総括責任ということで副管理者が責任を負う。事業管理者については、地方公営企業法に基づき、経営権限についてはすべて移譲されているので、施設の管理者として総括的な責任を負うということかたちになっている。

○委員からの意見・要望

- ・ 税務調査において指摘を受けた税額表の甲・乙欄適用を取り違えることは、枕崎のシンクタンクでなければならぬはずの行政として、今後気を引き締めて考えていかなければならない。

◎認定事項第1号平成25年度枕崎市一般会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成25年度の一般会計の決算規模と決算収支の状況については、歳入総額は104億7,471万1,000円で、前年度に比べ1億4,122万7,000円の増、率にして1.4%の増となっている。
- ・ 歳出総額は100億9,232万7,000円で、前年度に比べ3,725万1,000円の増、率にして0.4%の増となっている。
- ・ 歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は3億8,238万4,000円の黒字で、前年度に比べ1億0,397万6,000円の増、率にして37.3%の増となっている。
- ・ 平成26年度への繰越事業に係る翌年度に繰り越すべき財源は、640万1,000円で、形式収支から、この翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、3億7,598万3,000円の黒字で、前年度に比べ1億0,710万5,000円の増、率にして39.8%の増となっている。
- ・ 実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、実質収支が1億0,710万5,000円の増となったことで、同額の黒字となっている。
- ・ 財政調整基金の積み立てである積立金は1億0,695万円で、前年度に比べ675万円の減となっている。
- ・ 財政調整基金の取り崩しである積立金取り崩し額は1億円で、前年度に比べ2,000万円の増となっている。
- ・ 地方債繰上償還金についてはない。
- ・ 実質単年度収支は、1億1,405万5,000円の黒字で、前年度に比べ9,432万7,000円の増、率にして478.1%の増となっている。
- ・ 実質単年度収支については、単年度収支から、実質的な黒字要素である積立金、地方債繰上償還金、赤字要素である積立金取り崩し額を加減したもので、その年度における実質的な収支を把握するための指標であり、平成19年度から7年連続の黒字となっている。
- ・ 歳入決算額の構成比は、地方交付税37.0%、市税20.3%、国庫支出金13.3%、市債8.5%、県支出金7.2%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものについては、国庫支出金が前年度からの繰越明許費による国の緊急経済対策に係る事業実施や地域の元気臨時交付金の交付などにより2億7,183万7,000円の増となったのをはじめ、寄附金がメガソーラー事業者からの指定寄附金の受け入れなどにより6,142万6,000円の増、県支出金が前年度からの繰越明許費による地域密着型施設整備事業補助の実施などにより4,351万8,000円の増、諸収入が資源リサイクル畜産環境整備事業受益者負担の増や旧南薩地区消防組合事務承継費、県防災ヘリ職員派遣費の受け入れなどにより4,156万8,000円の増となる一方で、繰入金で飛行場の廃止に伴う枕崎飛行場管理運営基金繰入金の皆減などにより1億6,084万2,000円の減、市債が普通建設事業費等の財源となる市債に大きな増減はなかったものの、退職手当債の皆減により8,230万円の減となっている。
- ・ 目的別歳出決算額の構成比は、民生費36.5%、公債費14.8%、総務費13.2%、土木費9.5%、教育費7.0%の順に続いている。
- ・ 前年度決算額との比較において増減額の大きなものについては、土木費が前年度からの繰越明許費による市営住宅建設事業の実施やヘリポート整備事業、道路整備事業の増などにより3億3,411万円の増となったのをはじめ、民生費が生活保護費は減となったものの、前年度からの繰越明許費による地域密着型施設整備事業補助や国民健康保険財政健全化行動計画の収支改善方針に沿った国民健康保険特別会計への繰り出し、介護保険特別会計繰出金の増などにより2億3,548万1,000円の増、農林水産業費が前年度からの繰越明許費による産地水産業強化支援事業補助や農業基盤整備促進事業の皆増、資源リサイクル畜産環境整備事業負担金の増などに

より4,213万6,000円の増、商工費が県の魅力ある観光地づくり事業の実施に係る用地取得の皆増などにより4,030万5,000円の増となる一方で、総務費が退職者数や支給率の減に伴う退職手当の減や県に対する枕崎空港管理助成補助金返納の皆減などにより3億0,379万6,000円の減、衛生費が旧内鍋清掃センター解体工事及びストックヤード建設事業の完了等による南薩地区衛生管理組合負担金の減などにより1億5,497万7,000円の減、教育費が小・中学校校舎の耐震補強工事の完了などにより6,705万3,000円の減、公債費が市債残高の減少に伴って5,500万9,000円の減となっている。

- ・ 財政力指数は0.365で、前年度に比べ0.003ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模は62億8,556万8,000円で、臨時財政対策債への振りかえを加味した実質的な普通交付税及び標準税収入額の減により、前年度に比べ3,008万4,000円の減となっている。
- ・ 経常一般財源収入額は59億0,408万8,000円で、市税は増となったものの、普通交付税や地方譲与税の減などにより、前年度に比べ986万9,000円の減となっている。
- ・ 標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される実質収支比率は6.0%で、実質収支の増に伴って、前年度に比べ1.7ポイント高くなっている。
- ・ 標準財政規模に対する臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額の割合で示される経常一般財源比率は100.4%で、経常一般財源収入額は減となったものの標準財政規模の減により、前年度に比べ0.4ポイント高くなっている。
- ・ 財政の弾力性を示す経常収支比率は94.1%で、前年度に比べ3.8ポイント低くなっている。なお、経常収支比率が前年度に比べ3.8ポイント低くなったことについては、比率を求める算式の分母となる臨時財政対策債を加えた経常一般財源収入額は226万9,000円の減となったものの、算式の分子となる経常経費充当一般財源が退職手当の減や国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた職員給料減額措置の拡大、公債費の減などにより、前年度に比べ2億4,399万6,000円の減となったことが要因となっている。
- ・ 地方債現在高は105億5,129万5,000円で、高水準で推移する公債費の縮減対策として投資的経費の適切な選択と重点化を図り、計画的に借入額を抑制してきたことなどから、前年度末に比べ4億4,294万7,000円の減となっており、平成16年度から10年連続で減少してきている。
- ・ 積立金現在高は12億4,468万3,000円で、国民健康保険特別会計の財源不足への対応などで、前年度に引き続き財政調整基金を取り崩したものの、地方財政法に基づいた財政調整基金及び減債基金への積み立てや地域の元気臨時交付金基金及び枕崎駅周辺整備基金の創設による積み立てなどにより、前年度末に比べ1億0,738万3,000円の増となっている。
- ・ 歳入決算額の財源構造については、自主財源は30.2%で、寄附金をはじめ、市税についても増となったものの、枕崎飛行場管理運営基金繰入金の皆減などで自主財源が6,474万6,000円の減となったことから、前年度に比べ1.0ポイント低くなっている。
- ・ 依存財源は69.8%で、前年度に比べ1.0ポイント高くなっている。
- ・ 歳出決算額の性質別経費の構成比について、義務的経費は56.7%で、人件費、扶助費、公債費が、それぞれ減となり、義務的経費が1億0,699万4,000円の減となったことから、前年度に比べ1.3ポイント低くなっている。
- ・ 投資的経費は11.4%で、平成24年度の国の緊急経済対策の実行に伴う市営住宅建設事業をはじめ、地域密着型施設整備事業補助、救助工作車の更新、道路整備事業の実施などで補助事業費の増が大きかったことに加え、ヘリポート整備事業や県の魅力ある観光地づくり事業の実施に係る用地取得など、単独事業費も増となり、投資的経費が5億1,757万円の増となったことから、前年度に比べ5.1ポイント高くなっている。
- ・ その他の経費は31.9%で、平成25年度からの枕崎市消防本部及び枕崎市消防署の設置による南薩地区消防組合負担金や枕崎空港管理助成補助金返納の皆減をはじめ、旧内鍋清掃センター

解体工事及びストックヤード建設事業の完了等による南薩地区衛生管理組合負担金の減などで、補助費等が大幅な減となり、その他の経費が3億6,704万2,000円の減となったことから、前年度に比べ3.8ポイント低くなっている。

- ・ 市税の徴収率については92.9%と、雇用情勢や景気が依然として低迷する中で、前年度に比べ0.1ポイント低くなっている。
- ・ 財政健全化法に定められている実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率は14.4%で、比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模は減少したものの、一般会計の元利償還金の額が減となったことなどで、単年度の実質公債費比率が前年度より1.2ポイント低い12.9%となり、4年連続で改善したことから、前年度に比べ1.3ポイント低くなっている。
- ・ 将来負担比率は138.9%で、同様に比率を求める算式の分母の基礎となる標準財政規模は減少したものの、一般会計の地方債の現在高をはじめ、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額の将来負担額を構成するすべてが減となり、将来負担額が前年度に比べ10億0,515万5,000円減少したことに加え、充当可能基金も9,602万2,000円増加したことから、前年度に比べ17.1ポイント低くなっている。
- ・ 平成24年5月に、集中改革プランに健全化判断比率等の改善目標を設定したところであるが、経常収支比率は、交付税等の見直しにより経常一般財源収入額が減少したこと等もあり、目標を達成できなかったが、他の実質公債費比率、将来負担比率、地方債残高等については目標を達成できており、計画どおり推移しているものと考えている。
- ・ 過疎債については、交付税措置率も非常に高く有利な地方債であることから、制度の中で活用できる限り活用を図って、財政の健全化を推進していきたいと考えている。また、一般会計の地方債残高全体に占める過疎債の割合が段階的に高まっていくにつれて、健全化判断比率等の財政指標についても改善していくものと考えている。

○当局説明

- ・ 総務費中、さきの市立病院の税務調査での指摘事項に関し、水道課職員の宿日直手当については、総務課において給与システムの中でそれぞれの職員の給与の税額算定を行っており、昭和59年の国税庁からの通達により、これまで宿直手当の免税額の計算を行ってきた。通達では、1回の宿日直手当について4,000円までは課税されないということと、夜勤の勤務者の食事代は、深夜勤務者に対し食事の提供ができない場合には、これにかえて通常の給与に加算されて支給される夜食代300円以下のものについては課税されないとされており、本市の場合、宿直手当は4,200円であることから300円の夜食の分を加算しているとしても全額課税されないということで取り扱ってきたが、市立病院において、今回税務当局からの指摘が具体的にあったということで、ことしの7月からは是正されている。
- ・ ふるさと応援寄附の過去3年の経過は、平成23年度は185万1,727円、平成24年度は枕崎駅舎の寄附の関係もあり713万7,389円、平成25年度は267万6,000円となっている。
- ・ ふるさと応援寄附に係るお礼については、テレビはもちろんのこと、インターネット、さらにふるさと納税先をいわゆるお礼の品を目的にというガイド本まで発行されるような状況もあるが、ふるさと納税制度が始まるときの制度設計をした審議会の中で、各自治体の常識的な判断に任せるとの表現がなされていた。

ふるさと寄附を他市にしたとすると、本来、住所地に納められるはずであった市民税等が減って、寄附を受けた市でも、納めた金額の100%が税として使われるのではなく返礼に回されるなど、税が偏在してしまう危険性についても言及されており、税制の問題からも余り好まし

くないという考え方に立っている。そのようなことから、本市においては、これは行うべきではないという判断をしている。

枕崎出身者などから寄附をしていただくことは、大変ありがたいと思っており、広がっていただきたいと考えているが、全く縁故のない方々から寄附金を募るという風潮は好ましくないと考えている。また、一番大事なことは、いただいた寄附金を寄附された方の意思に基づいて、いかに活用していくかということであり、それに力を注いで検討していきたいと考えている。

本市特産品のPR、地域の活性化につながるような事業については、返礼等の関係とは別途検討していきたいと考えている。

- ・ 民生費中、児童厚生施設費に関し、児童クラブの対象年齢は、これまでおおむね10歳未満となっていたが、児童福祉法が改正され、平成27年度からは小学校6年生までになる。
平成26年5月1日現在の各保育園が行っている児童クラブの登録人員は、立神65人、妙見58人、別府73人、まくらざき48人、富士63人で、4月から7月までの平均利用者数は、立神47.1人、妙見21.1人、別府44.3人、まくらざき37.8人、富士20.6人となっている。また、おおむね10歳未満という規定であり、希望があれば、4年生から6年生までも受け入れているという状況である。
平成27年度から、対象年齢が小学校6年生までになることに伴う各児童クラブの教室については、各児童クラブとも現状のまま運営をしていくということであるが、利用希望の状況を見定めて、今回制定する条例に定める基準どおりに運営していけるよう児童クラブの運営者に指導していきたいと考えている。
- ・ 民生委員・児童委員について、1人が受け持つ世帯数は、国が定める基準では、本市の規模の場合、120世帯から280世帯となっている。本市は、地域を受け持つ民生委員・児童委員が57名、主任児童委員が3名おり、1人当たりの受け持ち世帯数は平均で200世帯弱で、国の基準と比較しても平均的なものであると考えている。
- ・ 民生委員・児童委員の活動において、毎月開催する定例会で、それぞれが事例を持ち寄って、地域であったことの事例発表や、気づいたこと等で質問があれば質疑・応答等も行っているほか、県などが行う研修会へも参加している。
- ・ 徘徊して行方不明になったりする場合の氏名公表については、警察のほうとしては、御家族の承認が得られれば、あんしんメールを使った広報を利用することが一番効率的で望ましいというような話を伺っている。
- ・ 衛生費中、がん検診事業におけるそれぞれのがん検診等については、保健推進員を活用し、年度末に翌年度の受診希望をとっており、受診率は、希望者に対し実際に受診された方の比率である。胃がん、肺がん、大腸がん等の受診率は、県の平均を上回っており、子宮がん、乳がん等は若干下回っているが、県の平均に近い数字となっている。
- ・ がん患者数については、本市が保有するレセプト上の情報は、国保の加入者のみであり、本市全体の患者数は把握できない。また、国保の方についても、1年間分のデータを拾い上げるには膨大な作業になることから、がんごとのデータは、これまでとったことがない。
- ・ がんに対する健康対策については、早期発見するためにも、人間ドックへの助成や複合健診等を受診しやすい環境づくりをしていかないといけないと考えている。
- ・ 胃がん、大腸がんの検診は、複合健診には含まれていないが、簡易な便潜血の検査を行って異常な反応があった場合、その結果を通知しており、精密検査が可能な医療機関で受診する場合は、医療保険の適用となる。
平成25年度の大腸がん検診の受診者1,346人のうち、要精密の通知をした人数は74人で、そのうちがんが発見された方が4名である。
- ・ 子宮頸がんのワクチン接種については、昨年からは副反応が強い症例が出たということで、現

在、その解明を国のほうで行っている。対応等についてもまだ調査中で、厚生労働省からの接種勧奨もないことから、本市も積極的な勧奨は差し控えているところであり、予防接種の人数は上がっていかないところである。なお、予防接種の対象年齢は、中学校1年生から高校1年生程度となっている。

- ・ 緊急搬送を要する場合のドクターヘリの運航について、夜間の運航は照明施設などが整備されていないことから、飛行することができないというふうになっている。また、ドクターヘリが出動しているとき、またほかに緊急搬送の必要があったときは、防災ヘリのほうで対応するという体制をとっているが、飛行時間については、ドクターヘリと同じように昼間の日没までの運航となっている。
- ・ 夜間に飛行するとした場合に、鹿児島市で受け入れ可能なヘリポートはない。万一、枕崎から飛べたとしても、航空機の安全な運航のため、航空法に基づく高さ制限に係るすべてのビルや山などへの標識の設置が必要なことや、誘導のための無線施設の設置などを考慮すると、夜間の運航は難しいと考えている。
- ・ 鹿屋の航空自衛隊は、患者の救急搬送が必要などときには、奄美大島を含まない範囲まで飛ぶという協定を鹿児島県と結んでおり、県内も範囲にはなっているが、離島等の救急搬送を主としている。夜間の場合、離島であれば種子島空港や屋久島空港での離着陸は可能であると思われるが、本市で大災害が発生した場合でも、昼間は緊急判断で着陸可能な場所に着陸できるが、夜間は照明が必要であることから、限られた場所でしかできないと考えている。
- ・ 救急搬送で、本市から鹿児島市内などにある大きな病院に搬送した平成25年度の件数は、8時から18時までが180件、18時から翌朝8時までが41件で、総数は221件である。
- ・ 生活環境保全に関し、今年度のヤスデの発生状況は、俵積田、西之原地区が非常に多くなっており、水産高校の先生方の寮のあたりまでかなり多く発生している。
- ・ ヤスデの駆除に対する根本的な対処法は見つかっておらず、今のところ薬剤で駆除を行っている状況である。また、場合によっては道路の草刈りや、ベイト剤を使って、えさを食べさせて卵からかえった小さな幼虫の時期に殺して個体数を少なくしようということでも試みているが、なかなかこれといった対策が見つからないところである。

ヤスデ駆除の薬剤は、単価が1,300円程度で、市民の方には、衛自連が助成を行い1,000円で買ってもらっている。

- ・ 簡易水道の水質検査等の管理は、その組織の管理者が行うようになっており、飲用水の場合は、各管理者の責任において検査を受けるようお願いをしておき、飲用水以外のものについても、水利組合等から相談があれば、検査内容や費用についての指導を行いたい。
- ・ 市内各河川の水質検査において、大腸菌などが基準を大幅に超えている状況については、毎年河川の検査を行っている。一番気にかかる馬追川水系については、水質を急に改善ということは非常に厳しいと考えており、下水道区域内においては下水道につないでいただくといったことなど、流域の水質の向上等についても関係課と一緒に地道に活動していくしかないと考えている。
- ・ 公害対策費に関し、河川の水質状況について、平成11年に枕崎市の河川をきれいにする条例が制定された当時と比較すると、各河川とも数値等には改善がなされているところではあるが、この立神地域の3河川については、今後とも根気強く、下水道への接続や新たな汚水処理場の設置に向けて業者へのお願いと、一般の家庭への下水道の接続を促進していきたいと考えている。
- ・ 河川を流れる水の量については、統計はとっていないが、河川の汚濁度とその流量には非常に関係があると認識をしている。県から伺ったところでは、小さな河川は、流量が少ないために流量に対して工場等から流れてくる量が多いので、汚染度は上がっていくということであり、

流量に関するデータがあるのかどうかは調べてみたい。

- ・ 労働費中、勤労青少年福利厚生事業は、15歳から39歳までの勤労青少年を対象に、茶道、生花、ヨガ、着装と礼法の4講座の教養講座を開講している。平成24年度までは勤労青少年ホームで行ってきたが、現在、生花教室は定員15名で、市民会館において5月15日から10月までは隔週水曜日、11月以降は隔週金曜日に、着装と礼法教室は定員20名で、市民会館において5月15日から毎週水曜日に、ヨガ教室は定員20名で、南薩地域地場産業振興センターにおいて4月25日から毎週木曜日に、茶道教室は定員15名で、市民会館において5月15日から毎週水曜日に、それぞれ開講している。
- ・ この事業については、これまでの参加状況・成果等を現在検証中で、新たにやりたいものはないか、若者へのアンケート調査の準備を進めるとともに、市の職員にもアンケートの協力を依頼しながら来年以降に向けて教養講座の充実に取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 農林水産業費中、紅茶母樹園管理費は、妙見にある紅茶母樹園を管理するため、茶業青年の会に年3回ボランティアで草刈りや敷き草等をお願いしており、その際の除草剤や草刈り機の混合油代等の経費である。
- ・ この母樹園は、自然のままの状態で管理しているため、一般の茶園のように剪定や刈り揃えなどは行っていないが、台風等で倒れたりしたようなときには手だてを講じている。また、母樹園内には、入り口に一針二葉の碑と母樹園の説明看板1枚を設置している。
- ・ 水田農業確立推進活動事業は、米の生産調整の推進活動を支援するため、地域の特色を生かした地域振興作物の定着や生産拡大に向けた産地づくりの取り組み等を推進していくソフト事業である。

具体的には、その地域の基準10アール当たりの基準数量と国から示された生産目標数量から割り出した水田面積以内の作付を自主的な取り組みとして推進していこうというものである。平成25年度の計算では、国が示した生産目標数量61.5ヘクタールに対し、本市の作付面積は60.8ヘクタールで、この生産目標数量を下回っているところである。

もう1点は、水田に水稻以外の作物を推進していこうということで、本市は、輪菊、スプレー菊を1.1ヘクタール、野菜等を5.2ヘクタール推進している。

- ・ 加世田常潤高等学校農業後継者育成対策協議会負担金は、農業を専攻する学生に対して、将来1人でも多くの農業後継者を育てるという目的から協議会が設立されており、それに対する負担金である。
他の高校で、そのような協議会等から支援の要請があれば、市の支援についても検討はしていくことになるが、現在のところ出ていない。
- ・ 南薩摩地域グリーン・ツーリズム推進協議会は、日置市、南さつま市、南九州市、枕崎市の4市で構成されており、主な活動内容は、県外の中・高校生の修学旅行生を対象として南薩地域に1泊体験宿泊をしていただくというもので、平成25年度は743名が本市を訪れている。
- ・ この体験型には、サツマイモの植えつけや収穫、カツオのわら焼き体験など幅広く体験してもらう内容になっており、4市が連携して取り組んでいる。
- ・ 漁船や遊漁船を利用したブルー・ツーリズムというものもあるが、これは予約を受けてするものであるため、天候にさほど左右されない内海での体験型ならば問題はないが、外海に面する本市で実施するとした場合、常時平穏な波が確保できるかなど多くの課題があると考えている。
- ・ 松くい虫防除対策事業に関し、市が実施する松くい虫の防除対策には、薬剤の散布、伐倒駆除、薬剤の樹幹注入等があり、以前は樹幹注入の駆除も行っていたが、直近では一昨年と昨年に伐倒駆除を行っている。
- ・ 公有林整備事業については、平成25年度は4.81ヘクタールの間伐を行い、材積172立方メー

トルで、販売による売り上げは113万5,895円となったが、運搬費等の諸経費を除く85万3,308円が本市の歳入となった。

- ・ 現在、森林組合における本市組合員は2,306名である。なお、林業に携わっている方の実態は、専門的にかかわっている方々はかつお節用の薪材業者がほとんどである。
- ・ 太陽光発電を用途とする山林伐採の届け出は、平成24年から現在までで11件となっている。
- ・ 太陽光に限らず、土地等の開発行為については、地目が山であれば森林法、雑種地等の開発に伴うものは都市計画法といった、さまざまな法律が絡んでおり、市のほうで事前に把握できて、開発の相談を受けた場合は、その目的等に沿ったかたちで指導あるいは所管する部署等の案内はしているが、太陽光施設設置の届け出義務に係る法律がないため、設置者が事前の相談なしにやってしまうケースも見受けられる。
- ・ 開発行為に当たっては、開発行為をする方が法に則った必要な届け出をまずしてもらうことが第一義であり、その方の責任であるが、専門的な知識が必要で市民の方々の理解も深まっていない現状にあるので、市民への周知方法として、毎年2回広報紙にチラシを入れて各戸に届けている。今後、さらに周知を図っていく方策、例えば広報紙の記事として掲載する方法や、開発行為に深くかかわる土木業者の方々等に対する周知というものも検討していく必要があるのではないかと考えている。
- ・ 市内をパトロールするための専門の職員を配置できる状況にはないが、業務の都合を見てできる限りパトロールを行っているほか、現場の業務を持つ関係課からの情報提供の協力も得ながら取り組んでいるところである。
- ・ 枕崎市民の環境を守る条例の中に開発行為の届け出を求める規定はあるが、面積要件のみで用途や地目は限定していない。なお、一定の面積以上の開発はそれぞれ個別法による審査を受けることになっており、本市のこの条例の届け出は必要なくなってくる。
- ・ 入会林野整備事業については、本市では4つの整備組合がつくられ取り組まれてきたが、東鹿籠地区の整備組合は平成25年1月に登記が済み整備が完了している。現在、別府地区の整備組合においては、県への提出書類に確認書の追加の指示がなされたため、その作業を申請者の方々にお願いしているところである。
- ・ 間伐等森林環境整備事業は、3名の森づくり推進員をお願いし、日常活動の中で民有林の状況を見ていただき、山林の所有者に間伐の適期などの情報提供や、健全な山林に育成できるよう指導助言を行ってもらう事業である。

この事業の対象とする重点地域というのはないが、森林組合に委託している除間伐にあたっては、集材路づくりなど間伐材の搬出作業の効率を考えたとき、間伐の計画のある地域が重点になってくると考えている。間伐あるいは保育育成に係る補助事業は、面積等一定の採択要件があるため、散在している管理の行き届いていない箇所については地主の方にやっていただくしかない。

- ・ 枕崎市漁業協同組合の借り入れた経営安定資金の返済状況については、平成25年12月時点で4億円の残、平成26年6月時点で3億5,000万円の残ということで、計画どおりに返済されている。経営状況については、2年連続黒字ということで推移しているところである。
- ・ 産業後継者育成奨励金は、本市の基幹産業の後継者の育成及び確保を図り、産業の振興を促進することを趣旨として、市内で漁業及び水産加工業に新たに従事する者に対して予算の範囲内で奨励金を交付するものである。

漁業従事者は、陸上従事者を除き、本市の漁港を基地とする漁船漁業に従事する者で、節加工業従事者は、水産加工における分野の事務職、臨時雇用者、パート就労者を除き、節類製造職を専業として従事する者である。

この奨励金の対象者の要件は、新たに漁業従事者又は節加工従事者として従事し、1年を通

して従事した、就業時の年齢が満35歳未満の者となっており、平成25年度の交付者数は11名で、すべて節加工業従事者への交付となっている。

- ・ 奨励金交付者のその後の就労状況については、節加工業従事者はほぼ残っているが、漁業従事者の方は地元遠洋一本釣り船に乗船後、フェリーや商船へ乗りかえたりする状況もあり、平成11年からの統計では、漁業従事者32名、節加工業従事者57名に支給され、そのうち就労中は漁業従事者9名、節加工業従事者49名の、合計で89名中、58名が現在就労している。
- ・ 商工費に関連し、お魚センターについては、緊急雇用事業の取り組みにより観光バスの入り込みがふえており、それに伴う受け皿としてカツオのわら焼きタタキづくり体験を行っているが、大変好評で観光客もふえているので、今後もこれを拡充していくとともに、現在取り組んでいる体験観光商品化事業ともあわせて集客増に努めていきたい。
- ・ 商工費中、商店街空き地空き店舗対策事業補助に関し、枕崎市内の各商店街の現状として、空き店舗となっていくのは従前から住居と店舗が一体となった小さな商店が多いが、その一方では、この空き店舗対策事業を活用して空き店舗が埋まっているところもふえてきている。
- ・ 平成25年10月から11月にかけて空き店舗の調査では、市内全部の11通り会の全店舗数550のうち、営業店舗数が501、空き店舗数が49、空き地数が10という結果になっている。
- ・ 観光費に関連し、平成27年11月1日から2週間にわたり国民文化祭が鹿児島県で開催されるが、本市では今回、カツオと焼酎の食文化をアピールし本市における地域経済に及ぼす経済効果を高めていきたいということで、文化課と水産商工課がタイアップして今準備を進めているところである。

まずはメイン会場として地場産業振興センターを中心とした会場において、カツオをはじめ、いろいろな食文化、その他郷土芸能といったさまざまな催しを計画している。焼酎文化としては、例年10月最終日曜日に開催されている薩摩酒造の新酒祭りを11月1日に変更していただき、そちらを第2会場として焼酎の食文化をアピールしていく予定である。また、国民文化祭の開催期間中、南浜館において、これまでの風の芸術展入賞作品すべて一堂に展示していくほか、アートの紹介を兼ねた観光ツアー、鯉船人めしやかつおラーメンなどの食を絡めた観光ツアーといったものを観光協会にお願いして企画運営していただくということで準備中である。

- ・ 土木費中、公共施設等における今後の全体的な整備として、橋、公園、市営住宅については長寿命化計画を立てて整備を始めており、建物についても昨年から進めている公共施設のあり方検討会の中で、まず耐震診断を行った上で緊急度を考慮しながら整備を行っていくということで、来年あるいは再来年度に向けて耐震化計画を立てつつあるところである。
- ・ 台場公園海水プールの平成25年度の利用者数は4,661人で、午後6時までの利用となっている。
- ・ 火之神公園プールの平成25年度の利用者数は9,933人で、午後7時までの利用となっている。利用状況としては、市内の小・中学生をはじめ帰省された方々など、多くの方々に利用されている。
- ・ 市が管理する火之神公園プール、台場公園海水プール、市営プールの管理の一元化については、これまでも指摘されているが、この3カ所のプールは利用期間がほぼ同時期であり、開始・終期の準備から後片づけ、さらに台風時の対応等が重なってしまうため、管理する課を一つにするのは現時点では難しいと考えている。
- ・ 市内3つのプールの整理統合や今後の利用のあり方については、2年前に行革検討課題で検討した経緯はあるが、その当時の検討結果としては、競泳用として南薩で唯一の公認プールである市営プール、夏場の観光の目玉として市内外の受け入れ客に貢献している火之神公園プール、県内でも珍しい海水プールの台場公園海水プールと、それぞれ利用目的が異なっていると

いった点から、現時点においては、それぞれの特徴を生かして運用していこうという結論に至っており、将来的に大規模改修等の必要が生じてきたときには、その時点で検討していくことが確認されている。

- ・ 台場公園プールの利用について、利用時間を午後7時まで延長してほしいといった利用関係者からの声はまだ聞かないが、そのような要望があれば今後検討してみたい。
- ・ 本市の公営住宅の入居状況は、現在の管理戸数398戸のうち、入居者数304戸、老朽化のため政策空き家として募集停止の住宅76戸、修理をすれば入居可能な住宅18戸となっている。
- ・ 市営住宅の整備は、亀沢住宅を建設して以来、約20年間住宅更新していないため、その多くが老朽化してきている状況にあるが、今回市営住宅の長寿命化計画を策定し、平成25年度建設の俵積田住宅を皮切りに、老朽化の度合い、入居状況等を考慮して、まずは潟山、谷原、火之神などの必要箇所から更新していかなければならないと考えている。
- ・ 潟山住宅については、昭和27年度建設の西潟山住宅が管理戸数21戸、うち入居者1名。昭和37年度建設の第2潟山住宅が管理戸数14戸、うち入居者3名となっているが、建てかえについては27年度以降をめぐり調査計画等を行っていきたい。
- ・ なお、潟山住宅の土地は市有地のほかに2名の方の私有地が含まれており、この方々には以前から将来の建てかえを見越して市からの買収の意思表示もして使わせてもらっている。建てかえには市有地のみでは道路等、立地の関係で難しいことから、今後も誠意をもって買収をお願いしていきたい。
- ・ 本市の公営住宅の保有率は4%程度と他市に比べて最も低いと考えており、民間アパート等の経営を圧迫するような状況にはないと思っている。
- ・ 市営住宅の補修に関して、昭和62年以降に建設され市が設置した給湯器については市で補修しているが、畳やふすまの修繕、網戸の網の張りかえは入居者の方で負担してやってもらっている。

なお、個人で取りつけた給湯器については、平成26年度から年次的に市ですべて取りかえていくということで、桜山住宅のほうから始めているところである。ただし、建てかえとの関係から、将来的に建てかえを計画しているところについては、コスト的に無駄な面があることから現時点では取りかえの計画はない。

- ・ 公園費に関し、公園に配植してあるワシントンヤシやカナリーヤシの管理については、害虫駆除のための薬剤散布のほか、年1回の剪定は行っているが、管理上は多額の経費は要していない。仮にこれらを新たな樹木に植えかえたとすれば、ワシントンヤシ1本で50万円以上の経費がかかることや、植栽当初の目的等も考えた場合、植えかえの必要はないと考えている。
- ・ 消防費中、本市における消防団員の充足率は、定員260名に対し100%で、団員の平均年齢は41.9歳、勤続年数の平均は9.9年となっている。

団員には定年制はなく、退職報償金は5年以上勤続した消防団員に支給されることになるが、勤続30年以上は一律の額となる。

- ・ 団員の高齢化等が進んでいる状況があるが、組織としてある程度活性化していくべきではないかということについては、団員の確保が非常に難しい中で100%の充足率というかたちをつくっており、辞任に対する年齢規制がない中では、高齢の団員には、指揮命令系統や後輩の育成等といった面で十分活躍してもらおうといったこと等に努力していただくということが一番大事ではないかと思う。
- ・ デジタル簡易無線機については、現場と指揮本部等の相互の連絡を補完するもので、通話可能区域は1キロから4キロ程度で、耐用年数としての10年は使用が可能である。
- ・ 交通事故に対する救急出動状況に関し、交通事故のデータについては警察署のほうですべてを蓄積し、事故の状況は把握しているが、すべてのデータが市に提供されるわけではない。警

察署のほうで多発地点と認識して市と一緒に対策が必要であるといった交差点等については、一緒に現場診断を行うなどし、共同して対策はとっている。

また、毎年一、二回、県警本部、地元の公民館も含めて、危険箇所の合同診断を行い、例えば、道路表示の改善などハード面でできることがある場合は、そういった対策も実施している。

- ・ 救急救命士については、現在、消防署内には9名いるが、今後においても、この人数は維持していきたいと考えている。
- ・ 津波に対する災害対策に関し、県が想定している地震災害においては、鹿児島湾直下型、種子島沖、大島沖、日向灘、県の内陸部など11パターンで津波の想定をしており、その中で、一番大きい津波の想定が南海トラフ巨大地震で、本市への津波の影響として3.79メートルが最大ということになっており、これをもとにした災害対策を行っていく必要があると考えている。
- ・ 南海トラフ巨大地震が起きた場合の本市での最大震度の想定は震度5弱で、11パターンの中で一番強いものでも震度5強という大きさになっている。震度5強の場合でも、本土内での想定と鹿児島湾直下型の想定であり、津波については南海トラフよりも小さいという予想結果になっている。
- ・ 教育費中、平成25年度の奨学資金貸付金の状況については、申請者77名のうち76名を決定しており、残りの1名については、入学金の免除を受けたということで辞退している。
貸付金額には、合計2,949万6,000円で、内訳としては、高校生が毎月9,000円以内、短大生が2万5,000円以内、大学生が3万7,000円以内となっている。
奨学生の決定については、外部の方々で構成する奨学生推薦委員会で審査している。選考の基準は、成績優秀云々ではなく、保護者の所得となっている。
- ・ 滞納状況については、9月12日現在で滞納者が37名で、滞納額1,112万6,940円である。そのうち、50万円以上の者が8名、卒業後10年以内の者が7名おり、これらの方は毎年幾らかずつ返還を行うものの、その年の返還額に足りないため、調定額が年々ふえてきている状況である。
- ・ 滞納者に対しては、手紙や電話での督促や夜間の臨戸訪問を定期的に行っているが、ほかの奨学金の返済があるとか、就職できずにアルバイト生活を強いられているというようなことで返還が滞っている状況である。また、連帯保証人の保護者についても、病気や収入がないといったことで毎月少額ずつしか返還がされていない状況である。
- ・ 学校図書購入のために、ふるさと応援寄附として、同じ方から毎年100万円ずつの寄附をいただいている。毎年この寄附が届いたときには、すぐに市長、副市長に報告し、直接、電話でお礼を申し上げるとともに、教育委員会のほうでも、子供たちからのお礼をお届けしている。
寄附者の氏名の公表については、御本人の意思としてそれを望んでいないことから、現在のところお名前は伏せさせていただいている。
何らかのお礼をとということについては、以前も多額の寄附をいただいた方に対して感謝状を差し上げたりとかということもしているので、どこかの区切りでそういうことも考えてみたい。
- ・ スクールバスの購入事業に関し、バスの運用状況については、旧金山小の児童15人が、金山市営住宅前や田布川公民館前など4カ所を乗降場所として利用している。
登校便については午前7時30分で、下校便については1・2年生が午後3時30分、3年生から6年生までが4時15分の2便で運行しており、現在のところ、大きな問題や交通事故等はない。
- ・ 別府小学校に通う児童のうち、下山、松崎、駒水、小塚といった遠距離の児童が23名いる。その対応について検討しているのかということについては、桜山小学校のスクールバスについては金山小の統廃合に伴うもので、スクールバスの購入については国のへき地児童生徒援助費補助金を活用して2分の1の補助があるものの、運転業務の委託やバス維持などの経費については補助等がないことから、別府小学校においては財政的にも難しいといったこともあり、現

在のところ考えていない。

- ・ 特別支援教育支援員事業について、平成25年度は、小学校に6名、中学校に2名の特別支援教育支援員を配置している。主な職務内容としては、原則として、支援を要する児童生徒が普通学級にいる場合に、担任は、授業を進め、支援員が、当該児童生徒の支援を行うこととしている。

支援員から毎月日誌が上がってくるが、4月当初は非常に落ち着きがなく担任や保護者も困っているということであったが、支援員と児童生徒の間で人間関係ができてきて、5月、6月以降、だんだん落ち着いてきたというような報告を受けており、効果は上がっていると思っている。

- ・ スクールカウンセラー配置事業について、平成24年度までは中学校への配置となっていたが、昨年度から小学校へも配置できることになり、小学校では、不登校の児童がいた立神小と枕崎小に配置するというようになった。

活動状況としては、大体月1回程度であるが、非常に専門的な知識を持ったカウンセラーで、子供たちの悩み以外にも、担任や保護者への相談活動も行ってくれているので、学校の中での解決できない課題等も少しずつ前に進みつつあるところである。

- ・ 学校施設整備に関し、桜山中学校運動場の排水対策について、桜山中学校運動場は約11,000平方メートルのうち3分の2に水が浸透しにくい状況であることから、排水対策として、仮に暗渠排水工事を行い、5センチメートル程度の砂を入れた場合、約800万円の事業になるのではないかとということで、現在、設計見積もりをしているところである。これを実施する場合、市の単独事業というかたちになると思うが、緊急景気対策事業など有利な補助事業があった場合にすぐに対応できるよう、現在、情報収集に努めているところである。
- ・ 桜山中学校運動場の排水対策について、学校の改修事業ということで地域の元気臨時交付金基金を活用できないのかということについては、基金に積んだ元気交付金については、今回の補正で組みかえ等を行い基金残高はないところであるが、仮にグラウンドの整備を実施しようとする場合においても、この基金自体の活用が地方債の対象となる事業という条件があるので、砂の入れかえ、排水整備など事業の内容等にもよるが、グラウンド整備のすべてが対象になるとは言い切れない。
- ・ 市民会館管理棟のトイレの洋式化については、即対応できる状況にはなく、今後、改修をする場合は、長寿命化対策等で検討していかなければならないと考えている。ホール側に洋式トイレが設置されているので、それらを利用していただくとかの対応でお願いしたいと思う。
- ・ 全国・九州大会出場補助については、中体連の大会出場に対し、12万8,000円の予算の中で補助を行っており、体育協会のほうからも8万円を出しているが、増額については、今後、検討していきたい。
- ・ 学校給食における地産地消の取り組みについて、平成25年度においては、農産物は、ネギ、芋、タンカン等24品目で179万8,279円、カツオ製品は、かつおぶしフレーク、腹皮など304万8,605円、枕崎牛281万8,832円というように枕崎産品の活用を行っている。
また、学校における食育の取り組みについては、栄養教諭が各学校に出向き、献立のつくり方、カロリー計算のほか健康な食事づくりなどの食育に関する授業を担当と一緒にやっている。
- ・ 少年の森について、平成24年度までは、地元の保育園の遠足のほか、青年会議所主催やスポーツ少年団等がキャンプを行っていたが、平成26年度のキャンプの実績はゼロである。
- ・ 公共施設については、3年ほど前に公の施設の行政評価を行っているが、今後、現在、庁内に設置している公共施設のあり方検討会の中で、長期的な施設の整理・統合・廃止も含めて、全施設のあり方について検討するというところになっているので、少年の森の存廃についても、

一、二年のうちに方向性が出るものと考えている。

- ・ 市たばこ税について、平成24年度決算と比較して1,800万円程度の増収となった理由は、近年の禁煙・嫌煙傾向等で消費本数自体は16万本程度、率にして0.5%程度減少しているが、税制改正により、法人実効税率が5%引き下げになった関係で、平成25年4月から都道府県たばこ税の一部が市町村たばこ税に移譲されたことによるものである。
- ・ 市内の遊技場におけるたばこの消費の関係については、従前から地元で購入していただきたいとの要望はしてきているが、市外業者3社のうちの1社について、一括購入したほうが取りやすいなどの流通面・経営上の都合などから、なかなか市のたばこ税につながっていないといった状況であるので、今後とも市内での消費に協力いただくように折衝を続けていきたい。
- ・ 普通税の不納欠損処分については、地方税法上、5年間の消滅時効が完成した場合、納税者の担税力がないために滞納処分の執行停止を行った後、その状態が3年間継続した場合、滞納処分の執行停止をした場合において、将来にわたって担税力の回復がないことが確定している場合の3通りが定められている。
- ・ 今回の不納欠損処分の内訳は、滞納処分の執行停止後3年を経過したもので担税力が回復しなかったという場合が89件、滞納処分の執行停止をした時点で明らかに将来的に担税力が回復しないことが見込まれた分が23件、消滅時効の5年が完成したものが284件となっている。
- ・ 消滅時効の完成には、いろいろ条件があり、債務の承認、請求、差し押さえ等の滞納処分といった時効中断の措置をとれば、その時点からまた新たにリセットされる。
- ・ 不納欠損処分を行うということは、市の債権からなくすということであり、その部分は今後徴収することはできなくなることから、公平な租税負担をとということで、財産調査を可能な限り行い、換価可能な財産がある場合は、即時、差し押さえ等の時効中断措置を行っている。ただ、ここ数年なかなか収入が回復してこないといった納税者の厳しい生活状況等から、そういった措置がとれないやむを得ないものについてのみ、今回、不納欠損処分を行ったわけであるが、結果的に前年度よりも145件の増となっている。
- ・ 普通税の滞納については、資料の市税滞納原因別一覧にあるとおり、平成25年度末で1,066件ある。このうち滞納原因が「納税意識の欠如」「納税意識の希薄」といった人たちについては、臨戸訪問等を通じて納税意識を回復させたり、あるいは、納税意識の回復しない人に対しては、預貯金調査、給与調査、不動産の調査等を行い、差し押さえできるものについては差し押さえし、換価しているので、これらの方々の滞納額がそのまま不納欠損処分に移行するということは絶対あり得ない。
- ・ 寄附金について、平成25年度が7,828万4,000円と前年に比べて6,142万6,000円の大幅な増となっているが、これは、メガソーラー事業者から指定寄附が大きかったことによるものである。他団体との比較等の分析はしていないが、メガソーラー事業者からの指定寄附を今後20年間いただくということを考えると、他の団体に比べても非常に大きな割合ではないかと考えている。
- ・ 諸収入中、住宅資金貸付金の不納欠損処分に関し、当時、負担能力がほとんどなくても借りられ、この制度自体がとてもしリスクが高かったということから、後々返済不能等に陥ってきている状況である。
- ・ 標準財政規模については、年間に見込まれる標準的な一般財源の規模で、標準税収入額と地方交付税、臨時財政対策債を合算したものであるが、平成23年度から平成24年度に大きく減少した大きな要因は、旧内鍋清掃センター建設に係る地方債の償還に対する基準財政需要額への算入が減少したことによる地方交付税の減である。
- ・ 標準財政規模が下がっていることについて、普通交付税は、全国どこの団体でも標準的な行政運営を行うための措置であるので、本市に限って特異な大きな要因があるとは考えていない

が、同規模の人口で他団体と差があるとすれば、建設事業等に係る公債費の基準財政需要額の算入等の差が大きいものと考えている。

標準財政規模の19市の順位については、平成25年度では17位で、下には西之表、垂水市と続いている。

- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度からの発行になっているが、地方交付税でそもそも交付されていたものが、地方と国の責任分担を明確にするということで、地方負担分は地方が借入れ、償還については100%交付税で措置されるので、実質的には普通交付税と何ら変わらないところであり、経常一般財源収入額に加えられている。
- ・ 将来負担比率の算定において、臨時財政対策債は何ら普通交付税と変わるものではないので、算定の分母の基礎となる標準財政規模に含まれている。
また、将来負担額そのものを計算する場合には、地方債残高から後年度、交付税で措置される額を控除するが、臨時財政対策債は100%交付税措置されることから、理論的にいえば将来負担額とはなっていない。
- ・ 基金積み立てに関し、財政調整基金及び減債基金については、地方財政法の規定に基づき、実質収支の2分の1を下回らない額を減債基金と財政調整基金に区分して積み立てており、地域振興基金の積み立てについては、メガソーラー事業者からいただいた寄附金を一たん基金に積んで活用を図っている。
- ・ 財政調整基金については、1億0,695万円の積み立てを行ったが、国保財政の赤字に対する対応、県への償還への対応等、1億円の取り崩しを行っており、差し引き695万円の増となっている。減債基金については、3,005万円を積み立てて、同額の増となっている。
- ・ 基金の充実を図るためには、積み立てを行って取り崩さないことであると思うが、本市の経常収支比率の状況等を考えると、自由に使える経常的な一般財源が数パーセントしかない状況の中で、国保への法定外繰り出しを1億4,000万円程度行うということについては、どうしても経常的な一般財源の中では対応できず、財政調整基金等を取り崩さざるを得なかったものである。

○委員からの意見・要望

- ・ 総務費に関し、市立病院の税務調査において、宿日直手当に関する課税の指摘があったことに関連して、水道課職員の宿日直手当についても同様の事務処理がなされていたことが明らかになったことは、市あるいは市の機関は、市民には正確に納税をしてもらわなければならない立場にあり、議会側から指摘があって明らかになるということは問題であると思う。
- ・ ドクターヘリによる患者の救急搬送は、夜間の運航は難しいということだが、人の命を考えた場合に、問題意識を持って、1人でも命を救う方策をみんなで考えてほしい。
- ・ 徘徊などの行方不明者対策として、セキュリティー会社が扱っているGPS機材を利用した見守りの方法などを民生委員・児童委員に紹介してもらいたい。また、徘徊などが心配される方に持ってもらうようにすれば、経費の削減にもつながると思う。
- ・ ふるさと納税の返礼品に関し、本市は枕崎市報を送っているということだが、市の関係課、水産加工組合、漁協、農協などが一体となり、特産品のPRとあわせて取り組めば、相応のふるさと納税が期待でき、また、テレビでも取り上げられるぐらいPRすれば、観光客も呼び寄せることができるかと思うので、積極的に検討してもらいたい。
- ・ 老朽化の著しい市営住宅について、草木等が繁茂して近隣住民の生活に支障を来している状況も見られるので、適正な管理を行っていくとともに、建てかえを進める際には地域住民への周知を十分に、理解と協力を得ていくのがスムーズに事が運ぶと思う。
- ・ 妙見の紅茶母樹園は、枕崎紅茶の発祥の地として枕崎の一つのセールスポイントであるが、

非常に殺風景な感じで見ようという気が起きない。せつかくある紅茶母樹園なので、しっかり管理していただきたい。

- ・ 市が管理するプールの統廃合あるいは一元化の問題について、本市のように財政的に余力のない小さな自治体ですべて継続というかたちを続けていくことには疑問を感じているので、今後も永続的にしっかりとした検討を行なってほしい。
- ・ 土地等の開発行為に関し、太陽光発電の設置などにおいて、違法な開発等がなされないよう開発する方々への周知をもっと強化していくと同時に、今後も関係課との横の連携を密にとって、その防止策に力を入れてもらいたい。
- ・ 交通事故防止対策について、下り坂など街中でありながら、車のスピードが出るところについての対策をお願いしたい。
- ・ 津波に対する災害対策に関し、川内原発の再稼働に係る規制委員会の審査書によると、薩摩川内市の基準津波を約4メートルから6メートルへ修正しているようであるので、本市の基準津波の高さの変更を考えなくてよいか確認されたい。
- ・ 奨学資金の貸し付けに関し、成績優秀者に対する奨学金の返還免除制度はないということであるが、優秀な者が経済的な面から埋もれてしまうよりも、それを援助していくということを考えていくことも必要であると思う。
- ・ 学校施設整備に関し、別府中学校の職員トイレの改修が行われたが、子供たちが使うトイレについても、かぎが壊れたり壁もはがれている部分があるので、学校とも連絡をとり早急に直してほしい。
- ・ 市民会館の管理棟において、先般の台風の際に女子トイレに洋式の簡易トイレを1基備えたということであるが、狭くて、足もつかえるということで、利用者が高齢化する中で事故等も生じかねないので、早急な手だてを行われたい。また、南浜館等についてもできるだけ早く洋式化してほしい。
- ・ 南浜館において、展示会等の催し物にあわせて、枕崎の生んだ芸術家や近隣に住んでいる芸術家の方々をお願いして子供たちに指導してもらうなどの取り組みを検討してほしい。
- ・ 少年の森に関し、実績がゼロとなったものは、果敢な決断をして先送りすることなく整理していかないことには、ほかのいろんな要望にこたえられないので、ここ一、二年とかではなく、間断なく判断すべきである。
- ・ 財政運営に関し、これから少子高齢化が進んでいく中で、社会保障費の関係をどうやって財政的に工面していくかというのもこれからの課題である。これからの財政を運営していく中では、今までの慣習というような漫然としたやり方ではなく、不要不急なものはきちんと見直していくということが一番肝要だと思う。

◎認定事項第2号平成25年度枕崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成25年度の当初予算は、40億1,359万1,000円で、前年度当初予算と比較して約1.4%の減となり、その後4回の補正を行い、最終予算現額は、44億2,525万7,000円となった。
- ・ 歳入においては、調定総額42億0,754万8,000円に対し、収入済額40億9,762万1,000円となり、不納欠損額が840万3,000円、収入未済額が1億0,152万4,000円となった。
- ・ 歳出については、予算現額44億2,525万7,000円に対し、支出済額が43億6,276万3,000円で、不用額が6,249万4,000円となり、歳入歳出不足額が2億6,514万2,000円となったが、翌年度繰上充用金で措置した。
- ・ 国庫支出金の療養給付費等負担金については、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に対する負担金として、予算現額6億7,444万4,000円に対し、7億0,201万6,640円の交付と

なっている。

- ・ 平成15年度から制度化された高額医療費共同事業負担金は、保険者拠出金の対象事業費の4分の1相当額1,922万8,208円が、国・県負担金として、それぞれ交付されている。
- ・ 国庫補助金は、普通調整交付金が調整対象需要額等の増で、前年度より3,611万7,000円増の2億9,221万2,000円、特別調整交付金は経営姿勢分の交付を受けたこと等で、前年度より2,261万6,000円増の7,989万5,000円、合計で3億7,210万7,000円となっている。
- ・ 退職者分の保険給付費等に対して交付される療養給付費等交付金は、1億7,146万4,000円の予算現額に対し、1億7,038万4,487円の交付となった。
- ・ 前期高齢者の医療費等の財政調整として、平成20年度から新設された前期高齢者交付金は、予算現額10億0,934万3,000円に対し、10億0,934万3,449円の交付となったが、前年度より4,654万7,319円の減となっている。
- ・ 県補助金の普通調整交付金は、交付対象経費となる療養給付費等、後期高齢者支援金、介護納付金が増加したことにより、前年度より1,260万6,000円増の1億4,065万4,000円の交付となった。
- ・ 共同事業交付金は、1件80万円以上の高額な医療費と1件30万以上80万円未満の医療費に対する交付制度であり、予算現額5億8,535万9,000円に対し、5億8,536万0,153円の交付となっている。
- ・ 他会計繰入金は、予算現額4億7,445万1,000円に対し、3億4,978万3,275円の繰り入れとなっており、前年度より1億2,278万3,441円の増となっている。増となった主な理由は、県広域化等支援基金貸付金償還金繰入金及びその他一般会計繰入金を新設し、国民健康保険財政健全化行動計画の方針に沿って、単年度収支の赤字解消を図ったことによるものである。
- ・ 歳出予算の構成比は、保険給付費が64.7%、後期高齢者支援金8.9%、介護給付費・地域支援事業支援納付金が4.4%で合わせて78.0%を占めている。このうち、保険給付費は、28億2,283万1,114円で、平成24年度と比較して、一般被保険者の療養給付費は2.8%の増、療養費は4.7%の減、高額療養費は3.6%の増となっている。
- ・ 退職被保険者等は、療養給付費で4.2%の減、療養費で3.1%、高額療養費で6.9%の増となっている。これを被保険者1人当たり療養給付費で比較すると、前年度より一般被保険者が3.4%増の33万3,843円、退職被保険者が9.0%増の29万6,599円となっている。
- ・ 被保険者数は、年間平均で一般被保険者が前年度より44人減の6,864人に、退職被保険者等は68人減の492人に、全体では112人減の7,356人となった。
- ・ 後期高齢者支援金は、平成20年度から創設された後期高齢者医療制度への支援金であり、支援金3億8,716万3,399円及び事務費拠出金3万1,852円の合計3億8,719万5,251円を支出している。
- ・ 介護納付金は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者数の概算3,211人に1人当たり負担額5万9,588円を乗じた1億9,133万7,068円に、平成23年度の精算額189万1,992円を加算した1億9,322万9,060円を納付している。
- ・ 共同事業拠出金は、国保連合会が実施主体となる高額医療費に対する再保険事業であるが、平成18年10月から1件80万円以上の医療費を対象とし、あわせて30万円以上80万円未満の医療費を対象とする保険財政共同安定化事業拠出金が創設され、合計で5億1,095万8,881円を拠出した。
- ・ 保健事業費は、特定健康診査等の事業に要する経費1,513万9,982円を支出している。そのほかに、健康づくり体験教室、市民健康教室等を実施した。また、人間ドック補助も行っている。
- ・ 医療費適正化特別対策事業及び保健事業費では、従来からのレセプト点検の充実・強化、看護師嘱託員2名による重複・頻回受診者の訪問指導の他に、特定健診の受診率向上を目的とし

て追加健診等を実施し、保健事業費合計で前年度より273万7,466円増の2,937万1,086円を支出した。

- ・ 諸支出金は、保険税還付金256万1,800円と還付加算金13万9,300円、償還金1億3,661万8,239円の合計1億4,166万0,339円となっている。
- ・ 国民健康保険税は、当初予算において現年課税分・滞納繰越分合計で5億8,748万4,000円を計上したが、平成25年6月の定例市議会において、後期高齢者支援金分について所得割を0.9%、資産割を0.1%、均等割を200円、平等割を100円、また、介護納付金分について所得割を1.0%、資産割を1.8%、均等割を2,000円、平等割を1,000円それぞれ引き上げる税率改定を行った結果等により、最終的な調定総額は、現年課税分・滞納繰越分合計で7億6,717万2,101円となり、前年度より5,415万8,043円の増となった。
- ・ 収入決算額は、現年課税分・滞納繰越分合計で6億5,749万2,447円となり、予算現額6億5,377万7,000円に対し371万5,447円の増、また、前年度決算額より5,314万7,903円の増となった。
- ・ 収納率は、現年課税分・滞納繰越分総体で85.7%となり、都市部に比べ雇用情勢や景気が依然として低迷する厳しい納税環境の中、前年度に比べ0.9ポイント上昇し、県下19市における順位も昨年度の3位から2位へと1つ上げることができた。

○当局説明

- ・ 高額療養費の今後の見通しは、心臓関係の手術や脳血管疾患などの1件当たり100万円を越す医療費の件数を減らす対策がうまくいくかどうかにかかってくる。生活習慣病の対策やがんなどの早期発見・早期治療によって重症化を予防していくことにより、高額な医療費の件数は減らせると思っている。
- ・ 平成25年度の療養給付費等がふえた理由は、1件当たり700万円や800万円を越す医療費と100万円を越す医療費の件数が多くなったことによるものであり、100万円を越す医療費の合計を前年度と比較すると7,000万円を越す増額となっている。しかし、平成26年度においては、平成25年度の7月審査分までを比較すると1人当たり給付費が減ってきており、医療費総体的にも減っている。
- ・ レセプト点検による重複・頻回受診者への訪問指導の人数は総数103名で、約半数の51名に改善が見られた。また、平成22年度の対象者は約130名であったが、訪問指導により少しずつ減る傾向にある。なお、指導による医療費に対する効果は、データとして出しにくく、効果額としてデータはとっていない。
- ・ 本市の重複・頻回受診者への訪問指導は、保健師と訪問指導員により対象者を抽出し、訪問指導員2名で対象者を訪問して、さまざまな指導を行う体制である。
- ・ 特定健診の未受診者への対応については、平成25年度は、3年連続の未受診者のうち、一番発症しやすい年齢層の50歳後半から60歳にかけての方を抽出し、訪問して受診を呼びかけた。平成26年度は、集団健診を一回りしたが、まだ受診されていない方のうち、40歳台から60歳台までの年齢階層ごとに、それぞれ約500名を抽出して訪問したいと考えている。
- ・ 特定健診を受診しなかった理由については、医療機関で年に1回は採血をしているから受診しなくてもいいのではないかという方が一番多い。また、本年の特定健診は台風の影響で2日間中断し、そのかわりに土曜日、日曜日の2日間で健診を行ったが、休日に健診の機会を設けても受診者は少なかった。
- ・ 医療機関で採血した検査の結果を市に情報提供をしてもらう制度があり、今後は、その制度を利用していただくことも進めていかないと、受診者の数はふえていかないのではないかと思う。また、医療機関での個別健診は、健診を受ける期間を昨年は6月から2月まで延ばして行

っており、受診者数もだんだん伸びてきていることから、医療機関で行う検査のうち1回を特定健診に振り向けてもらう方策をとっていきたいと考えている。

- ・ 3年連続未受診者で、そのうち約1,500名の方が医療機関で受診しており、全員が医療機関での特定健診に協力していただければ、30%ぐらいは受診率が上がっていく。
- ・ 特定健診の校區別の受診者数は、速報値で金山校区が41.2%、桜山校区53.0%、立神校区44.8%、枕崎校区41.3%、別府校区42.2%、合計44.0%となっている。
- ・ 生涯学習課が開催している成人講座においても、特定健診の受診のお願いもしている。開催している公民館数、開催回数、出席者数は、桜山校区が他の校区に比べて多い傾向にあり、他の校区でも参加者の多い公民館等は受診率が高いことから、受診率の向上に反映されているのではないかと考えている。
- ・ 成人講座等を利用して、日ごろの健康に対する意識や、今の国保の状況、脳卒中での死亡率が高いということ、生活習慣の改善部分について、より一層PRに努めていかなければならないと考えている。
- ・ 国民健康保険税の税率改定に関し、被保険者の給付に要する費用は、国・県からの公費とさまざまな制度から入ってくるものがあり、残りの部分は、一般の被保険者で賄わなければならないということが地方税法に規定されているが、被保険者の負担能力は既に限界に達しているといった議論もあり、そういうところを兼ね合わせながら税率改定については検討しなければならない。

また、1円からの医療費の県全体での財政調整制度も来年から始まるが、その影響がどう出るか、どれだけの財源が必要になるか、今の時点では不透明である。

県は、来年度予算編成に間に合うように10月までには市町村と協議したいとしており、数値がわかってから今の計画の見直しを行って、どのように対応するかを決めていきたいと考えている。

- ・ 一般会計からの繰り入れについては、決められたものにしか繰り入れない方向性ではあるが、昨年度は一般会計から1億4,000万円ほど繰り入れた。国民健康保険財政健全化行動計画の中では、不足分については国民健康保険税率の見直しで対応することを原則としており、その計画に従って進めていくが、財政共同安定化事業の本市への影響に係る計画の見直しや一般会計の財政状況等を総合的に勘案して対応したいと考えている。
- ・ 国民健康保険財政上の問題に対する国への要望については、全国市長会、九州市長会等を通して国に強く要望しているところであり、全国市長会からの報告でも、この件についてはしっかりと要望しているという報告ももらっているところである。今後も全国の自治体と一緒にやって取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 出産育児一時金については、直接支払い制度が導入されており、出産された方に直接支給されるのではなくて、御本人の同意を得た上で、出産した病院に国保連合会を通じて保険者が支払うことになっている。金額は基本的には1件42万円であるが、実際の出産費用が42万円を下回る場合は、その差額を出産された方が、直接保険者に請求をしてもらうことになっている。この出産一時金の1件当たりの額は、国で統一された額で、他の保険者についても同額である。
- ・ 葬祭給付費は、葬祭を執行された方に給付している。給付の手続は、死亡された方の身内の方が健康保険の喪失の届け出をされるときにあわせて健康課の窓口にも来てもらい、そこで給付のお知らせをして手続をとってもらっている。また、給付は口座振り込みとしている。
- ・ 国保の県への広域化については、被保険者の高齢化とともに、低所得者が社会保険に比べて多い現状があり、一方で、高齢者の医療費は高いといった悪循環になっている構造的な問題がある。また、被保険者数が減って財政基盤の弱いところは、国保自体では赤字が出てしまっ

そこに一般会計から繰り入れる団体も多くなってきていることから、県へ移行して県全体での財政規模を大きくしてやったほうが国保自体も安定するという事で、平成29年度に県へ移管されることになっている。

しかし、県は国に対して、国民健康保険の保険税の負担は、ほかの社会保険と比べても2倍近くになっており、被保険者にこれ以上の負担をさせていいのかということ、県が結局赤字部分を県の負担で賄っていかねばならないのではないのかということ、国の財政支援の額について現時点で明確になっていないことなどにより、今のままでは、県も広域化について責任を持ってやりますとは言えないとしている。なお、平成27年の通常国会に各改正に関する法律案を出すことになっており、本年12月までには広域化に対する問題等を取りまとめて財政支援の額を明記しないと、平成29年までに間に合わないということで、現在、国と地方の中での協議が進んでいるところである。

- ・ 本市の平均寿命は、平成24年度の数字では男性78.4歳、女性86.1歳である。
- ・ 平成25年度のダイエットコンテスト参加者の男女の割合は、男性参加者が26.3%、女性参加者が73.7%である。
- ・ 脳血管疾患は、生活習慣病の一つでもあり、運動不足や喫煙、多量飲酒など生活習慣からくる部分が多い。脳卒中のSMR（標準化死亡比）は、把握している数字で直近では、全国を100とした場合の死亡比で、本市は、男性が173.1で全国の1.73倍、女性が145で全国の1.45倍ということで、脳卒中で亡くなる率はいずれも高いが、男性のほうが高いという結果が出ている。
- ・ 健康体操教室などへ男性の参加者が少ないことについて、男性料理教室など男性だけ集めると結構集まってくるという傾向もあり、今後、男性だけの健康づくりのための事業などを検討していかなければいけないと考えている。また、多量飲酒や喫煙による生活習慣病を予防するために、早目早目に改善の取り組みをしていく必要があり、健康は自分でつくるということの協力をお願いしていくためにも、男性参加者をふやす工夫をいろんなところで行っていきたいと考えている。
- ・ 国民健康保険財政健全化行動計画に対する実際の結果は、平成25年度の中期財政見通しの取り組み前では、平成25年度単年度で2億5,000万円の赤字を見込んで後期高齢者の分と介護納付金の分について税率改定を行い、税込確保を図って納付する額との乖離をなくし、その部分については計画どおりであった。

平成25年度の決算では、単年度収支は見直し後で、取り組みによっても1億1,200万円の単年度の赤字が見込まれたが、今回6,100万円となり、5,100万円の赤字幅が縮小された。ただ、その部分について一番大きかったのが、共同事業交付金で5,300万円の増収、共同事業拠出金で1,600万円の減で、この部分の6,900万円ほどが赤字の縮小に役立っている。

ジェネリック医薬品の使用促進についても、取り組み前と比べると、現在のところ月に120万円ぐらいの財政効果が出ている。

保険給付費については、平成25年度では100万円を超える高額な医療費が多かったために、計画額よりも7,000万円ほど上回り、保険給付費への取り組みは、計画したところまで追いつかなかったと考えている。

- ・ 今後は、共同事業交付金や共同事業拠出金など制度改正が、本市の国民健康保険財政にどのように影響するかという部分について、県から示される数値をもとにしてしっかりとした計画をつくりたいと考えている。また、特定健診の受診率を上げることによって、各被保険者の健康状態を把握できるようにするとともに、数値的に年々悪化している方については、保健師が地域に入っていくながら早目に対応して、健康づくりについての指導等を行っていかねばならないと考えている。そういった取り組みをすることにより、5年後10年後の医療費の抑制

につなげていきたいと考えている。

- ・ 国民健康保険税の収納率が固定資産税等に比べて低くなっている理由は、税額の算定において、資産割、世帯別平等割、被保険者均等割という所得に応じない部分で税が賦課されていることが原因だと考えている。
- ・ 国民健康保険税は、地方税法により時効まで何もしなくても、徴収権は納入期限から5年は残る。
- ・ 国民健康保険税の滞納理由として一番多いのは、失業中・収入少額であり、例えば、失業によりその後収入を得る方法がないといった方などである。
- ・ 国民健康保険税の課税のうち所得割は、仮に収入がゼロとなっても、前年分の所得により算定された額で課税され、均等割などの部分については、軽減はあるものの、それ以降も課税はなされていく。
- ・ 国民健康保険税の算定は、法律、政令等の中で、算定基準が示されており、本市は、所得割、固定資産税割、均等割、平等割の4つの項目から算定している。
- ・ 県内で資産割を採用せず3方式でしている市は、鹿児島市、霧島市、奄美市の3市で、全国の自治体の傾向では、人口が多い都市が3方式を採用している。その理由としては、人口の多い都市では資産を持たない方、持ち家率が少ないことや資産割の分を賦課しなくても所得割で十分賄えることが挙げられる。一方、中小都市は、人口の多い都市に比べて所得にしても厳しいものがあり、国保財政を健全に運営するためにも、その財源確保として資産割をかけざるを得ないといった状況にあるが、資産割の部分については税率をなるべく低く抑えるよう配慮して改定を行っている。
- ・ 国民健康保険税の不能欠損額内訳の死亡者については、年度中に死亡したのも、税を払わないうちに死亡された方で、未納の税額が残っているものである。

所在不明者は、本市から転出したことによって、本市の国保の被保険者資格がなり、その後の所在調査によっても所在が判明しないといった方である。

生活保護によるものについては、生活保護期間中は減免となるが、生活保護になる前に未納税額があった方たちで、その後生活保護が継続されていて、担税力がないといったことである。
- ・ 担税力なしによるものについては、年金が非常に少額で払えるような状況にない、あるいは財産も保有していない、失業等で収入がないといったことが原因で、国民健康保険税の未納の税額分について負担能力がないといった方である。
- ・ 保険税を分割で納めている方は、1期分の税額を、その家庭の収入状況等により全額納められない場合に、納税相談を通じて分納により納入しており、分納誓約を結ぶ場合は、双方合意のもとに、例えば1年あるいは2年以内に完納できるような納付計画をつくって、その計画に基づいて大半の方は完納されている。
- ・ 納税相談窓口を日曜日に開けることについては、平成24年度の12月と3月に、各日曜日と水曜日の勤務時間外に試行して、平成25年度は、12月から3月までの月1回、特定の日曜日に実施しており、今年度は本格実施ということで、毎月第3日曜日を収納窓口、相談窓口の開設日として固定している。平成25年度の実績は、納付された方が26人、納税相談等が合わせて15人で、合計41人が来庁された。

○委員からの意見・要望

- ・ 重複・頻回受診者への訪問指導に際し、高齢者の方は、血圧の降下剤などの薬は処方されるが、実際は飲まない方が多いと思うので、薬の管理の仕方など、踏み込んで指導してほしい。
- ・ 国民健康保険税の算定に係る資産割については、資産を持っていても果実を生まない資産が相当あり、また資産割を賦課方式に入れていない自治体もあることから、改善の余地があれば

改善に取り組んでもらいたい。

- ・ 平成27年度からの財政共同化安定事業や平成29年度の大きな制度改革が予定されており、そういった制度が変わったら、本市はどのような対応をしなければいけないのかということまで、きちっと次の計画には示してほしい。

◎認定事項第3号平成25年度枕崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 当初予算は、2億9,833万8,000円で、その後2回の補正を行い、最終予算現額は3億0,754万7,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額3億0,119万4,000円に対し、収入済額3億0,007万3,000円となり、不納欠損額25万1,000円、収入未済額が87万円となった。
- ・ 歳出は、予算現額3億0,754万7,000円に対し、支出済額が2億9,771万5,000円で、不用額が983万2,000円となり、歳入歳出差引残額が235万8,000円となった。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金として9,648万8,881円の繰り入れとなっている。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、事務経費として193万7,037円を支出している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と延滞金を合わせて2億0,081万2,200円と基盤安定負担金9,332万6,881円の合計2億9,413万9,081円を納付した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、現年度分・滞納繰越分合計で予算現額2億0,330万6,000円に対し、収入済額1億9,948万2,438円で、予算現額に対し382万3,562円の減、また、前年度決算に対し473万4,738円の増となった。
- ・ 調定額に対する収納率は99.4%で、依然として厳しい納税環境の中、前年度に比べ0.1ポイントの低下となったが、県下19市における順位は5位で昨年度と同順位を維持することができた。

○当局説明

- ・ 後期高齢者医療の責任は県全体で賄うという仕組みになっており、保険料も広域連合の議会の中で決定される。県全体では、何千億かという額であるが、その中で枕崎市が負担する額と保険料を広域連合に納付する仕組みとなっており、医療給付は広域連合から保険給付がなされる。
- ・ 後期高齢者の保険料の額は、制度を運営している鹿児島県後期高齢者医療広域連合が決定しており、公費、各市町村の負担率、後期高齢者の方が負担する割合は法律に規定されている。広域連合として判断の余地があるのは保険料の部分であり、後期高齢者医療の保険財政が赤字にならないように保険料を設定している。
- ・ 一般会計からは、後期高齢者医療広域連合への負担金として、3億5,369万3,029円支出している。

◎認定事項第4号平成25年度枕崎市介護保険特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 当初予算額は22億8,402万4,000円で、その後3回の補正を行い、最終予算額は23億3,190万8,000円となった。
- ・ 歳入は、調定額21億9,391万4,000円に対し、収入済額21億8,517万9,000円、不納欠損額163万1,000円、還付未済額8万3,000円、収入未済額718万7,000円となった。
- ・ 保険料は調定額3億3,226万1,000円に対し、収入済額3億2,352万6,000円で、収納率

97.4%となり、前年度より0.1ポイント低下している。

- ・ 歳出は、予算現額23億3,190万8,000円に対し、支出済額20億7,813万円で、2億5,377万8,000円の不用額となり、収支残額は1億0,704万9,000円となった。
- ・ 歳入総額21億8,517万9,000円に対し、歳出総額20億7,813万円で、差し引き1億0,704万9,000円の黒字となった。
- ・ 平成25年度事業の成果について、総務費は介護保険の事務経費であり、4,870万2,000円の事業費の大部分を南薩介護保険事務組合負担金が占めている。
- ・ 保険給付費は、計画額21億9,313万6,000円に対し、19億5,079万7,000円の支出となり、計画額を2億4,233万9,000円下回ったが、前年度と比較すると約3.6%の増となった。この理由は、平成25年度に小規模介護老人福祉施設（ピースフル立神）と介護老人保健施設（サザン・ユニットケアセンター）をそれぞれ20床ずつ増床したことなどにより、前年度より給付費が増加しているわけであるが、ピースフル立神20床の開所が8月になったこと、サザン・ユニットケアセンター20床が4月に開所したものの、満床で推移しなかったことなどにより、計画を下回ったものである。
- ・ 地域支援事業費は、要介護状態になることを予防し、できる限り地域における自立した日常生活を支援するための事業経費である。
- ・ 基金積立金は、介護給付費の財源等としての準備基金積立金で、25年度末の介護給付費準備基金の残高は、1億4,277万7,000円となっており、前年度末と比較すると4,553万4,000円減少している。
- ・ 諸支出金は、介護保険料の還付金並びに平成24年度介護給付費負担金等の国、県、社会保険診療報酬支払基金への償還金及び一般会計繰入金の精算返納分である。

○当局説明

- ・ 介護保険料の準備基金については、どれだけ介護保険料を軽減するかということで3カ年の1期ずつ考えていくので、今年度末の見込みである1億1,400万円程度の基金をどのように軽減策として活用するかということを経営の保険料を計上するときに考えなければならない。
- ・ 第5期中の保険料は基金の取り崩し、県の交付金の取り崩し等の軽減策で3,900円になった経緯がある。

来期の見込みについては、現状のサービスで推移し、今後、予想される介護報酬の改定の見込みは入れずに推計した場合、基金の取り崩しがなければ、5,000円を若干超えるような推計値となる。これを平成26年度末見込みの基金から1億円程度取り崩したとすれば、300円から400円程度の軽減策になるのではないかと思います。

このような情報も策定委員会のほうに出しながら、来期6期のサービスをどのように構築していくか、市民の皆さんと一緒に考えていきたい。

- ・ シルバー人材センターが行っているワンコインサービスは、介護認定を受けている方だけの独自のサービスではなく、65歳以上の一般の高齢者の方々が地域で受けられるサービスである。
- ・ 訪問介護サービスを受けられる方の利用時間の見直しにより、1時間程度だった方は45分程度となったが、それ以上の方は時間延長というものはあるので、その限度額の範囲内で何とかサービスはできていると聞いている。それで、どうしても収まらない内容のものについては、お互いに無理を強いるものではなく、その支給限度額の範囲内でサービス量を調整することになっている。

また、時間設定は仕事内容によりサービス時間の計画も立てるので、無理にこの時間以内にとということではなく、ケアマネージャーが本人や家族と相談をして決めているので、比較的スムーズに行えている。

- ・ 訪問介護の利用料は、要支援の方は一括で身体介護であろうが家事であろうが変わらないが、介護認定の方は身体介護が中心である場合と生活援助が中心である場合とは当然単価が違う。生活援助が中心である場合は、所要時間45分未満の場合は191単位、45分以上の場合は236単位となっている。
- ・ 介護給付費の中で、ピースフル立神とサザン・ユニットケアセンターがそれぞれ20床増床したが、ピースフル立神は地域密着型介護サービス給付費で、8月に開所したことから7カ月分で3,023万1,000円、年間ベースでは6,000万円程度、サザン・ユニットケアセンターは施設介護サービスということで、4月開所からの分で3,100万4,000円となった。この金額については、満床で推移しなかったことと、本市外の方も入れるので本市分の影響とすると、ちょっと数が少ないことになろうかと思う。しかし、1床当たりの金額としては、同様の金額ぐらいはかかってくると思われる。
- ・ 特養や老健施設の1床当たりの費用の積算は、当然、介護度でも違うので一概には言えないが、要介護5の方が特養のユニット型を利用したとすると、介護保険費用は36万円程度かかると試算している。
- ・ ピースフル立神は、一般的に特別養護老人ホームとか老健施設とか介護療養病床というような施設サービスになるが、今回の20床の増床については、従来のピースフル立神が多床室の施設であり、今回、増床した20床はユニット型の施設で、そのつくりが違うため、増床した分は地域密着型の特養施設になり、同じピースフル立神の特別養護老人ホームであるが、成り立ちが違うため別指定の施設となる。
 同じような多床室で20床増築したとすると、単なる増築ということで通常の施設サービスの70床の施設というふうになるが、今回、従来とはかたちの違うユニット型の20床増設をしたために、地域密着型の施設、特養となった。
- ・ 保険給付費の中に一般財源とあるが、この2億4,385万は一般会計からの12.5%の繰り出し部分である。
- ・ 認知症施策については、主に地域密着型サービスの中に小規模多機能居宅介護サービスと認知症対応型共同生活介護のグループホームが市内に4カ所あり、そこで対応しているが、ほかにも普通の在宅サービスの訪問介護など、いろんな部分でのサービスも受けることができ、特養施設についても介護度に応じて申し込みができるようになっている。
- ・ 本市の要介護・要支援認定を受けている65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上の者の数は、県がまとめている数値では、平成25年4月1日現在で1,011人で、その方々の生活場所は、特養等の介護保険3施設が260人、グループホームが35人、特定施設が2人、その他が714人という内訳になっている。
- ・ 認知度が非常に重く介護者が24時間ついていなければならないような方をすべて把握できているとは思わないが、ケアマネージャーや地域密着型のサービス事業所の方々とは、定期的に会合を持ち、どういう人を一番支援しないといけないかというような話し合いはできている。
- ・ 特別養護老人ホームの入所判定委員会については、認知などで非常に在宅介護が厳しい方、今、この状態で在宅が持ちこたえるかどうかというような方については、ケアマネージャー等と連絡を密にしながら、常にその判定委員会のほうに意見を言う体制はとっており、なるだけそういう配慮をしていただくような働きかけは行っている。
- ・ 特別養護老人ホームの入所については、施設と被保険者代表、地域の住民代表等で構成する入所判定委員会を必ず開いて決定している。介護度に応じて国が基準を示しているが、評価は点数制になっており、その点数の順位で1番から順に待機していることになる。
 今、国が示しているのは、その点数制で70点以上の方をできるだけ優先的に入所できるようにしてほしいということで、各施設そのようなかたちで入所させている状況である。

- ・ 来年度から始まる第6期の介護保険事業計画では、10年先を見据えた平成37年までの介護給付費の推計もあわせて出すようになっており、現状の場合として、平成37年のサービスがどの程度になるという数値的な面だけはあるが、今後、その施設サービスを充実していくのか、あるいは在宅で暮らしていただけるための地域密着型サービスを充実していくのかという面については、このような数字も策定委員会の中で提供しながら協議をしていきたいと思っている。
- ・ 社会福祉法人の監査については、平成25年度から県から移譲を受け、福祉課で事務を行っている。高齢者関係、障害関係、保育所関係の社会福祉法人があるので、三つの係で共同して取り組んでいる。
- ・ 法人監査の結果の公表については、情報公開の開示手続によることになると思うが、監査の内容を詳細に議会等に提供できるかということについては、調べさせていただきたい。

○委員からの意見・要望

- ・ 24時間体制のホームヘルプサービスは、介護者の精神的なものを和らげるなど、本当に必要なものであると思っているので、前向きに取り組んでもらいたい。

◎認定事項第5号平成25年度枕崎市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

○決算の概要

- ・ 平成25年度予算は、当初6億7,129万円で前年度当初予算に比較して約17.7%の減となり、その後2回の補正を行い、最終予算現額は6億5,912万8,000円となった。
- ・ 歳入は、調定総額6億7,333万3,000円に対し、収入済額6億5,325万8,000円、不納欠損額78万1,000円、収入未済額1,929万4,000円となり、調定額に対する収入割合は約97.0%である。
- ・ 歳出は、支出済額が6億3,499万1,000円で、平成25年度の実質収支は、1,826万7,000円となった。
- ・ 平成25年度の整備状況は、大堀補助支線汚水管路施設工事延長444.6メートル、立神北町・中央町地区汚水管路施設工事延長72.6メートル、単独事業の汚水管路布設工事延長26メートル及び取付管設置工事を実施した。
- ・ 平成25年度から終末処理場の長寿命化計画に基づき、実施設計作成業務と処理場の一部耐震診断を行った。
- ・ 当該年度汚水管路延長は543.2メートルで、平成25年度末現在の汚水管路総延長は、10万3,404.26メートルとなった。
- ・ 当該年度工事実施区域4.5ヘクタールを新たに整備し、平成25年度末現在の整備済面積は405.1ヘクタールとなり、現認可区域面積408.4ヘクタールに対し99.2%の整備率である。
- ・ 水洗化戸数は、昨年度より61戸増加し、5,582世帯となり、平成25年度末現在の水洗化率は85.2%である。

○当局説明

- ・ 現認可区域の整備費については、認可面積408ヘクタールのうち、残り中央町、岩崎町地区3.3ヘクタールの事業費が3,000万円程度である。
- ・ 本市の下水道の全体計画については、496.0ヘクタールが現在の全体計画の面積となっており、そのうちの408.4ヘクタールの事業認可を取り、現在整備を進めているが、今回、平成25年度の全体計画見直し策定業務において、馬追川河口の埋め立て及び台場海岸区域の埋立区域を廃止し、面積を新たに453.7ヘクタールに見直しを行っているところである。

また、整備する事業計画面積は、現在、立神北町地区、岩崎・湯山地区を整備している4次区域の1期整備が今年度で終わるので、残りの26.5ヘクタールを追加し、408.4ヘクタールか

ら新たに434.9ヘクタールに事業計画の変更認可を取り、平成27年度から下野原公民館から坊津町へ向かう広域農道の区域一帯を整備する計画で現在進めている。

- ・ 合併処理槽については、循環型社会形成推進交付金事業で、毎年、約50基を整備しているが、平成26年度で終了するので、新たな5カ年計画を平成27年度から制定しないとけない。
- ・ 平成25年度の家屋の解体や撤去、空き家等による下水道の廃止届は48件であった。
- ・ 災害や地震に対しては、処理場及びポンプ場、また管路等についても、全国市有物件災害共済会の保険に加入している。
- ・ 長寿命化の工事について、終末処理場も事業開始から約30年間という期間が過ぎ、施設も老朽化している中で、平成19年度から平成24年度までは通常の改築更新で老朽化した施設を取りかえてきたが、平成23年度、平成24年度には、現有施設の長寿命化の耐用年数、老朽化等いろんな健全度を調査し、その中で約10年をスパンとしたかたちでの長寿命化計画を策定したが、金額等がだいぶ大きくなるため、平成25年度から6カ年間でワンスパンとして、2期計画でやることで現在事業を進めている。

その中で、今年度から最終沈殿池3号汚泥掻寄機や中央監視制御施設等の改築更新事業を行うことで、先の6月議会での協定委託の議案審査の中で、長寿命化の今後10カ年の工事スケジュール案を示したところである。

- ・ 水産加工場の接続状況については、平成25年度末現在、操業をしている44工場のうち下水道へ接続しているものが32工場、未接続は12工場、未接続のうち3工場は休止中であるので、実際に河川等に排出している工場は9工場ということになる。
- ・ 合併処理浄化槽の補助については、個人用であり、事業用にはない。個人用については、平成10年度から平成25年度までの間に1,193件の助成をしている。
- ・ 水産加工場の汚水を合併処理槽で処理することについては、負荷が非常に大きいので難しい。通常の活性汚泥法の処理でも管理が難しく、厳しい状況である。

事業者への補助の件については、庁内の環境保全対策検討会でもいろいろ検討しているが、その中で、ある河川の区域をモデル的にそういう事業はできないかということで、浄化槽、汚水処理槽の導入を誘引できないかということで検討したこともあったが、さまざまな要因からできなかった経緯がある。

- ・ 馬追川に直接排出する加工場は6軒で、うち区域内が5軒、1軒は区域外である。区域内については、接続済みが1軒である。牧園川に排水する加工場は4軒で、うち区域外が1軒、区域内が3軒であるが、そのうち接続が1軒で、1軒は操業休止中である。栈敷川については3軒あるが、これは全部区域外である。

合計すると、3つの河川に排出する加工場は13軒で、うち区域内が8軒、区域外が5軒で、区域内で接続しているのが2軒、接続をしていないのが6軒、うち1軒は操業を休止している。

- ・ 下水道区域内で未接続の水産加工場には、下水道課長と水産商工課長と両名で何回か戸別訪問を行っている。下水道への接続について理解はしているが、昨年原魚高騰の問題や経営上の問題、工場の改造などの面で厳しい状況であるとの理由で未接続となっている。

今後も引き続き戸別訪問は続けていきたいと考えている。

- ・ 水産加工場については、下水道区域外からの接続も可能ではあるが、工場から区域内の汚水管までの管理設工事等、工場内の改造工事については、受益者負担となる。
- ・ 焼酎のもろみかすは、くみ取りタンクをつくって運搬方式をしているが、水産加工場についてもこれは一つの方法だと思う。ただ、運搬をした場合に、どこかにか入れないとけないので、そのときに、その場所からの臭いの発生などいろんな問題が生じてくる。その辺も含んだ上で検討の価値はあると思う。

◎認定事項第6号平成25年度枕崎市立病院事業決算

○決算の概要

- ・ 診療報酬は、2期連続のプラス改定となったものの、改定前後の診療報酬を比較した実績では0.34%の実質マイナスとなっており、小規模医療機関にとっては医師を含む医療従事者不足も合わせて極めて厳しい状況が続いている。
- ・ 経営面では、常勤医1名退職により、常勤医2名、非常勤医8名での診療体制となり、年間を通して充足率は100%以上を維持するとともに、小児科診療については、年度当初は、毎月2回、休日に医師派遣をお願いしていたが、平成26年3月からは毎週休日に派遣していただくことになり、年間201人の診療を行うことができた。さらに、市内の小児科医から要請のあった経過観察が必要な児童3人の入院受け入れも行った。
- ・ 国民健康保険診療施設が取り組んでいる地域包括ケアシステムについては、平成26年3月に地域包括医療・ケア認定施設となった。
- ・ 看護師確保については年間を通して募集したが、目標とする人員を確保するに至っていない。
- ・ 入院患者数は1万9,438人で、前年度より175人の増となり、病床稼働率は0.8ポイント増の96.8%となり、外来患者数は186人増の1万7,366人、診療実日数ベースの1日平均患者数は1.0人増の68.6人となっている。
- ・ 収益は、入院は3億6,818万7,945円で、215万1,357円の減となり、外来は1億4,078万2,181円で、41万3,327円の減となった。
- ・ 一般会計負担金として救急医療の確保に要する経費のほか、医師確保対策に要する経費等を含む合計3,932万円を繰り入れ、会計制度改正に伴い、過去の修繕引当金500万円の戻し入れを行い、総収益は前年度より164万6,325円増の5億7,751万0,496円となった。
- ・ 費用は、病棟や医師宿舎の建てかえが終了したことでの減価償却費の増、建てかえ財源としての借入れによる企業債利息の増があったものの、給与費、材料費の減により、総費用は前年度を1,646万2,091円下回る5億8,778万7,890円となった。
- ・ 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの一環として、病児病後児保育施設建設のため設計委託の実施、有形固定資産については回診用X線撮影装置や生体情報モニター等の機器更新を行った。
- ・ 主要指標である経常収支比率は97.4%で、経常損失1,527万7,394円、医業収支比率も97.2%となり、特別利益を含む総収支比率は98.3%で、当年度純損失1,027万7,394円の赤字決算となった。
- ・ 収益的収入及び支出の病院事業収益では、医業収益が5億6,034万0,316円で前年度より232万2,028円、率にして0.4%の減となり、医業外収益は1,217万0,180円で、前年度より103万1,647円、率にして7.8%の減となっている。
- ・ 病院事業費用では、医業費用が5億7,651万2,479円で、前年度より801万2,592円、率にして1.4%の減、医業外費用は1,127万5,411円で、前年度より61万3,009円、率にして5.7%の増となった。
- ・ 資本的収入については、国保診療施設調整交付金234万1,000円、一般会計負担金398万6,000円の合計632万7,000円となっている。
- ・ 資本的支出は建設改良費として、器械備品購入費821万5,200円、病児病後児保育施設建設のための設計委託費210万円及び企業債償還金2,940万0,208円の合計3,971万5,408円で、収入額が支出額に対して不足する額3,338万8,408円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

○当局説明

- ・ 公立病院の経営状況について、全国に公立病院は約1,000カ所あるが、平成19年度決算の段

階で約7割が赤字となり、その後、総務省が示した改革ガイドラインにより公立病院改革プランをそれぞれ策定された以降においても、現在のところ6割弱程度がまだ赤字状態であると聞いている。その公立病院のほとんどが、交付税算定額の全額を繰り入れ、なおかつ基準外繰り入れをしてもまだ赤字というところが多いようである。

- ・ 枕崎市立病院においては、普通交付税の算定額は、平成14年度から平成25年度までの合計で6億2,346万円、これに対する一般会計からの繰り入れは、平成19年度まではなく、平成20年度以降の総額が2億0,332万9,000円と、この12年間で交付税算定額に対する繰り入れの割合は32.6%となっている。
- ・ 平成23年度及び平成24年度に特別損失が出たため、平成23年度から赤字経営は続いており、平成25年度決算も赤字決算となったが、経営上から見れば、赤字幅を少しずつ改善しながら補てん財源はふえつつあるということで、今すぐに病院経営そのものが立ち行かなくなるということはない。
- ・ 収支計画を立てる際、収入については、2年に1回の診療報酬改定の関係で大幅な収入増は見込めないため、抑え目に想定している。支出は、病院職員の定数43名に対してまだ33名しかいないため、正規職員化の計画に基づいて人員が確保されたものとして計画を立てており、給与費を多めに見ざるを得ないといったことで、この計画の中では赤字が出てこらざるを得ないことになる。
- ・ 市立病院の看護師は35名程度必要であると考えているが、現在、正規職員で補えない部分は非正規職員でカバーせざるを得ない状況である。しかし今後、不足する部分を正規職員化していくことが最終の目標であるので、看護師の募集を随時かけているところである。
- ・ 看護師について、平成21年の地方公営企業法の全部適用以降に病院で正規職員として採用した職員でも退職した者もあり、平成25年度は、非正規職員の看護師が、資格取得のためや年齢的なものが理由で3名ほど退職している。補充のための看護師募集の際には正規職員を考えているが、それでもなかなか応募がない状況である。応募のない理由としては、市内に看護資格を持った方はいるが、一たん仕事から離れて、再び人の命にかかわる看護師として働くことにちゅうちょされている方が少なくないという話は聞いている。
- ・ 看護師の報酬は正規職員の場合、国家公務員の医療職給料表の3を適用しているが、民間と比較しても遜色はないので、看護師の応募がなかなかない理由としては、給与面の問題ではなく、やはり仕事の内容からくるものだと考えている。
- ・ 訪問看護及び訪問診療等の推移としては、南薩二次医療圏で1,300床を既に超えるなど病院の病床数がふえることもあまり期待できない中で、今後は年々在宅での診療が必要となってくることが予想され、枕崎市立病院の場合も毎年少しずつふえてきている。
- ・ 訪問看護は看護師のみで、訪問診療及び往診は医師と看護師で対応しており、そのうち訪問診療については月曜日から金曜日までの午後から、特に支障のない場合は1日に5件から6件程度の診療を行っている。
- ・ 地域包括医療ケアの認定施設になると、研修医を受け入れていくことになる。鹿児島大学では地域医療として、離島医療、僻地医療あるいは在宅医療などが研修内容に取り込まれることになっているので、それらの研修を希望する医学生が出てきた場合は、その認定施設として枕崎市立病院も受け入れをすることになる。

現在、教育プログラムの具体的なものとして在宅医療を希望する者は出てきていない。

- ・ 看護師の教育について、平成25年度から特定任期付職員ということで総看護師長を置き、その後、平成26年度から看護師長のもとに副看護師長として係長級の責任者3名を、外来、一般病棟、療養病棟それぞれの看護師長を補佐する責任者として配置している。また、この副看護師長には、実際の職員の配置や勤務形態について責任を持って対応してもらうとともに、若い

世代に対する教育係として動き始めているところである。

- ・ 市立病院が企業債を発行する場合は、資金計画に基づいて行うが、ほぼ財務省財政融資資金が充てられることになっており、借り入れた時期の公定歩合などすべてを勘案した中で金利が示されてくるので、その時点で借りざるを得ない。

なお、企業債については25年、30年という長期の償還年数となるため、この政府資金よりも安い利率、償還期間で借りることはあり得ない。ただし、医療機器等は、償還が短期間で金利自体もそう高くない資金を借り入れている。

- ・ 元利償還金に対する交付税措置は、当然借り入れ年度の金利動向等も勘案されてくる。
- ・ 平成25年度末で6億0,469万5,000円の未償還残額があつて、現在の元利償還金が病院経営の中では大きな割合を占めているが、平成45年にピークを迎える元金償還も、その後は企業債が減少してくるので、これが大幅にふえていくということは予想していない。
- ・ 病児病後児保育施設について、運営費に関しては国・県・市それぞれ3分の1ずつの補助があるが、建設費については補助がないため工事自体は市立病院の資金を使っているため、現時点では病院の資産になると考えている。
- ・ この施設については病院内に併設しなければならないため、市立病院のほうで建設しているが、子育て施策の支援ということで福祉的な色合いも大きいことから、一般会計から病院会計のほうに、がんばる地域交付金を活用して繰り出している。
- ・ 病児病後児保育事業は、市立病院にとってのメリットというよりも、本市にとって今後働く世代の働きやすい環境づくりをすることが目的の一つであり、地域包括ケアとの絡みも含め子育て世代に対する支援策の一つとして、本市全体にとってのメリットとして考えるべきだと思っている。
- ・ 救急医療の確保に関しては、救急患者の受け入れ病床数を2床特定し、救急の場合は入院が可能になる体制をとっており、この救急対応の病床2床に対する交付税措置分の額は3,629万4,000円である。

そのほか、小児医療における小児科医の謝金に相当する額について、一般会計から負担してもらっており、平成25年度の派遣は28回となっている。この2件分の経費が3,930万円程度である。
- ・ 休日診療の利用状況については、平成25年度は、内科診療は当番医の回数が11回で239人、小児科はさらに17回多い28回、201人で、合計440人の診療を行った。

◎認定事項第7号平成25年度枕崎市水道事業決算

○決算の概要

- ・ 業務量は、平成25年度末における給水戸数は1万0,771戸、給水人口は2万0,029人で、前年度に比べて給水戸数で19戸の減、給水人口で267人の減となった。
- ・ 年間配水量は300万3,275立方メートル、有収水量は271万4,008立方メートルであった。前年度に比べて、配水量で5,547立方メートルの減、有収水量でも2万7,646立方メートルの減となった。また、有収率は90.4%となり、前年度に比べ0.7ポイントの減となった。
- ・ 平成25年度の建設改良費の決算額は1億1,965万5,001円となった。
- ・ 主な事業内容は、老朽管更新事業として10路線、滑川橋架けかえ工事に伴う橋梁添架配水管仮設工事、枕崎山口線や遠見番線配水管新設工事など、配水管の新設・改良を2,445メートル施工した。また、金山浄水場の3号送水ポンプの取りかえや片平山配水池の流量調整弁の取りかえなど施設整備・改修を進め、安全で良質な水の供給に努めた。
- ・ 収益的収入及び支出では、税抜きで、総収益4億4,584万0,550円、総費用3億8,377万4,083円で6,206万6,467円の純利益となり、これに、前年度繰越利益剰余金1,525万7,261円を

加えた平成25年度末における未処分利益剰余金は、7,732万3,728円となった。

- ・ 総収益のうち、給水収益は4億2,907万9,824円で、前年度に比べ470万4,260円の減、営業外収益は、前年度に比べて27万0,938円の増となった。また、総費用では、前年度に比べて、営業費用が1,122万7,537円の減、営業外費用が151万1,896円の減で、合計で1,273万9,433円の減となった。
- ・ 資本的収入及び支出では、収入額6,692万5,103円に対し、支出額2億2,043万2,127円となり、差し引きで1億5,350万7,024円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金1億2,724万7,176円、当年度分損益勘定留保資金2,169万1,838円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額456万8,010円で補てんした。
- ・ 未処分利益剰余金は、前年度の繰越利益剰余金年度末残高は1,525万7,261円となっていたが、当年度純利益が6,206万6,467円となり、当年度未処分利益剰余金は7,732万3,728円となった。その一部を、平成25年度枕崎市水道事業剰余金処分計算書（案）に記載のとおり、減債積立金と今後の建設改良資金に充てるための建設改良積立金に新たな積み立てをしようとするものである。

○当局説明

- ・ 水質検査については、水道法の規定に基づき、毎日検査の実施と浄水・原水の検査を実施している。浄水については、1カ月に1回以上10項目の検査のほか、3カ月に1回50項目の検査を行っている。原水については、9項目の検査を年2回、38項目の検査を年1回実施している。
- ・ 浄水作業においては、濁度が2以下の基準になるようにその作業を進めていることから、原水についてのBODといった項目の検査は行っていないが、一般細菌や大腸菌、硝酸性窒素、塩化物イオン、PH、味、臭気、色といったものは、すべて浄水と同じような項目で検査を行っている。
- ・ 市の水道以外を使用している地域は、木口屋地区、界守地区、上竹中地区、奥ヶ平地区、大堀・大塚の集落水道を使っている地域、中原地区、茅野地区、下山地区、松崎地区、駒水地区、真茅地区などである。
- ・ 市の水道を引いてほしいとの要望があれば可能であるのかということについては、水道事業は、枕崎市という母体の中で、区域を定めて、独立採算で行うということで切り離して企業会計をつくっているわけであり、新たな区域への要望があった場合は、市長部局のほうで協議を行い、上水道として区域を広げるのかどうかという決定をすることになると思う。
- ・ 住宅が1軒ある立神病院の北側の部分については、その部分に回して循環を図ることを計画したことがあるが、事業費の積算では5,000万円以上を要するという費用対効果の面や、やみくもに上水道の管網を広げていくことは、ほかの方たちの負担になっていくといったことから、実施できていないところである。
- ・ 水道料金の値上げに関し、平成21年度までに職員数を5名減にするなど行財政改革を進めるなど節約の取り組みを行ってきたが、今後、給水人口が減少し、水道料金収入自体が減少していくということになれば、節約の取り組みについても限度があるので、料金値上げの問題は必ず出てくることになる。
- ・ また、集落水道を取り込むことにより料金が確保できることになれば、少しは料金値上げをしなくても済むということもあるので、その取り組みについても考えているところである。
- ・ 集落水道等の取り込みということは水道事業の目標ではあるが、集落水道等については、水の管理という面から少し心配の声を聞くものの、どうしても料金が安いということから、上水道に編入するというような状況にはない。
- ・ 簡易水道等の水質検査は、やはり各事業体の責任でやっていただくということになるが、安

全な水の確保という面では市としての責任もあるので、相談等があれば、その要請に応じて、技術指導等を行うことになる。

- ・ 供給単価と給水原価が他市と比較して高い状況にあることについては、水道水は、井戸水をそのまま使うか、河川の水を浄水して使うかということになるが、南薩一体で浄水場を持っているのは本市のみであり、河川水を浄水するには、金山浄水場のような大きな施設を必要とし、さらに電気・薬品の使用や人件費も要するため、給水原価が高くなることから、当然に供給単価も高くなることになる。
- ・ 1立方メートル当たりの給水原価が141円40銭、供給単価が158円10銭で前年度より12銭安くなり、差し引き16円70銭の黒字を出しているが、これを水道料金に反映できないのかということについては、修繕や機械の更新等もなく費用を余り使わなければ、給水原価が抑えられるということになるが、その分をすぐに料金改定に反映させたとしても、次年度以降に費用を抑えられなかった場合には、すぐに赤字に転落するということにもなるので、長期的視点に立って計画的な運営を行っている状況である。
- ・ 費用対職員給与において、本市が県内でも上位となっていることについて、本市の場合は、委託の状況が進んでいないということもあるが、下水道料金の徴収委託を受けて行っており、その分の雑収益を人件費になおすと2人分となるなど、ただ単に数字的に職員数が多いととれない状況がある。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立石幸徳

枕崎市議会議員 豊留榮子

枕崎市議会議員 中原重信